

第3章 地域環境の保全

第1節 良好な大気環境の確保

1 大気質の保全

【現状と課題】

大気汚染は、工場・事業場から排出されるばい煙や自動車排出ガスなどによって引き起こされます。

高度経済成長期には、大気汚染が急速に進行しましたが、近年、工場・事業場や自動車排出ガスへの対策が進み、全般的に改善されてきました。

環境基準の達成状況を測定項目別に見ると、令和3年度は二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、すべての測定局で環境基準を達成しました。また、平成21年度に新たに環境基準が設定された微小粒子状物質（PM_{2.5}）についても、2年連続で、すべての測定局で環境基準を達成しました。

一方、光化学オキシダントは、すべての測定局で環境基準非達成となっています。光化学オキシダントの環境基準は、昼間（5～20時）の1時間値で評価しており、1年のうちに1時間でも基準値を超えてしまうと非達成となります。なお、令和3年度の昼間の時間において、1時間値が環境基準値以下となった割合は、約94%でした。

図表 3-1-1 大気汚染物質の環境基準達成率（%）

項目／年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
二酸化硫黄及び一酸化炭素	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
二酸化窒素	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
浮遊粒子状物質	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
光化学オキシダント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【参考】（ ）内は、1時間値における環境基準値以下の割合	(92)	(91)	(92)	(91)	(90)	(89)	(92)	(92)	(93)	(94)
微小粒子状物質（PM _{2.5} ）	0	9	24	38	71	71	83	96	100	100

（注）環境基準達成率：環境基準達成測定局数／測定局数×100%

資料：県環境保全課

微小粒子状物質（PM_{2.5}）は、平成25年1月の中国の深刻な大気汚染の影響により、県内でも濃度が上昇し、大きな関心が寄せられました。本県では、国が定めた注意喚起の基準を超過した場合には、高濃度予報を発表し県民への注意喚起を行うこととしていますが、これまでに高濃度予報を発表したことはありません。

その他には、黄砂や酸性雨の問題があります。

黄砂とは、中国内陸部の乾燥・半乾燥地域で強風により吹き上げられた多量の砂塵が上空の偏西風に運ばれて日本に飛来し降下する現象です。近年、飛来が大規模化しており、過放牧や耕地の拡大等の人為的な要因等の影響が指摘されています。

本県でも、黄砂の影響により、浮遊粒子状物質や微小粒子状物質（PM_{2.5}）の濃度が上昇する日が、例年観測されています（令和3年度黄砂観測日数：3日）。

1 環境基準：環境基本法第16条第1項の規定に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、国が定める環境の基準。大気汚染にかかるものは、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類の11物質について定められている。（基準値は、「広島県環境データ集」を参照）

2 微小粒子状物質（PM_{2.5}）：大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が2.5μm（1μm（マイクロメートル）は1mmの千分の1）以下のものをいう。PM_{2.5}は非常に小さい（髪の毛の太さの1/30程度）ため、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も懸念されている。

3 光化学オキシダント：工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）や炭化水素類（HC）を中心とする一次汚染物質から太陽光線による光化学反応により二次的に生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている。光化学オキシダントは強い酸化力を持ち、高濃度では目やのどへの刺激や呼吸器へ影響を及ぼし、植物などへも影響を与える。

酸性雨は、硫黄酸化物や窒素酸化物の酸性物質が、雨などに溶け込んで通常より強い酸性を示す現象で、生態系や建造物への悪影響を及ぼします。国外（中国大陸）からの影響も指摘されています。

本県における降水pH⁴（年平均値）は、ほぼ横ばいで推移していますが、全国と同様にpH4～5の雨が観測されています。

図表 3-1-2 降水pH（年平均値）

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
広島市	4.6	4.7	4.4	4.7	4.6	4.5	4.7	4.6	4.7	4.9
呉市	4.6	4.8	4.6	4.7	5.0	5.0	5.1	4.7	4.9	4.9
福山市	5.3	5.1	5.6	5.0	5.1	5.0	5.2	4.8	5.3	-
三次市	5.2	5.2	5.0	5.0	5.1	5.1	5.3	5.3	5.9	5.5

資料：県環境保全課，広島市，呉市，福山市

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R3）	目標値 （目標年度）	目安 ^{※1}	指標の 達成率	進捗状況
環境保全課	環境基準達成率： 二酸化硫黄	%	100	100	100 (R7)	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率： 一酸化炭素		100	100	100 (R7)	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率： 二酸化窒素		100	100	100 (R7)	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率： 浮遊粒子状物質		100	100	100 (R7)	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率： ベンゼン		100	100	100 (R7)	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率： ジクロロメタン		100	100	100 (R7)	100	100%	目標どおり達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

（1）効果的・効率的な監視・情報提供体制の整備

ア 大気汚染の常時監視等 [環境保全課]

11市3町に設置した37局の大気測定局と中央監視局で構成する常時監視システムにより、県内の大気汚染状況を常時監視するとともに、大気汚染による人の健康被害等を未然に防止するため、緊急時に工場等にはばい煙等の排出削減を要請する措置や、県民への周知及び大気汚染予報等の対策を実施しています。また、主要発生源の企業8社9工場に発生源測定局を設置し、硫黄酸化物、窒素酸化物の排出状況を監視しています。

4 pH：酸性かアルカリ性かの程度を0から14までの数値で表したもので、水素イオン濃度を表す単位。7が中性、数が小さいほど酸性が強く、数が多いほどアルカリ性が強いことを示す。何も溶けていない水のpHは7.0で中性であるが、大気中の二酸化炭素が十分溶け込んだ場合のpHが5.6であるため、酸性雨はpH5.6以下となる。

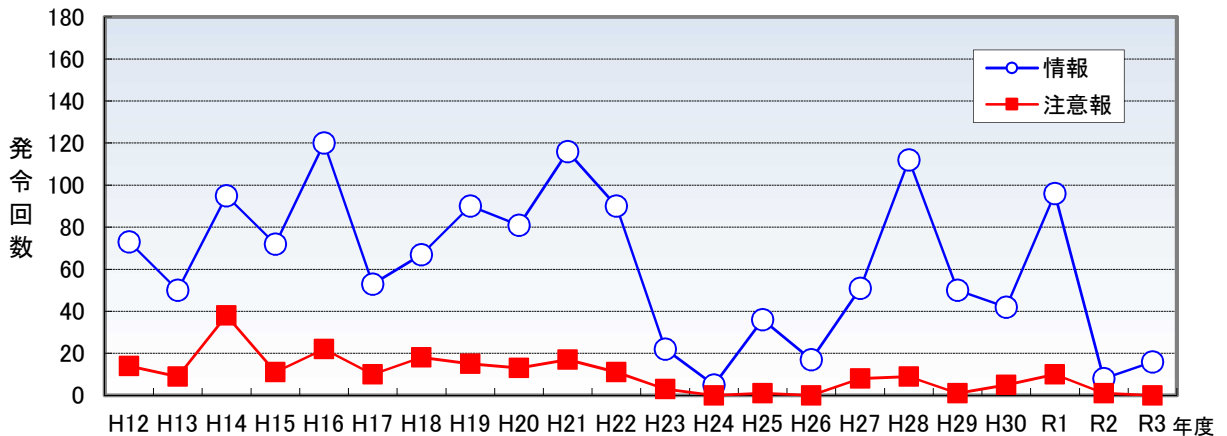
【令和3年度実績】常時監視システムにより大気汚染状況を監視し、緊急時のばい煙の排出削減要請措置や県民への周知等を実施。

光化学オキシダントに係る緊急時発令については、情報を16回発令（注意報は発令なし）。毎時データや発令情報はホームページ、モバイルサイトに掲載し、迅速に情報提供。

微小粒子状物質（PM2.5）については、県内25局で監視。《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

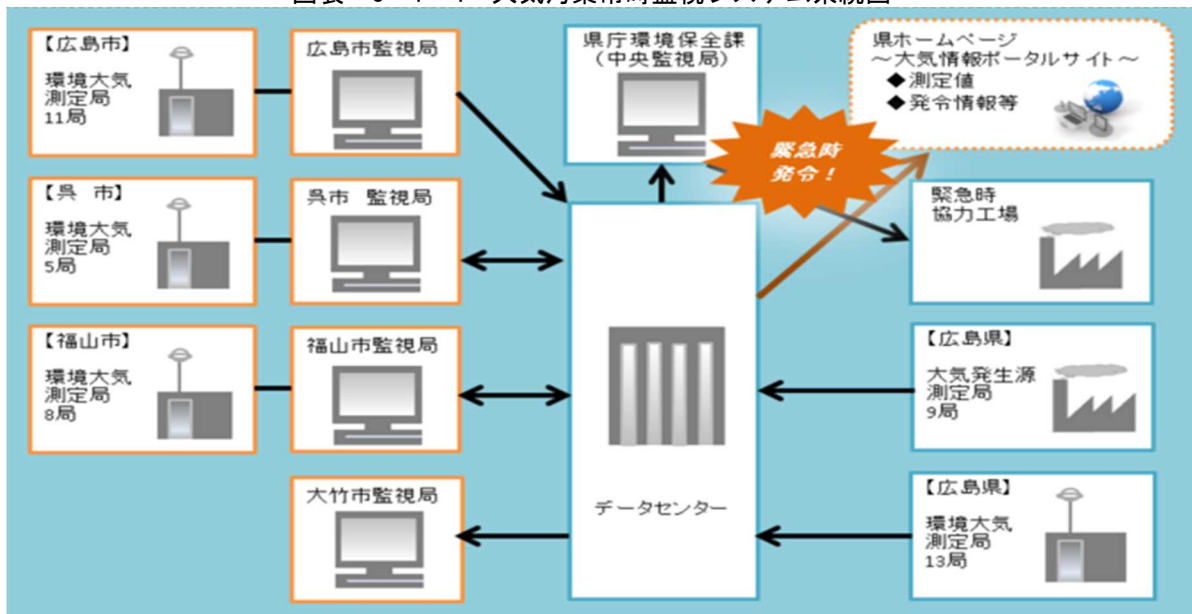
【令和4年度内容】引き続き、常時監視システムにより大気汚染状況を常時監視し、緊急時の措置や県民への迅速な周知等を実施。

図表 3-1-3 光化学オキシダントに係る緊急時発令状況



資料：県環境保全課

図表 3-1-4 大気汚染常時監視システム系統図



資料：県環境保全課

イ 酸性雨モニタリング調査 [環境保全課]

地域環境への酸性物質の蓄積動向に着目し、降雨のモニタリングを継続して実施するとともに、県内の調査結果を踏まえて影響を監視します。《調査結果は、「図表 3-1-2 降水pH (年平均値)」参照》

【令和3年度実績・令和4年度内容】三次市で酸性雨モニタリング調査を実施。

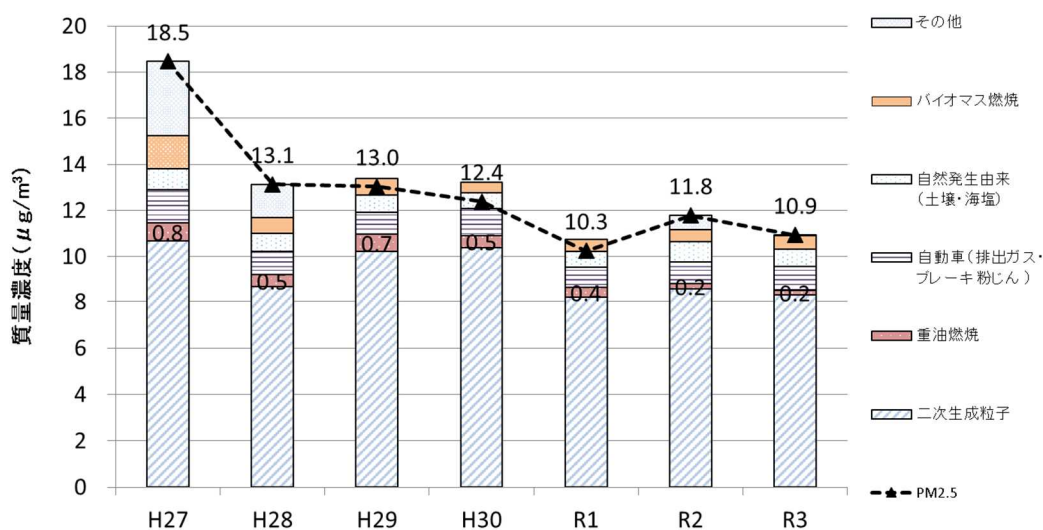
ウ 微小粒子状物質（PM2.5）成分分析〔保健環境センター〕

本県では、定期的に微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析を実施し、得られた成分データ（年平均値）から発生源の寄与濃度を推定しています。

本県におけるPM2.5濃度は平成27年度以降、減少傾向にあります。これは、大陸からの越境汚染の影響が減少したためと考えられます。また、二次生成粒子⁵や産業活動に起因する重油燃焼由来の寄与濃度は減少し、自動車由来や自然発生由来の寄与濃度は、ほぼ横ばいで推移しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】PM2.5の成分分析を県内1地点（大竹市）において年4回実施し、発生源寄与濃度を推定。

図表 3-1-5 広島県（大竹市）における発生源寄与濃度の推定



資料：保健環境センター

(2) 固定発生源対策の推進

ア 排出規制の実施〔環境保全課〕

工場・事業場からのばい煙（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等）及び粉じん等について、大気汚染防止法及び生活環境保全条例による規制を実施しています。また、大気汚染事故が発生した場合には、「広島県危機対策運営要領（大気汚染事故）」（平成21年度策定）に基づき、関係機関と連携して速やかな対応を実施します。

【令和3年度実績・令和4年度内容】大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づき、立入指導を実施。令和3年度は、全工場(3,317工場)のうち、766工場に立入検査を実施し、158工場に対し、行政指導を実施。《立入検査状況は、「広島県環境データ集」参照》

5 二次生成粒子：大気中のガス成分が光化学反応により粒子化したもの。

イ 揮発性有機化合物（VOC⁶）の排出抑制 [環境保全課]

浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントによる大気汚染の防止を目的として、原因物質の一つであるVOCの排出量を削減するため、工場の立入検査を実施し、平成22年4月から排出基準が適用された既存施設について引き続き指導を強化しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】排出基準適用施設に対し、排出濃度検査等を実施するとともに、必要に応じて改善等を指導。また、基準適用外施設に対してもガイドライン等を活用し、自主的な取組を支援。令和3年度は14工場の立入調査を実施。

ウ 水銀の排出抑制 [環境保全課]

環境中を循環する水銀の総量を地球規模で削減するという水俣条約の趣旨に沿って、水銀の大気排出量をできるだけ抑制することを目的に平成27年6月に「大気汚染防止法」の一部が改正（平成30年4月施行）され、同法の排出基準が適用された施設について排出抑制指導を実施しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】大気汚染防止法に基づき、立入指導を実施。令和3年度は、全工場(75工場)のうち、延べ28工場に立入検査を実施。

エ 有害大気汚染物質のモニタリング [環境保全課]

大気中の濃度が低濃度であっても、人が長期的に曝露された場合に、発ガン性など健康への影響が懸念される有害大気汚染物質による大気の汚染状況を把握するため、ベンゼン等の環境基準設定物質を含む21の優先取組物質について月1回のモニタリングを実施しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】県内16か所でモニタリングを実施。令和3年度は、環境基準値又は国の指針値がある項目について基準値等を超過するものはなし。《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

(3) 「自動車使用合理化計画⁷」策定・公表制度の運用（再掲）

※ 第2部 第1章 第1節3 「(1)『自動車使用合理化計画』策定・公表制度の運用」(P8)

(4) 低炭素型交通体系の推進（再掲）

※ 第2部 第1章 第1節3 「(2)低炭素型交通体系の推進」(P9)

(5) 低公害車等の導入拡大（再掲）

※ 第2部 第1章 第1節3 「(4)低公害車等の導入拡大」(P10)

(6) エコドライブ⁸等の普及（再掲）

※ 第2部 第1章 第1節3 「(5)エコドライブ等の普及」(P10)

(7) 県自らの低公害車の率先導入（再掲）

※ 第2部 第1章 第1節3 「(6)県自らの低公害車の率先導入」(P10)

6 VOC: Volatile Organic Compounds の略称で、常温常圧で大気中に容易に揮発する有機化学物質の総称。

7 自動車使用合理化: 自営配送から委託配送への転換、複数の荷主との共同輸配送、公共交通機関の利用などにより、自動車の走行量を削減すること。

8 エコドライブ: 二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための環境に配慮した運転。具体的には、駐停車時に原動機を停止する(アイドリング・ストップ)、経済速度で走る、無駄な荷物を積まない、無駄な空ぶかしをやめる、急発進・急加速・急ブレーキをやめる、マニュアル車は早めにシフトアップする、渋滞などをまねく違法駐車をしない、エアコンの使用を控えるにすることが挙げられる。

2 騒音・振動，悪臭の防止

【現状と課題】

(1) 騒音

近年の騒音公害は，都市化の進展や生活様式の多様化に伴い，深夜営業や日常の家庭生活に起因する近隣騒音が問題となっています。

騒音の環境基準は，住民の生活環境を保全する観点から，都市計画法に基づく用途地域の指定状況等の土地の利用形態，時間区分及び発生源（航空機及び新幹線鉄道等）に応じて指定されています。

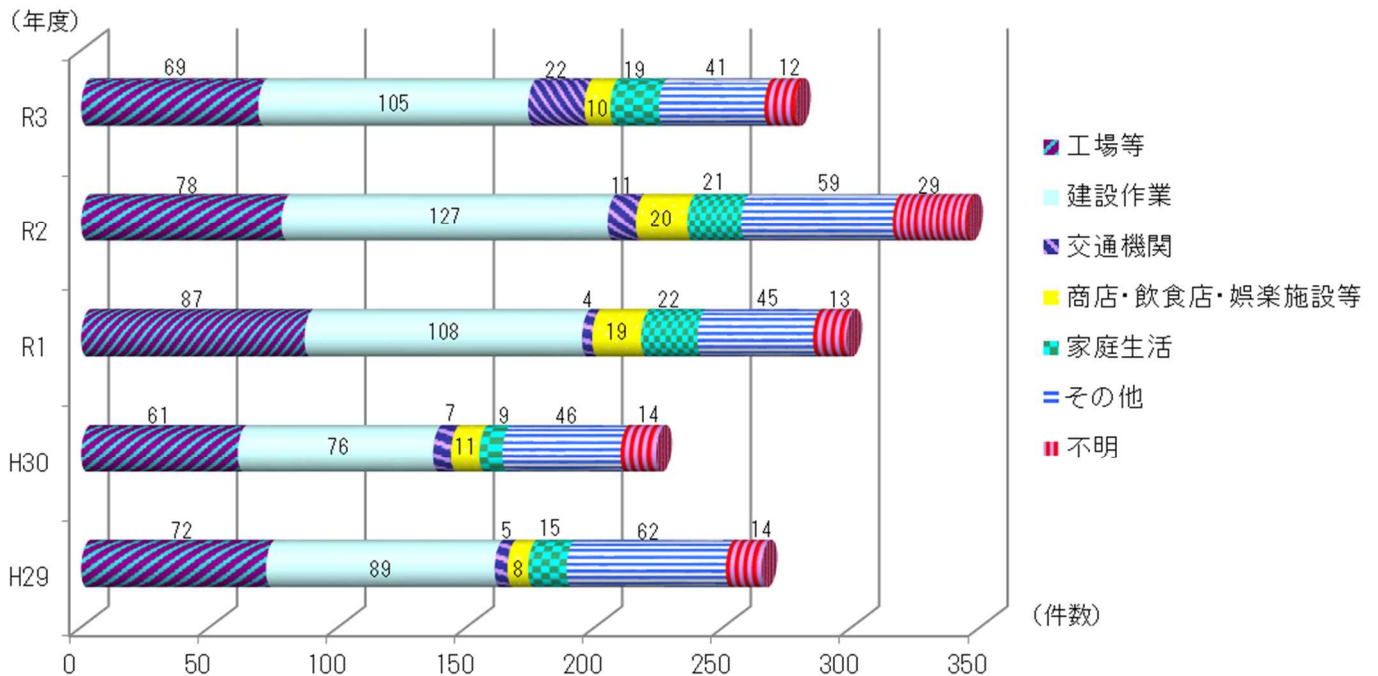
道路の沿線における自動車騒音の環境基準達成率は，一定の地域における騒音レベルが基準値を超過する戸数及び割合を把握する「面による評価」（面的評価）で見ると，経年的には横ばいの状況となっています。

航空機騒音については，広島空港周辺で，環境基準を達成しています（広島西飛行場周辺は廃港に伴い平成24年11月15日付けで環境基準の類型指定を解除）。

新幹線鉄道騒音の環境基準達成率については，低い状況にあります。

また，近年，人の耳では聞きとれない低周波音（空気振動）⁹による問題も生じています。

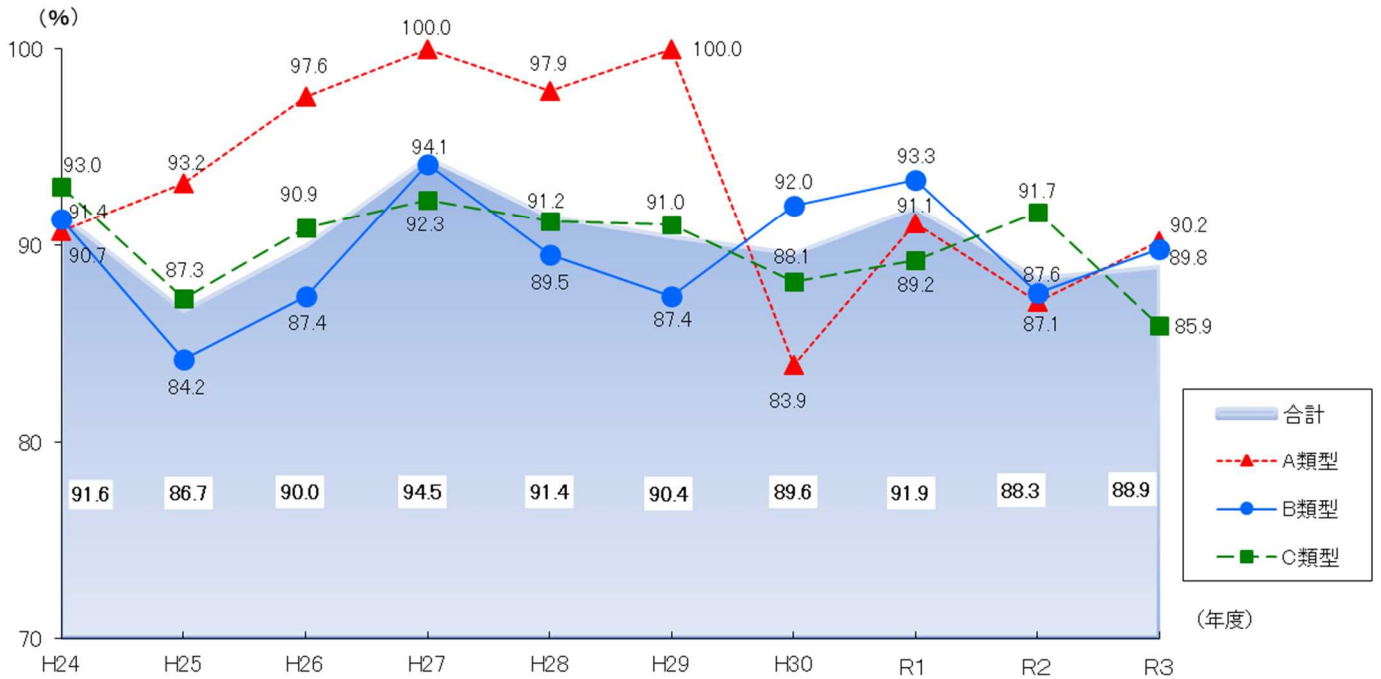
図表 3-1-6 騒音に係る当年度発生苦情件数の推移



資料：県環境保全課

⁹ 低周波音（空気振動）：人の耳には聞こえない20Hz以下の超低周波音と，20～100Hz程度の周波数範囲の音を合わせて，低周波音（空気振動）と通称される。人の聴覚感度が鈍くなる周波数範囲の音である。建具や窓，障子などが振動して音を発し，騒音・振動公害の一因として昭和40年代から問題化した。

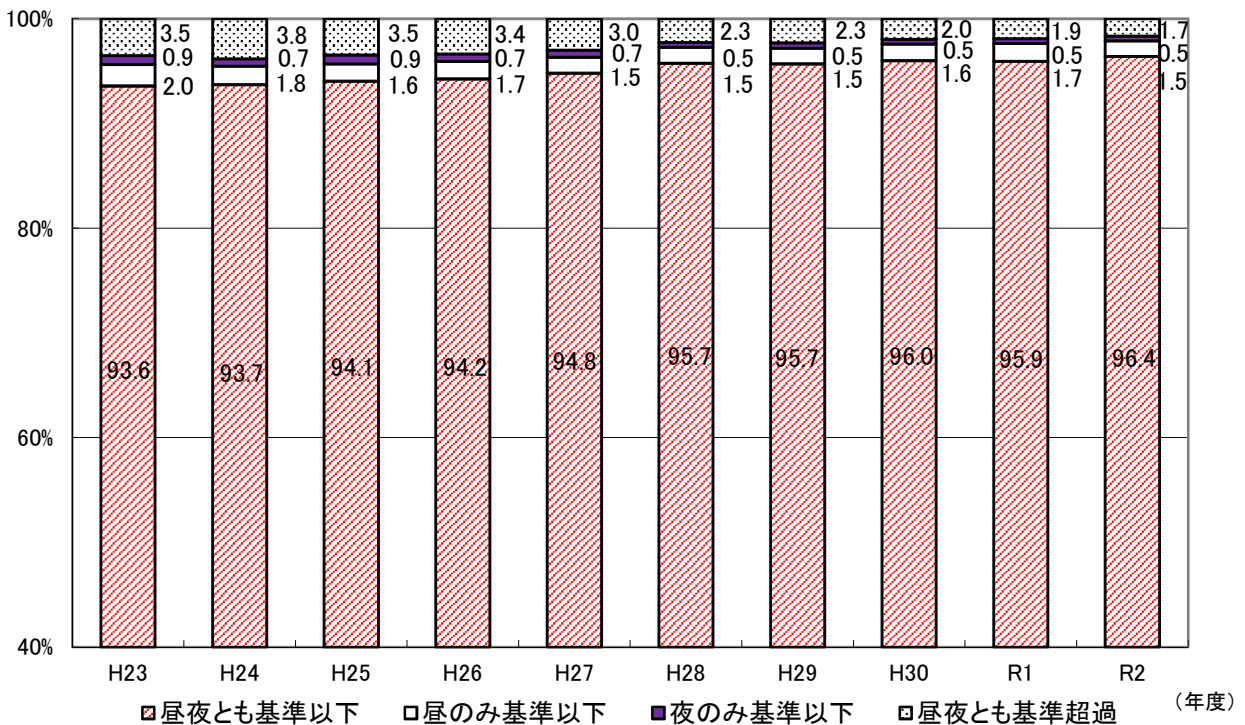
図表 3-1-7 一般地域における騒音の環境基準達成率



A 類型…騒音規制地域のうち、第1種区域及び第2種区域（第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）に属する地域
 B 類型…騒音規制地域のうち、第2種区域（第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域を除く。）に属する地域
 C 類型…騒音規制地域のうち、第3種区域及び第4種区域に属する地域

資料：県環境保全課

図表 3-1-8 自動車騒音の面的評価による環境基準達成率

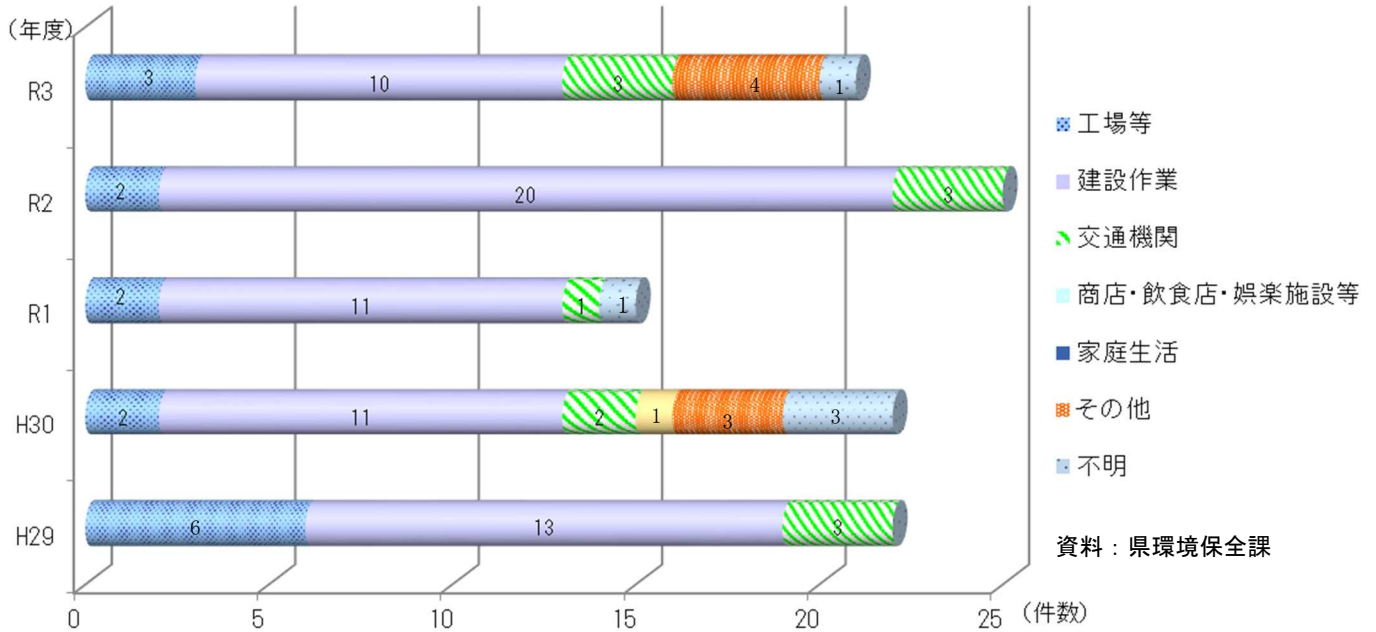


資料：県環境保全課

(2) 振動

振動公害は、工場、建設作業、交通機関等による人為的な地盤振動が原因で、建物を振動させて、物的又は感覚的被害を与えます。

図表 3-1-9 振動に係る当年度発生苦情件数の推移



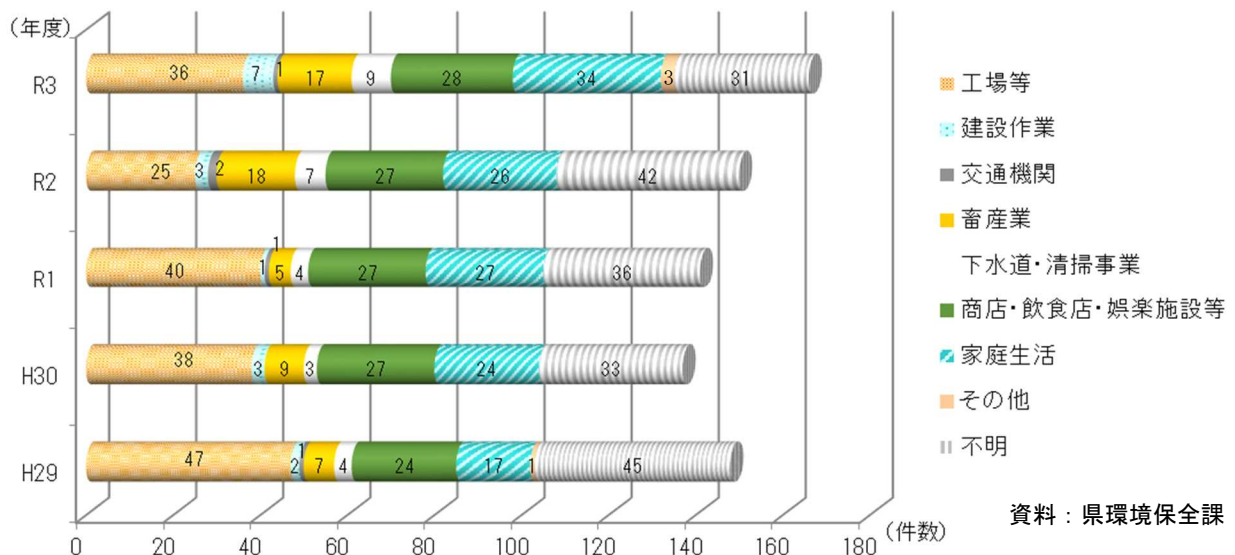
(3) 地盤の沈下

地盤沈下は、主として軟弱地盤において地下水を過剰に採取することによって生じるもので、一旦沈下を生じると、ほとんど回復することが不可能であるという特徴があります。現在、広島県において、地盤沈下が認められる地域はありません。

(4) 悪臭

悪臭の発生源は、製造業、塗装業、畜産業、下水・清掃事業、浄化槽など多種多様あり、様々な臭気物質が複合して生じるものであることから、臭気指数¹⁰に基づく規制の導入が効果的です。

図表 3-1-10 悪臭に係る当年度発生苦情件数の推移



10 臭気指数：においそのものを人の嗅覚により測定する方法。採取した空気を無臭空気希釈して実際に人がにおいを嗅ぎ、においのしなくなったときの希釈倍率から算出する。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R3)	目標値 (目標年度)	目安※1	指標の 達成率	進捗 状況
環境保全課	環境基準達成率：一般 地域における騒音	%	91.9	88.9	環境基準の達 成率の向上を 図る (R7)	91.9	96.7%	概ね達成
環境保全課	環境基準達成率：道路 に面する地域における 騒音		84.6	90.2		84.6	106.6%	目標どお り達成
環境保全課	環境基準達成率：航空 機騒音		100	100	100 (R7)	100	100%	目標どお り達成
環境保全課	環境基準達成率：新幹 線鉄道騒音		50	63.6	環境基準の達 成率の向上を 図る (R7)	50	127.2%	目標以上 達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

(1) 騒音・振動の防止

ア 自動車騒音・道路交通振動対策

(ア) 自動車騒音及び道路交通振動の実態把握 [環境保全課]

個々の自動車から発生する騒音は、「騒音規制法」による規制が行われており、段階的に強化されています。自動車騒音については環境基準の指定地域内、道路交通振動については県内主要道路の沿線で測定を実施しています。市町長は、測定の結果、限度を超えて道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、県公安委員会に対し、「騒音規制法」又は「振動規制法」に基づき、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請（令和3年度実績なし）したり、自動車騒音について、道路管理者等に対し意見（令和3年度実績なし）を述べます。《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

【令和3年度実績・令和4年度内容】自動車騒音の測定及び面的評価を実施。

イ 工場・事業場の騒音・振動対策

(ア) 工場・事業場等に対する規制の実施 [環境保全課]

a 騒音規制

「騒音規制法」及び「生活環境保全条例」により、指定地域内における特定の工場・事業場、特定の建設作業及び音響機器の騒音規制を実施するとともに、県内全域における深夜騒音、拡声放送等の規制を行っています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】21市町で規制地域を指定しており、県は、市町に対し、技術的・専門的な助言を行い、市町の円滑な事務執行を支援。《規制状況、届出状況及び立入調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

b 振動規制

「振動規制法」により、指定地域内における特定の工場・事業場、特定の建設作業の振動規制を実施しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】19市町で規制地域を指定しており、県は、市町に対し、技術的・専門的な助言を行い、市町の円滑な事務執行を支援。《規制状況、届出状況及び立入調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

(イ) 環境騒音の実態把握 [環境保全課]

【令和3年度実績・令和4年度内容】市町が一般地域や道路に面する地域の環境騒音の実態を把握し、県は市町に対し技術的な支援を実施。《類型指定状況、環境基準達成状況は、「広島県環境データ集」参照》

ウ その他の騒音発生源対策等

(ア) 航空機騒音の常時・短期測定 [環境保全課, 空港振興課]

広島空港周辺において、航空機騒音に係る環境基準の類型を指定しています。環境基準の達成状況等を把握するため、常時及び短期騒音測定を実施しています。《類型指定状況、測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

【令和3年度実績】常時5地点、短期20地点で騒音測定を実施。

【令和4年度内容】常時5地点、短期20地点で実施予定。

(イ) 新幹線騒音対策 [環境保全課]

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を指定しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】環境基準の達成状況等を把握するため、沿線において市町が測定を実施し、県は市町に対し技術的・専門的な助言を行い、市町の円滑な事務執行を支援。《類型指定状況、測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

(2) 悪臭の防止

ア 悪臭規制地域の指定 [環境保全課]

「悪臭防止法」により、指定地域内における全工場・事業場に対し、特定の悪臭物質濃度又は臭気指数による規制を実施しています。また、「生活環境保全条例」により、県内全域における特定の事業場に対し、規制を行っています。地域の指定は、住民の生活環境を保全するため、悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域等について行っています。《規制地域及び規制基準は、「広島県環境データ集」参照》

【令和3年度実績・令和4年度内容】市町への臭気指数規制の導入を推進。

イ 工場・事業場に対する悪臭規制の実施 [環境保全課]

【令和3年度実績・令和4年度内容】「悪臭防止法」及び「生活環境保全条例」による規制事務を行う市町において、工場・事業場に対して立入検査及び悪臭の測定を実施。《届出状況及び立入調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

第2節 健全な水環境の保全・管理

【現状と課題】

(1) 公共用水域¹¹の環境基準達成状況

ア 健康項目

人の健康の保護に関する項目（カドミウムなど27項目）については、測定した146の全地点で環境基準を達成しています。

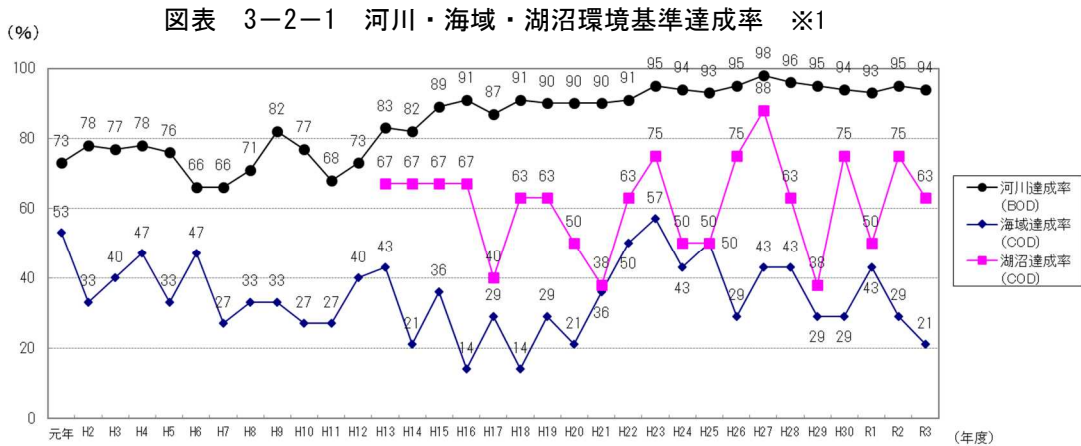
イ 生活環境項目

環境基準の類型が指定されている河川24水系82水域、海域14水域、湖沼8水域におけるBOD¹²（河川）・COD¹³（海域・湖沼）の環境基準の達成状況は、過去5か年の傾向として、河川及び海域は横ばい傾向ですが、湖沼は変動しています。

河川のBODの環境基準達成率は高い状況ですが、都市部の河川では、生活排水による汚濁がみられ、環境基準が達成されていません。

また、県内で排出されるCOD汚濁負荷量¹⁴は減少傾向ですが、内部生産¹⁵や藻場・干潟の減少等による浄化機能の低下などの影響により、海域のCOD環境基準達成率は低い水準で推移しています。富栄養化¹⁶に伴う赤潮¹⁷も依然として発生していることから、引き続き、海域に流入する汚濁負荷量の計画的な抑制が必要となっています。《類型指定状況と測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

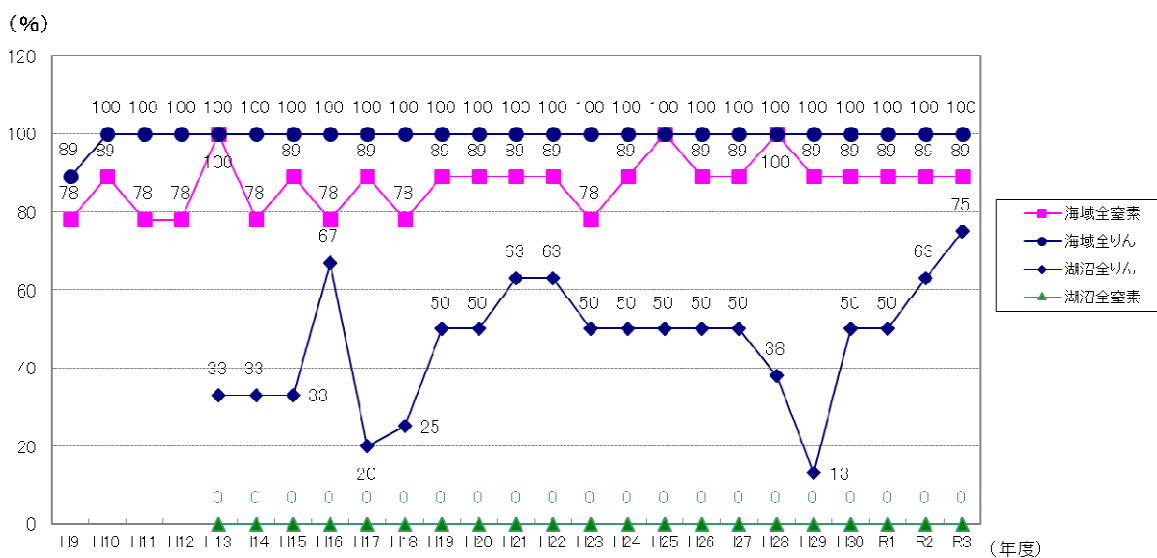
また、全窒素及び全りん¹⁸の環境基準の類型が指定されている海域9水域、湖沼8水域の環境基準の達成状況について、海域の全りんは全地点で基準を達成し、海域の全窒素も高い水準で基準を満たしていますが、湖沼の全窒素・全りんは横ばい又は変動傾向です。



※1 (環境基準達成水域数/環境基準類型指定水域数) × 100 資料：県環境保全課
 ※2 河川はBOD，海域・湖沼はCODの環境基準達成率

11 公共用水域：河川，湖沼，海域，港湾，沿岸海域など広く一般に開放された水域及びこれらに接続する下水路，用水路等公共の用に供する水域のこと。
 12 BOD：生物化学的酸素要求量。微生物が水中の有機物を分解する時に消費する酸素の量で，河川で環境基準値が定められている。この値が大きいくほど，汚濁の程度も大きい。
 13 COD：化学的酸素要求量。水中の有機物を酸化剤で酸化する時に消費される酸素の量で，湖沼・海域で環境基準値が定められている。この値が大きいくほど，汚濁の程度も大きい。
 14 汚濁負荷量：陸域から排出されるCOD，窒素及びりん等の汚濁物質の総量。「汚濁負荷量＝汚濁濃度×排出量」で計算する。
 15 内部生産：湖沼，内湾など閉鎖性水域において，植物プランクトンの増殖（光合成）により有機物が生産されること。植物プランクトンの増殖には，窒素やりんが不可欠であることから，こうした栄養塩類の水域への流入量を削減することにより内部生産を抑制できる。
 16 富栄養化：水の交換が少ない閉鎖性水域において，工場排水等により水中の栄養塩類の窒素やりんなどが増え，プランクトン等が増殖しやすい状態になること。
 17 赤潮：窒素やりんの増加に伴う水域の富栄養化により，水中の植物プランクトンが異常に増殖して水の色が赤褐色や茶褐色に変色すること。

図表 3-2-2 全窒素及び全りん環境基準達成率（海域・湖沼）※



※（環境基準達成水域数／環境基準類型指定水域数）／100

資料：県環境保全課

ウ 地下水

令和3年度は県内49地点で地下水の水質調査を実施し、環境基準達成率は、87.8%（令和2年度79.6%）でした。《測定結果等は、「広島県環境データ集」参照》

(2) 発生活濁負荷量

県内で排出される汚濁負荷量は、瀬戸内海流域がそのほとんどで、経年的には横ばい傾向です。

図表 3-2-3 県内で排出される汚濁負荷量（令和2年度末現在）

区分		産業排水 (t/日)	生活排水 (t/日)	その他 (t/日)	計 (t/日)
瀬戸内海	COD	18	15	7	39
	窒素	10	14	17	41
	りん	0.5	1.1	0.8	2.4
その他 (江の川)	COD	3	2	3	7
	窒素	0.5	2	7	9
	りん	0.1	0.1	0.4	0.6
県計	COD	20	17	10	47
	窒素	11	16	24	51
	りん	0.6	1.2	1.2	3.0

※端数処理の関係で、計が合わない場合がある。

資料：県環境保全課

産業排水の発生活濁負荷量のうち、COD、りんの約3～4割が総量規制の対象とならない小規模及び未規制の事業場等から排出されています。窒素については、指定地域内事業場からの負荷量が約9割を占めています。

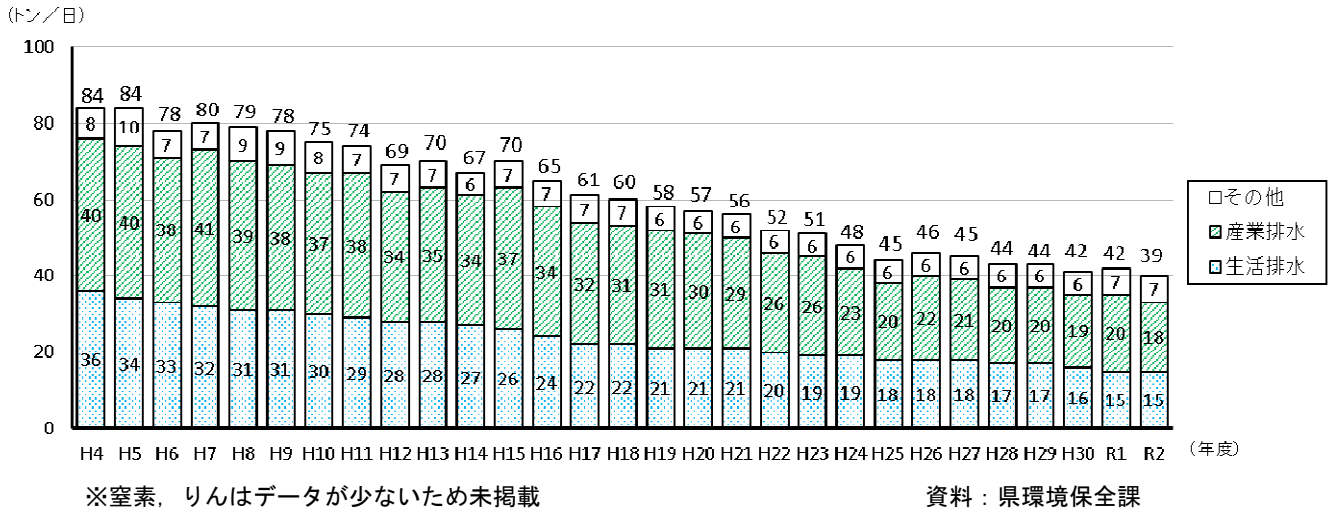
なお、産業排水の業種別の負荷量の割合としては、COD及び窒素では、パルプ・紙製造業、化学工業及び鉄鋼業で約6～7割を占めるなど、工業が盛んな本県の地域性を反映したものとなっています。

りんは、食料品製造業の割合が約2割を占めるほかは製造業以外の業種による負荷量が約4割と多くなっています。

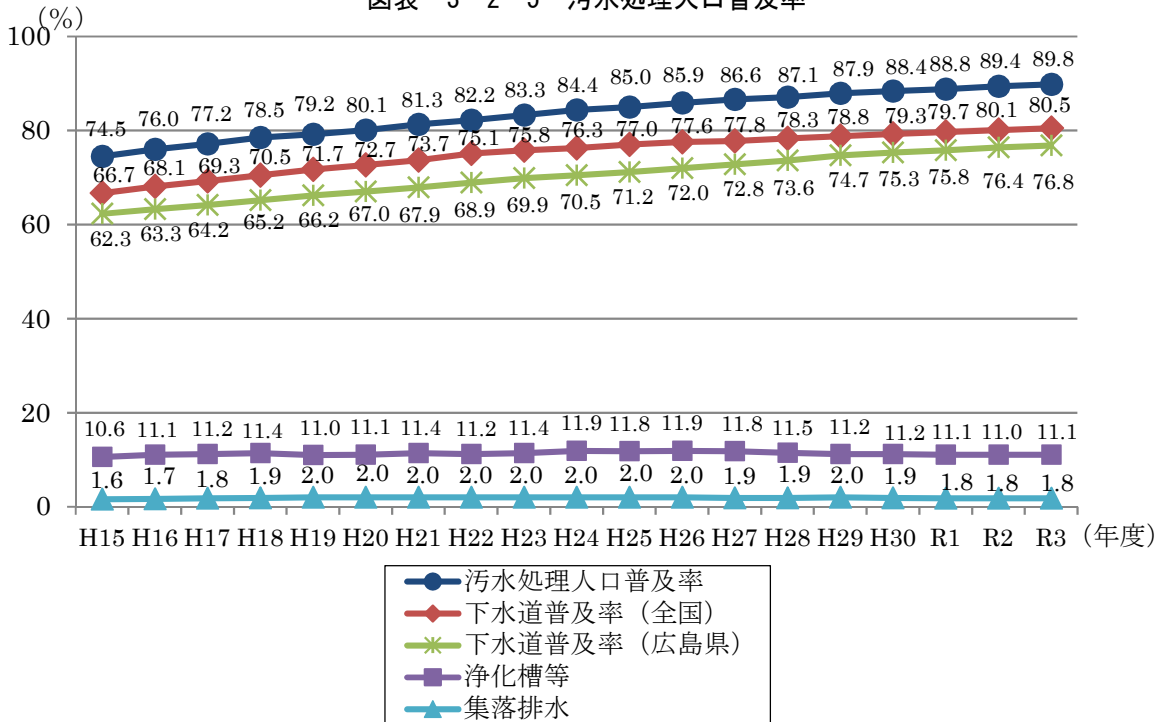
また、生活排水の発生汚濁負荷量のうち、CODの約5割が未処理のまま放流される生活雑排水によるものであり、排水処理施設の整備など、着実な対策が必要です。窒素については、下水道終末処理場からの負荷量が約5割を占めていますが、これは下水道整備の進展により、生活雑排水の処理が進んだ結果です。

なお、汚水処理人口普及率（し尿と生活排水の処理率）を地域別に見ると、市域と町域で格差があり、とりわけ中山間地域では、地形的な条件等により整備が遅れています。《産業排水、生活排水ごとの発生源別汚濁負荷量の割合等は、「広島県環境データ集」参照》

図表 3-2-4 瀬戸内海流域におけるCOD発生汚濁負荷量



図表 3-2-5 汚水処理人口普及率



(注) 令和3年度は暫定値

資料：県循環型社会課、県農業基盤課、県港湾漁港整備課、県都市環境整備課

(3) 富栄養化の状況

県内の湖沼や海域においては、生活排水等の流入による窒素・りん濃度の上昇（富栄養化）が原因となり、植物プランクトンが繁殖して赤潮や水道水源の利水障害が発生しています。

棕梨ダムでは、過去10数年来、水の華¹⁸・アオコが発生しており（令和元年度は54日、令和2年度は45日確認）、特に、平成8年には下流の宮浦・坊士浄水場の濾過障害の遠因と考えられ、平成12年には貯水池内のアオコの大量発生による異臭及び景観阻害が生じているため、水質保全対策が必要とされています。《赤潮発生海域概要及び棕梨ダムのアオコ確認日数は、「広島県環境データ集」参照》

図表 3-2-6 赤潮発生状況

年	発生件数		発生継続日数別件数 (広島県)				発生日数 (広島県)		漁業被害を 伴った件数	
	広島県	瀬戸内海	5日以内	6～10日	11～30日	31日以上	発生日数	平均日数	広島県	瀬戸内海
H18	9	94	0	2	4	3	282	41	1	11
H19	3	99	0	1	1	1	143	47	0	9
H20	2	116	0	0	1	1	50	25	0	19
H21	4	104	0	0	0	4	233	58	0	7
H22	4	91	0	0	0	4	169	42	0	9
H23	2	89	0	0	1	1	59	30	1	11
H24	3	116	0	1	0	2	96	32	0	18
H25	6	83	0	0	3	3	195	33	0	9
H26	4	97	0	0	0	4	241	60	1	13
H27	4	80	0	0	1	3	217	54	0	16
H28	3	78	0	0	0	3	277	92	1	14
H29	2	71	0	0	0	2	145	73	0	12
H30	4	82	0	0	1	3	150	38	0	9
R1	2	58	0	0	0	2	97	49	0	6
R2	4	83	0	0	2	2	210	53	1	6
R3	2	70	0	0	0	2	161	81	1	12

資料：水産庁瀬戸内海漁業調整事務所、県水産課

(4) 水循環

水は、蒸発・降水・浸透・貯留・流下・海への流入という過程を繰り返す中で浄化されますが、都市への急速な人口・産業の集中と過疎化の進行、産業構造やライフスタイルなどの社会変化を背景として水循環が急激に変化したことにより、河川流量や雨水浸透量の減少、湧水の枯渇、水質汚濁、生態系への影響などの諸問題が生じています。

こうした問題の解決を図るためには、それぞれの地点で環境の質を判断し、汚濁負荷の低減を通じて環境の保全を図る「場の視点」による取組とあわせ、水源となる森林から海に至る河川の流域を一体的な水循環系として捉える「流れの視点」に基づいて、河川流量や地下浸透量の保全等を図る取組が不可欠です。併せて、家庭や工場・事業場における水の合理的・循環的な利用をさらに進めていく必要があります。

18 水の華：植物プランクトンの異常増殖によって水の色が変化する現象。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R3)	目標値 (目標年度)	目安 ※1	指標の 達成率	進捗 状況
環境保全課	環境基準達成率：重金属等有害物質	%	100	100	100 (R7)	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率：河川BOD		92.7	93.9	環境基準の 達成率の 向上を図る (R7)	92.7	101.3%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率：海域COD		42.9	21.4		42.9	49.9%	未達成
環境保全課	環境基準達成率：海域全窒素		88.9	88.9		88.9	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率：海域全りん		100	100		100 (R7)	100	100%
環境保全課	環境基準達成率：地下水		81.6	87.8	環境基準の 達成率の 向上を図る (R7)	81.6	107.6%	目標どおり達成
環境保全課	COD汚濁負荷量（瀬戸内海水域）：生活系COD	t/日	16 (H30)	15 (R2)	具体的な数 値は「第9 次水質総量 削減計画」 に定める (R4 策定予 定)	—	—	—
環境保全課	COD汚濁負荷量（瀬戸内海水域）：産業系COD		19 (H30)	18 (R2)				
環境保全課	COD汚濁負荷量（瀬戸内海水域）：その他COD		6 (H30)	7 (R2)				
循環型社会課ほか	污水処理人口普及率	%	88.8	89.8	92.8 (R8)	91.3	98.4%	概ね達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

＜未達成の項目の要因と今後の対応方針＞

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
環境基準達成率： 海域COD	<p>海域CODの環境基準達成率は、年度によって変動はあるものの、令和元年度と比較して、県西部及び東部海域の水域において環境基準が未達成となったことから、県全体の達成率が低下した。</p> <p>要因として、陸域（河川、工場・事業場等）や外海からの有機物の流入、内部生産等による濃度上昇が考えられる。</p>	<p>「広島県水質総量削減計画」に基づき、工場・事業場等からの排水等について監視・指導を適切に実施するなど、汚濁発生源に係る対策を推進します。</p>

【取組状況】

（1）生活排水処理対策（し尿等）の推進

ア 広島県污水適正処理構想の推進 [都市環境整備課・港湾漁港整備課・農業基盤課・循環型社会課]
生活排水に係る各種污水処理施設（下水道，集落排水，浄化槽等）の整備を効率的に進めるため，令和2年3月に広島県污水適正処理構想の見直しを実施した。

イ 下水道の整備促進 [都市環境整備課・流域下水道課]

（ア）公共下水道の整備

公共用水域の水質改善及び生活環境の改善を目指して，市町の下水道整備を推進しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】14市8町で，下水道整備及び維持管理を実施。

(イ) 流域下水道の整備

市街化の進展が著しい河川流域について、流域を一体とした効果的な下水処理を行うため、各浄化センターの建設を推進するとともに、維持管理を行っています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】太田川流域下水道については、東部浄化センターの改築及び維持管理を実施（令和3年度末現在、148,380 m³/日で稼働）。また、窒素・りんの除去を目的に高度処理を実施している。芦田川流域下水道については、芦田川浄化センターの建設及び維持管理を実施（令和3年度末現在、190,400 m³/日で稼働）。また、窒素・りんの除去を目的に高度処理を実施している。沼田川流域下水道については、沼田川浄化センターの建設及び維持管理を実施（令和3年度末現在、23,800 m³/日で稼働）。令和4年度は水処理池を増設中であり、完成後は処理能力が11,000 m³/日増加する。

ウ 農業・漁業集落排水処理施設の整備促進

(ア) 農業集落排水事業 [農業基盤課]

農業振興地域内の農業集落において、農業用水や公共用水域の水質改善及び生活環境の改善を目指して、農業集落排水施設の整備及び更新を実施しています。

【令和3年度実績】1地区について整備、8地区について更新。

【令和4年度内容】9地区について更新。

(イ) 漁業集落環境整備事業 [港湾漁港整備課]

漁港区域背後の漁業集落において排水処理施設を整備することにより、前面海域への負荷を低減するとともに、集落内の生活環境の改善を図っています。

【令和3年度実績】汚水管路等を2地区で更新。

【令和4年度内容】汚水管路等を1地区で整備、3地区で更新。

エ 浄化槽の整備促進等 [循環型社会課]

(ア) 浄化槽の整備

集合処理施設の整備が地理的・経済的に困難な地域において生活排水対策を推進するため、小型浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業を実施しています。また、し尿のみを処理する単独処理浄化槽が多数設置されていることから、生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽への転換を推進しています。

【令和3年度実績】小型浄化槽設置整備事業で17市町（572基の浄化槽）、公共浄化槽整備推進事業で3市（160基の浄化槽）に対し補助。

【令和4年度内容】小型浄化槽設置整備事業で19市町（761基の浄化槽）、公共浄化槽整備推進事業で3市（150基の浄化槽）に対し補助。

図表 3-2-7 事業の概要

区分	小型浄化槽設置整備事業	公共浄化槽等整備推進事業
事業の内容	個人設置の浄化槽（単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換に限る。）に助成する市町に対し、市町の事業費の1/3×減額率（一律）を事業実施年度に補助	市町が公共事業として浄化槽を整備する事業に対し、市町の起債元金償還額（交付税措置分を除く。）の1/2もしくは1/3を起債償還年度に補助

図表 3-2-8 浄化槽の法定検査の受検率の推移 (単位：%)

区 分 \ 年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	全 国 (R2)
新設時の検査(7条検査)	99.4	99.5	100.0	99.8	100.0	99.7	96.8
定 期 検 査(11条検査)	65.4	67.4	70.5	70.7	71.8	71.2	45.7

資料：県循環型社会課

【令和3年度実績・令和4年度内容】浄化槽適正維持管理促進協議会を開催し、浄化槽の適正な維持管理の促進や効果的な普及啓発について、関係者と意見交換や協議を実施。また、県内全市町と共催で浄化槽維持管理業者を対象とする講習会を開催。

オ 生活排水浄化対策推進要綱等に基づく取組 [環境保全課]

生活排水対策の推進に関して基本となる生活排水浄化対策推進要綱により、全県的な生活排水対策を推進しています。さらに、水質汚濁が懸念される河川や湖沼については、生活排水対策重点地域の指定(黒瀬川・高屋川・山南川・二河川・藤井川)等による対策を講じています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】市町や関係団体の協力を得て、普及啓発活動を実施するとともに、計画の推進を図るため、計画の進行状況の把握や関係機関相互の連絡調整などを実施し、住民、事業者、行政が一体となった生活排水対策を推進。

(2) 水源林等の保全・整備の推進

ア 水源地域整備事業 [森林保全課]

水源地域において、森林の有する水源涵養機能^{かん}を高度に発揮させ、水資源の確保と県土の保全に資するため、荒廃地、荒廃移行地の復旧整備及び荒廃森林の整備を総合的に実施しています。

(3) 地下水汚染対策の推進

ア 地下水質調査 [環境保全課]

「水質汚濁防止法」に基づき、地下水の汚染状況を監視するため地下水質調査を行っています。

【令和3年度実績】県内52地点での調査を実施。

【令和4年度内容】県内53地点での調査を実施予定。

(4) 瀬戸内海の水質の保全・管理

ア 排水規制等の実施 [環境保全課]

特定事業場からの排水に対しては、水質汚濁防止法や生活環境保全条例等により排水基準や総量規制基準を設定し排水規制を実施しています。また、排水規制を受けない小規模の事業場に対しては、排水処理施設の適正な維持管理などについて指導を行っています。《特定事業場の届出状況は、「広島県環境データ集」参照》

【令和3年度実績・令和4年度内容】立入検査や排水検査を実施し、処理施設、排水方法の改善等が必要な事業場については、適切な排水等を行うよう指導。さらに、行政処分による措置が必要と認められた場合は、改善命令等の行政処分を実施。《立入検査数は、「広島県環境データ集」参照》

イ 化学的酸素要求量，窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の推進 [環境保全課]

第8次総量削減計画（平成29年6月26日策定（告示））に基づき，瀬戸内海に流入する汚濁負荷量の総量の総合的かつ計画的な抑制を図っています。計画達成の方策として，下水道・合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備（生活排水対策），総量規制基準による工場・事業場の排水対策や小規模事業場排水対策（産業排水対策），農地からの負荷低減対策，畜産排水対策，養殖漁場の環境改善等を行っています。

図表 3-2-9 第8次総量削減計画負荷量 (単位：t/日)

区分	令和元年度（目標年度）	26年度（基本年度）	削減
COD	45	45	0
窒素	40	39	+1
りん	2.2	2.2	0

資料：県環境保全課

【令和3年度実績】工場・事業場への立入検査を行い総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の測定状況等の監視・指導等により，第8次総量削減計画を推進。

※ 特定事業場の汚濁負荷量自動測定器設置状況（令和3年度末現在）：COD198基，窒素166基，りん166基

【令和4年度内容】引き続き，工場・事業場の監視・指導を実施。また，第9次総量削減計画を策定する。

ウ 公共用水域等の常時監視等 [環境保全課]

公共用水域や地下水の水質及び底質の状況を把握するため，測定計画を策定し，水質の常時監視を行っています。《測定結果は，「広島県環境データ集」参照》

【令和3年度実績・令和4年度内容】水質の常時監視を実施。（令和3年度実績は次のとおり。）

図表 3-2-10 水質常時監視実績（令和3年度）

項目	対象水域等
公共用水域	河川：38水系227地点，海域：6海域67地点，湖沼：8水域8地点
底質	河川：5水系12地点，海域：3海域14地点

エ 各種調査 [環境保全課] 《調査結果は，「広島県環境データ集」参照》

水質保全対策の一環として，海水浴場調査を実施しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】県内の主要海水浴場の水質調査を開設前（5月）14か所，開設中（7月）14か所で実施。令和3年度は，いずれも海水浴に適した水質であり，病原性大腸菌O157についても調査した結果，いずれの海水浴場からも検出なし。

オ 養殖漁場における環境負荷の削減 [水産課]

魚類養殖における給餌方法及び放養密度の適正化等の指導により，水質汚濁負荷量の削減を図っています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】魚類養殖における給餌方法及び放養密度の適正化等を指導。令和3年度は県内説明会（内水面1か所），巡回指導（海面4か所，内水面7か所）を実施。令和4年度も同様。

カ 赤潮対策 [水産課]

(ア) 監視通報体制の強化

赤潮による漁業被害を未然に防止するため、国及び瀬戸内海沿岸域の1府10県の観測データを情報交換するとともに、県内拠点漁協からの通報、水産海洋技術センター及び関係農林水産事務所の赤潮発生状況調査等を基に赤潮情報を発令し、カキ、ハマチ、タイ等養殖業の漁業被害の軽減を図っています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】赤潮による漁業被害の未然防止を図るため、国及び瀬戸内海沿岸府県との情報交換（随時）や赤潮情報を発信。令和3年度は、6件の赤潮情報（注意報・警報・漁業被害について・解除）を発信。

(イ) 調査研究の推進

赤潮発生機構を解明するため、水温、塩分、溶存酸素、栄養塩類及び赤潮プランクトンを調査しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】令和3年度は12回の定期水質調査、14回の有害赤潮の発生特性調査を実施。

キ 持続性の高い農業生産方式の導入推進 [農業技術課]

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律は令和4年7月1日付で廃止。以下「旧法」という）の附則による「旧法」の廃止に伴う経過措置に基づき、堆肥等を使った土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行おうとする者に対して、農業生産方式の導入計画達成を支援しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】認定を受けようとする者への助言等を実施。令和3年度は29件（県認定0件、市町認定29件）の計画を認定。

ク 特別栽培農産物の推進 [農業技術課]

農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき生産された農産物を「安心！広島ブランド」として認証し、環境への負荷をできる限り低減した栽培方法の普及促進を図っています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】制度の啓発を図り、認証を推進。令和3年度は198件を認証。

ケ 耕畜連携による資源循環型畜産の推進 [畜産課]

畜産経営の健全な発展のため、「広島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」に基づいて、家畜排せつ物の管理の適正化を図り、畜産環境の保全及び資源循環型畜産の確立を積極的に推進します。

また、家畜排せつ物の適正な管理による畜産環境の保全並びに堆肥化等による家畜排せつ物の農地へのリサイクルを推進するため、資源循環型畜産推進指導協議会（以下「指導協議会」）による巡回指導等を実施します。

【令和3年度実績・令和4年度内容】指導協議会による畜産農家の巡回指導を実施。令和3年度は10戸を指導。

コ 家畜排せつ物処理施設整備の推進 [畜産課]

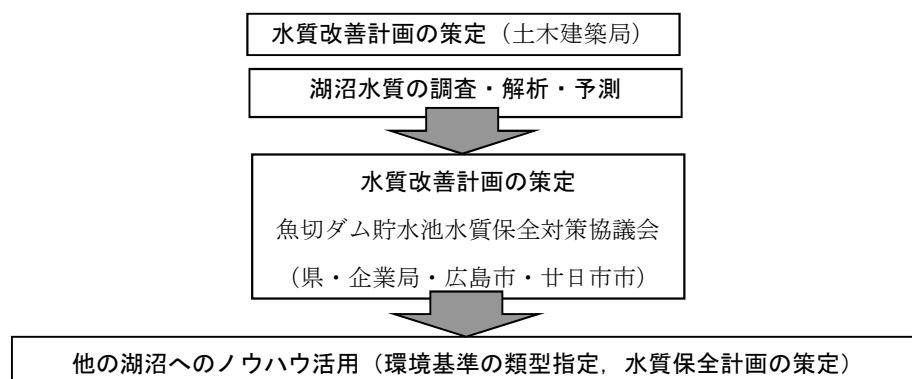
家畜排せつ物の適正な管理と良質堆肥の安定的な生産及び利用の促進を図るため、堆肥化を基本とした家畜排せつ物処理施設及び堆肥保管施設の整備並びに機能保全を計画的に推進しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】令和3年度は、家畜排せつ物処理施設を1か所整備。令和4年度は、家畜排せつ物処理施設の整備計画はなし。

サ 湖沼水質改善対策 [環境保全課・河川課]

魚切ダム貯水池のアオコの発生による利水障害を改善するため、湖沼水質改善対策事業を行っています。また、この事業の成果は、他の湖沼の水質保全対策に反映させています。

図表 3-2-11 湖沼水質対策の概要



【令和3年度実績・令和4年度内容】魚切ダム貯水池水質改善計画（平成22年2月改正）に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策，土壌浄化施設による流入河川対策及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施することにより，関係機関と連携を図りながら，水質改善対策を推進。

また，啓発活動の一環として，本取組をホームページで公開し，関係住民への周知を実施。

シ 棕梨ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

棕梨ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を棕梨ダム貯水池水質改善計画（平成25年2月改正）に基づき，流入河川及び貯水池内で実施しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】水質調査等を継続的に実施するとともに，水質改善計画に基づき，発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策，植生浄化施設及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施。

ス 山田川ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

山田川ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を山田川ダム水質改善計画（平成23年3月改正）に基づき，流入河川及び貯水池内で実施しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】水質調査等を継続的に実施するとともに，水質改善計画に基づき，発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策，植生浄化施設及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施。

セ 福富ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

福富ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を福富ダム貯水池水質保全計画（令和2年4月改定）に基づき，流入河川及び貯水池内で実施しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】水質調査等を継続的に実施するとともに，水質保全計画に基づき，発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策，植生浄化施設及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施。

ソ 野間川ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

水道用水としての運用開始に伴い、野間川ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を野間川ダム貯水池水質保全計画に基づき、流入河川及び貯水池内で実施しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】水質調査等を継続的に実施するとともに、水質保全計画に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策、植生浄化施設及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施。

タ 庄原ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

水道用水としての運用開始に伴い、庄原ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を庄原ダム貯水池水質保全計画(平成30年6月策定)に基づき、流入河川及び貯水池内で実施しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】水質調査等を継続的に実施するとともに、水質保全計画に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策、植生浄化施設及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施。

第3節 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全

【現状と課題】

現代の社会経済活動において製造・使用されている様々な化学物質は、生活を豊かにし、生活の質の維持向上に欠かせない一方で、長期間曝露することにより、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれのあるものがあり、悪影響が生じないよう適正な管理を進め、環境への負荷の低減を図る必要があります。

(1) PRTR¹⁹制度

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)」に基づき、人の健康等に有害なおそれのある化学物質(462物質)について、環境への排出量等を事業者自ら把握し、国に届け出るとともに、国は届出データ及び推計データ(自動車、家庭等からの排出量)を、集計・公表しています。

国が公表した令和2年度の排出量等の状況によると、広島県における届出事業所数は全国16位(2.4%)、届出排出量・移動量は、全国12位(3.3%)です。届出外排出量(推計)を含めた環境への排出量は、全国10位(3.7%)です。また、広島県における届出排出量の多い化学物質は、キシレン(主な用途:溶剤)、鉛化合物(廃棄物)、エチルベンゼン(主な用途:塗料)の順で、排出量全体の49.2%を占めています。

図表 3-3-1 化学物質の排出状況等(令和2年度)

区 分		広島県		全国		
届出事業所数		775		32,890		
排出先・移動先又は排出源の区分		量(t/年)	割合(%)	量(t/年)	割合(%)	
届出排出・移動量	排出量	大気	4,929	41.8	112,481	31.8
		公共用水域	218	1.9	6,527	1.8
		土壌	0	0.0	24	0.0
		埋立処分	1,899	16.1	5,081	1.4
		計	7,046	59.8	124,114	35.1
	移動量	下水道	4,728	40.1	228,830	64.7
		廃棄物	9	0.1	782	0.2
計		4,737	40.2	229,612	64.9	
届出排出・移動量計		11,782	100.0	353,725	100.0	
届出外排出量	962	962	21.0	38,012	19.6	
	1,417	1,417	30.9	65,470	33.8	
	889	889	19.4	35,236	18.2	
	1,322	1,322	28.8	54,782	28.3	
	4,590	4,590	100.0	193,500	100.0	
排出量合計		11,635	—	317,614	—	

(注1)量(t/年)の数值は、小数点第1位を四捨五入している。

(注2)端数処理の関係で、計が合わない場合がある。

資料：県環境保全課

19 PRTR: Pollutant Release and Transfer Register の略。市民等による環境情報の把握を目的に、行政が事業者からの報告に基づいて化学物質の排出量や移動量のデータを収集し、公表する制度。

(2) ダイオキシン類²⁰の環境基準の達成状況

ダイオキシン類による環境汚染の状況を把握するため、大気、水質、底質、地下水及び土壌の汚染状況調査を行っており、いずれにおいても環境基準の適合を確認しています。ダイオキシン類は人の健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、環境汚染の未然防止を図るため、今後も、継続して調査を実施する必要があります。

(3) アスベスト²¹対策

アスベストを吸引すると15～50年の潜伏期間を経て肺がん等の疾患を招くおそれがあるため、県は、アスベスト対策推進本部を設置し、相談窓口の整備をはじめ、健康対策、環境対策、廃棄物対策、建築物対策など総合的な対策の推進に取り組んでいます。

アスベストは、ビルの天井や外壁等の建材に多く利用されているため、建築物等の解体や廃棄物処理の際に飛散防止対策を徹底する必要があります。今後、アスベストが使用された建築物等の解体の増加が見込まれるため、アスベスト廃棄物を適正に処理する施設の整備が必要となります。

また、発生源周辺等で行った環境モニタリングの結果、大気中のアスベスト濃度は低いレベルであることが確認されましたが、環境の状況を監視するため、継続してモニタリングを実施する必要があります。

(4) 土壌汚染対策の円滑な推進

平成29年5月に「土壌汚染対策法」の一部が改正（平成31年4月全面施行）され、土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大や、汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設などの土壌汚染に関する適切なリスク管理が推進されています。

工場跡地等の土壌汚染については、令和2年度の全国の調査事例によると、1,342件中518件で土壌汚染が判明するなど、高い水準で推移しており、県内においても、土壌汚染が判明する事例が発生しています。土壌は、いったん汚染されると、その影響が長期にわたり、地下水への影響も考えられることから、土地所有者等が適切な未然防止対策を講じるとともに、必要な調査を実施し、汚染が判明した場合は適切な措置を講じる必要があります。

20 **ダイオキシン類**：一般的には、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフランをまとめた略称。ダイオキシン類対策特別措置法では、これらに加えて、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニルをダイオキシン類と定義している。塩素原子の数と位置により多数の異性体があり、このうち2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性が最も強く、生殖機能への影響、発ガン性や奇形を引き起こすおそれがあることなどが指摘されている。主な発生源として、ごみの焼却等により非意図的に副生成物として生成。

21 **アスベスト**：石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物のこと。繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO（世界保健機関）ではアスベストを発ガン物質と断定。日本でも、大気汚染防止法（昭和43年）により、平成元年に「特定粉じん」に指定され、使用制限又は禁止されるようになった。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R3)	目標値 (目標年度)	目安 ※1	指標の 達成率	進捗 状況
環境保全課	ダイオキシン類環境基準達成率：大気	%	100	100	100 (R7)	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	ダイオキシン類環境基準達成率：公共用水域		100	100	100 (R7)	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	ダイオキシン類環境基準達成率：土壌		100	100	100 (R7)	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	事業者によるダイオキシン自主測定の実施率		100	100	100 (R7)	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	化管法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量：大気	t/年	6,102 (H30)	4,929 (R2)	排出量の削減を図る (R7)	6,102	119.2%	目標どおり達成
環境保全課	化管法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量：公共用水域		217 (H30)	218 (R2)		217	99.5%	概ね達成
環境保全課	化管法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量：埋立処分		2,324 (H30)	1,899 (R2)		2,324	118.3%	目標どおり達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

(1) 化学物質の排出抑制の推進

ア リスクコミュニケーション²²等の推進

(ア) P R T Rデータの集計結果の公表 [環境保全課]

化管法に基づき、事業者から届け出られた排出の状況等について、国の集計データをもとに県内の状況を地域別等に集計し、ホームページ等により公表するとともに、環境リスク²³に関する情報を提供しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】県内における化学物質の排出・移動の状況について集計し、P R T R対象物質についての情報をホームページ等により、分かりやすく公表。

(イ) リスクコミュニケーション等の推進 [環境保全課]

事業者、住民及び行政によるリスクコミュニケーションを推進するための取組を行っています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】県ホームページを活用し、地域に密着した市町等と連携してリスクコミュニケーションを実施する等、県民が化学物質の理解を深める取組を促進。

イ ダイオキシン類排出抑制対策事業（ダイオキシン類等対策事業） [環境保全課]

ダイオキシン類の環境中への排出を抑制するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、工場・事業場に対し、排出濃度の自主測定の実施等の指導や行政検査等を実施し、法の基準の遵守徹底を図っています。《自主測定の実施状況等は、「広島県環境データ集」参照》

22 リスクコミュニケーション：化学物質や環境汚染などにより人類や生態系が受ける影響（リスク）について、企業や地域住民、消費者、行政などが意見交換・対話を通じて相互理解を深め、適切な対策につなげていく手法。

23 環境リスク：人の活動によって環境に加えらるる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性）のこと。

【令和3年度実績・令和4年度内容】ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査及び行政検査を実施し、排出基準の遵守や自主測定結果の報告等について指導。《立入検査状況は、「広島県環境データ集」参照》

ウ ダイオキシン類環境調査 [環境保全課]

ダイオキシン類についての環境汚染状況調査を実施しています。《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【令和3年度実績・令和4年度内容】大気、水質等の調査を年1～4回実施。令和3年度は、大気24、水質39、底質33、地下水5及び土壌16地点を調査したところ、全地点で環境基準に適合。

エ 環境ホルモン環境汚染状況調査 [環境保全課]

人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれがある内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）について、その汚染状況を把握するため、環境汚染状況調査を実施しています。《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【令和3年度実績・令和4年度内容】内分泌かく乱作用があると推察された物質による環境汚染状況調査を実施。令和3年度は、ノニルフェノール、4-*t*-オクチルフェノール及びビスフェノールAについて、水質30地点を調査した結果、いずれも予測無影響濃度を下回った。

オ 化学物質環境汚染実態調査 [環境保全課]

環境省の委託を受け、一般環境中の化学物質による汚染状況を把握するための調査を実施しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】広島湾及び呉港において水質及び底質調査を実施。令和3年度は、経年的な変化を把握する11物質群のモニタリング調査（水質及び底質）を実施（県管轄分のみ）。

カ 生物・食品の汚染対策 [食品生活衛生課]

（ア）魚介類等の汚染状況調査

PCB²⁴、水銀、トリブチルスズ化合物（TBT）及びトリフェニルスズ化合物（TPP）による食品の汚染状況を調査しています。《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【令和3年度実績・令和4年度内容】尾道総合食品地方卸売市場等に入荷する魚介類や市販鶏肉等について調査。令和3年度は全て暫定的規制値以下。

（イ）かきの重金属検査

生かきに含まれる重金属を調査し、広島かきの衛生対策を推進しています。《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【令和3年度実績・令和4年度内容】12地点で調査。令和3年度は全て通常の数値の範囲内。

（2）化管法に基づく化学物質の自主管理の徹底

ア 化学物質の排出削減・自主管理の徹底

（ア）排出量等の届出指導 [環境保全課]

第一種指定化学物質の環境への排出量及び事業場外への移動量を把握し、届け出ることが義務付けられている事業者に対して、排出量等の把握及び届出に係る指導を行っています。

24 PCB：ポリ塩化ビフェニル。絶縁性、不燃性などの特性から電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていたが、昭和43年のカネミ油症事件によりその毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造が行われていない。しかし、処理施設が無かったため、長期にわたりほとんどの処理が行われないまま大量に保管が続いている状況にあったが、近年その処理が進み始めている。

【令和3年度実績・令和4年度内容】届出対象事業者への適切な届出指導を実施。

(イ) 自主管理の促進指導等 [環境保全課]

事業者に対し、自主的な化学物質の管理の改善を促進するため、技術的な支援等を実施しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】「生活環境保全条例」に基づき、対象事業者に対して化学物質自主管理計画書の作成・公表を指導し、化学物質の自主管理を促進。

(3) アスベスト対策の推進

ア 県民への的確な情報提供 [環境保全課, 産業廃棄物対策課, 健康づくり推進課, 建築課]

県民の不安解消を図るため、健康、環境汚染、廃棄物処理、建築物に関するアスベスト相談窓口を設置し、各種相談に応じるとともに、県ホームページ等により、アスベスト関連情報を提供しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】相談窓口の設置、県民向け及び事業者向けのパンフレットの作成、県ホームページによるアスベスト関連情報の提供。

イ 建築物解体等の規制 [環境保全課]

「大気汚染防止法」に基づき、建築物及び工作物の解体等の作業現場への立入検査を実施し、作業基準の遵守を指導するとともに、アスベストの飛散防止を指導しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】建築物及び工作物の解体等の作業現場に立入し、アスベスト飛散状況調査の実施。令和3年度は延べ414作業現場で立入検査を、延べ9地点27か所（県管轄分のみ）で測定調査を実施。令和2年6月に公布された改正大気汚染防止法を事業者へ周知。

ウ 環境モニタリングの実施 [環境保全課]

一般環境や発生源周辺の大気中のアスベスト濃度を測定しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】環境モニタリングを実施。令和3年度は、一般環境12地点（県管轄分のみ）において実施。すべて敷地境界基準を下回った。

エ 廃棄物処理の規制 [産業廃棄物対策課]

「廃棄物処理法」に基づき、処理業者等への立入検査や、廃棄物処理時のアスベスト飛散状況を調査し、アスベスト廃棄物の適正処理を図っています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】産業廃棄物処理業者等への立入検査やアスベスト飛散状況を調査し、アスベスト廃棄物の適正処理を指導。

(4) 土壌汚染の未然防止

ア 土壌汚染状況調査等の実施指導 [環境保全課]

土地所有者等に対し、法に基づく土壌汚染状況調査の実施の徹底を指導するとともに、汚染が判明した場合には、要措置区域等へ指定し、汚染の除去等の措置の実施について指導を行います。

【令和3年度実績・令和4年度内容】法に基づき、土地所有者等に対する指導を行うとともに、区域の指定等、必要な措置を実施。（令和3年度末現在の指定状況：要措置区域4件、形質変更時要届出区域50件）

図表 3-3-2 土壌汚染対策法に基づく届出等の件数（令和3年度）

項 目	件 数
法第3条第1項に基づく土壌汚染状況調査結果の報告	7
法第3条第1項ただし書に基づく確認	18
法第4条第1項に基づく土地の形質変更の届出	654
法第4条第3項に基づく調査命令	1
法第5条第1項に基づく調査命令	0
要措置区域等の指定（区域拡大を含む、延べ件数）	12
要措置区域等の解除（一部解除を含む、延べ件数）	2
法第12条に基づく形質の変更の届出	17
法第12条第5項に基づく計画変更命令	0
法第14条に基づく指定の申請	6
法第16条に基づく汚染土壌の搬出時の届出	6
法第16条第4項に基づく計画変更命令	0
法第16条に基づく基準適合認定申請	0
法第19条に基づく措置命令	0
法第22条に基づく汚染土壌処理業の許可申請	0
法第23条に基づく汚染土壌処理業の変更許可申請	0

資料：県環境保全課，広島市，呉市，福山市

イ 土地変更時の土地履歴調査等の実施指導 [環境保全課]

土壌汚染の早期発見と適切な処理を推進し，土壌汚染問題の発生を未然に防止するため，一定規模の土地の変更を行う者に対し，条例に基づき，土地履歴調査及び土壌汚染確認調査等の実施について，指導を行っています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】土地変更時における調査について指導等を実施。

図表 3-3-3 広島県生活環境の保全等に関する条例（土壌環境の保全）
に基づく報告等の件数（令和3年度）

項 目	件 数
土地履歴調査結果の報告	198
土壌汚染確認調査結果の届出	2
汚染拡散防止計画書の提出	0

資料：県環境保全課，広島市，呉市，福山市

ウ 大久野島の土壌汚染に係る環境調査等 [環境保全課]

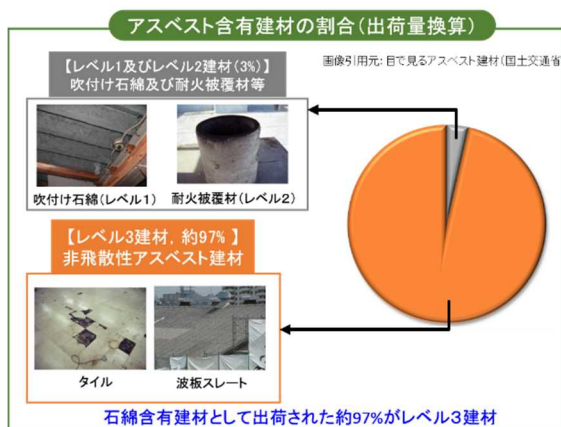
大久野島の土壌汚染については，国において，撤去処理等の当面の対策（平成11年6月完了）が行われましたが，恒久的対策が着実に講じられるよう，大久野島周辺環境の調査を定期的の実施しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】大久野島周辺海域5か所において，砒素及び鉛に係る水質調査を実施した結果，すべて環境基準に適合。引き続き，水質調査を実施。

特許技術を活用したアスベスト検出技術の開発について ～現場で「安価・迅速・簡単」に全てのアスベストを検出～

石綿（アスベスト）は天然に産出する繊維状の鉱物で、耐熱・耐火性、電気絶縁性などの優れた性質を持つことから我が国においても建築材料をはじめとした様々な資材に約 1000 万トンが使用されましたが、吸入すると悪性中皮腫等を誘発する等人体に悪影響を与えることが判明いたしました。2030 年頃に建築物の解体工事件数が増加することを背景に、令和 3 年 4 月、改正大気汚染防止法等の施行によりアスベスト規制が強化され、これまで飛散性の高いアスベスト含有建材（アスベストレベル 1 及びレベル 2 建材）のみが規制対象でしたが、非飛散性アスベスト含有建材（レベル 3 建材）を含む全ての建材が規制対象となりました。

特に、レベル 3 建材は、アスベスト含有建材の大半を占めており、非飛散性ではあるものの、不適切な解体工事等によって、アスベスト繊維が現場付近で飛散する恐れがありますので、現場でアスベストの有無をスクリーニングできる体制を整備しておく必要があります。そこで、保健環境センターが保有する特許技術（特許第 678114 号及び特許第 6864892 号）を活用した全レベル対応アスベスト検出キット（DK-ASB-2）を民間企業と共同開発しましたので、御紹介いたします。



全レベル対応アスベスト検出キット (DK-ASB-2)

このキットはアスベストと選択的に反応する発色剤を用いて、発色の有無によりアスベストの有無を判定します（図 2）。また、アスベスト繊維と発色剤が即座に反応しますので、公定法（日本工業規格（JIS）A 1481, 所用時間：1日～数日）に比べ、短時間（5分）で建材に含まれる 2%以上のアスベストを検出することが可能です。

また、DK-ASB-2 は令和 3 年 1 月に販売を開始したアスベスト検出キット（DK-ASB, 製造中止）に比べ、より迅速かつ高精度にアスベストの有無を判定できます（表 1）。

表1 アスベスト検出キット性能比較表

製品名	アスベスト検出キット (DK-ASB, ※製造中止)	アスベスト検出キット(DK-ASB-2)
検出範囲	クリソタイル:2%, アモサイト:1%, クロンドライト:5%	アスベスト全6種:2%
金額/回数	12,000円/20回(税抜き)	12,000円/20回(税抜き)
判定時間	10分	5分
検出対象	レベル1及びレベル2建材	全レベル対応(レベル1～3建材)



図1 アスベスト検出キット(製品名:DK-ASB-2)



図2 アスベスト検出キットの判定方法

第4節 プラスチックごみの海洋流出防止対策

【現状と課題】

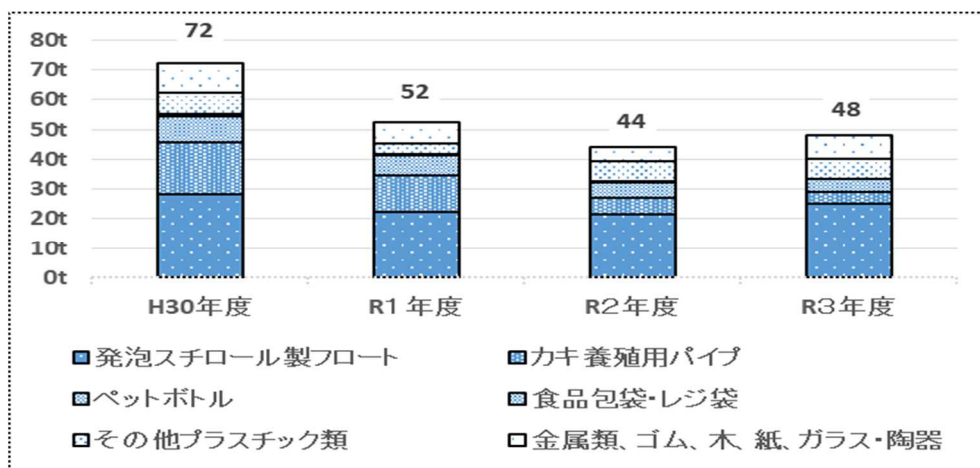
(1) 海洋プラスチックごみの現状

海洋プラスチックごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化、景観への悪影響、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしており、近年、マイクロプラスチック²⁵による海洋生態系への影響が懸念されています。

令和元（2019）年6月のG20大阪サミットでは、2050（令和32）年までに新たな海洋プラスチック汚染をゼロにすることを目指す大阪ブルー・オーシャン・ビジョンが採択されるなど、世界的に海洋プラスチックごみによる環境汚染への関心が高まっています。

本県では、平成28（2016）年10月に「瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画」を改定し、回収・清掃等を中心に取り組んできましたが、令和3（2021）年度に実施した県内海岸漂着物実態調査によると、県内海岸には約48tのごみが漂着し、そのうち約84%をプラスチックごみが占めています。品目別では、かき養殖に由来するごみやペットボトル、プラスチックボトル、食品包装・レジ袋等の生活由来プラスチックごみが多く漂着しています。

図表 3-4-1 県内海岸漂着物の経年変化



資料：県環境保全課

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値（R1）	現状値（R3）	目標値（目標年度）	目安※1	指標の達成率	進捗状況
環境保全課	3品目（ペットボトル、プラスチックボトル、レジ袋）の海岸漂着物量	t	8.4	5.1	7.9（R7）	8.0	136.3%	目標以上達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

25 マイクロプラスチック：一般に5mm以下の微細なプラスチック類をいいます。プラスチックごみが波や紫外線等の影響により小さくなることにより、あるいは洗顔料や歯磨き粉にスクラブ剤として使われてきたプラスチックの粒子や合成繊維の衣料の洗濯等によっても発生します。

【取組状況】**(1) 海洋プラスチック対策【環境保全課】**

本県では、令和3（2021）年6月、2050年までに新たに瀬戸内海に流出するプラスチックごみの量をゼロにすることを目指し、「～みんなで守ろう、ミライへ、美しく恵み豊かな瀬戸内海を～2050 輝く GREEN SEA 瀬戸内ひろしま宣言」を行うとともに、宣言の実現に向けて、県民及び事業者の皆様と一緒に取組を進められるよう、「GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム（略称「GSHIP(ジーシップ)）」を設立しました。

プラットフォーム内に使用量削減、流出防止、清掃回収及び情報発信の4つの課題に応じたワーキンググループを立ち上げ、プラスチック代替素材の開発支援やリサイクルなど3Rの拡大、回収率の向上など、実効性のある具体策を検討・実施しています。

【令和3年度実績】 素材・製造・流通といった多様な主体が参画する「GREEN SEA 瀬戸内・ひろしまプラットフォーム」を設立。さらに、プラスチックごみの発生状況や発生要因を特定するため、太田川及びその支川等を対象にした実態調査の実施をするとともに、調査結果を基に、ペットボトル回収ボックスからの漏洩対策として新たなリサイクルボックスの実証実験を実施。

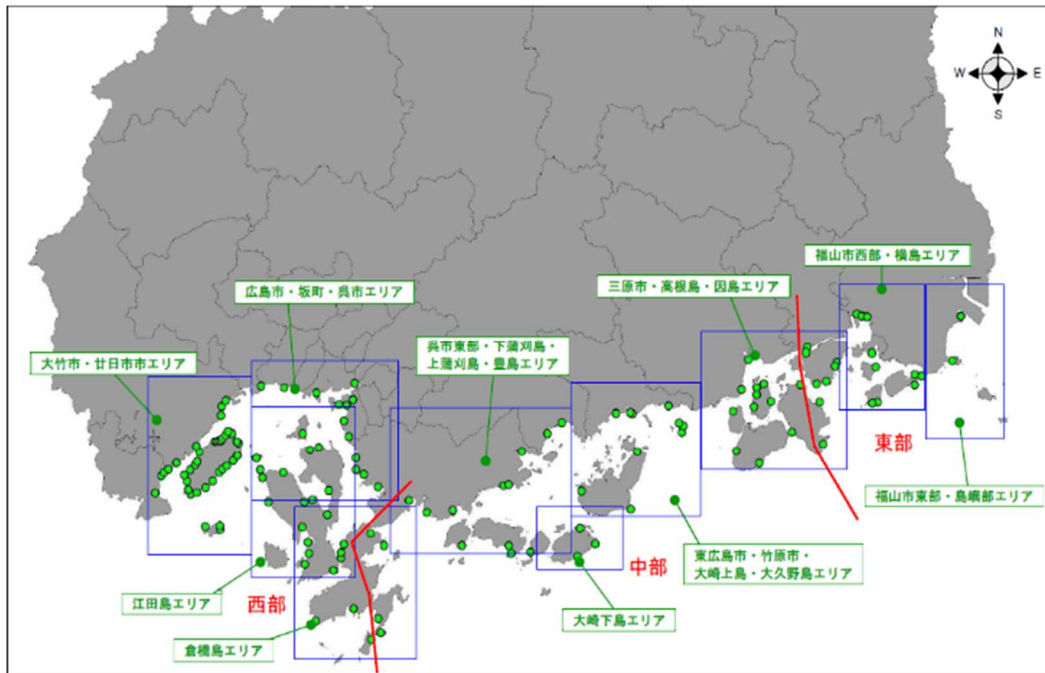
【令和4年度内容】 令和3年度に設立した「GREEN SEA 瀬戸内・ひろしまプラットフォーム」の運営。（参画企業と連携した、ワンウェイプラスチックの削減やデポジット制などの循環的利用の高度化に向けたモデル事業の実施及びごみステーションや空容器回収 BOX 等における漏洩防止のモデル事業の実施。）

(2) 海ごみ回収処理等**ア 海岸漂着ごみの実態把握調査【環境保全課】**

海ごみ発生源対策の基礎資料とするため、平成30年度から県内全域の海岸について漂着物の量とその種類を把握する調査を実施しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】 県内の海岸135地点を対象に目視による海岸漂着物量の把握、代表10地点での海岸漂着物組成調査を実施。

図表 3-4-2 海岸漂着物実態調査地点



資料：県環境保全課

図表 3-4-3 漂着物量の結果（令和3年度）

区分	県内海全体の漂着物量	海域ごとの内訳		
		西部<広島湾>	中部<安芸灘・燧灘>	東部<備後灘・備讃瀬戸>
年平均	48 t (44 t)	34 t (32 t)	11 t (9 t)	3 t (3 t)
春季	43 t (43 t)	32 t (33 t)	9 t (8 t)	2 t (2 t)
夏季	50 t (33 t)	36 t (26 t)	12 t (6 t)	3 t (1 t)
秋季	44 t (44 t)	32 t (33 t)	9 t (9 t)	2 t (2 t)
冬季	54 t (55 t)	37 t (37 t)	13 t (13 t)	4 t (4 t)

資料：県環境保全課

注1：()内は令和2年度 注2：小数点以下の端数処理の計算上、合計が一部一致しない

図表 3-4-4 海岸漂着ごみの構成割合（令和3年度）

種類	重量比 (%)	
漁業活動に関連するごみ	発泡スチロール製フロート	51.9 (49.3)
	カキ養殖パイプ	9.0 (12.2)
生活由来のプラスチックごみ		26.7 (27.7)
その他のごみ（金属類、木、ガラス、陶磁器等）		12.4 (10.8)
合計		100 (100)

注：()内は令和2年度

資料：県環境保全課

イ 市町が実施する海ごみ対策への補助【環境保全課】

国庫補助金を活用し、市町が実施する海ごみ対策への支援を行っています。

(ア) 地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）

項 目	内 容
実施主体	市 町
対象事業	① 海洋ごみの回収・処理に係る事業 海洋ごみの回収・処理及びそれに係る調査研究の事業 ② 海洋ごみの発生抑制対策に係る事業 海洋ごみの発生の抑制に係る普及・啓発、調査・研究、関係者間の連携・協力等の事業 ③ 漁業者等が行う無償で回収された海底・漂流ごみの処理
補 助 率	①・② 7/10～9/10 ③10百万円を上限とし、定額

【令和3年度実績】 9市町 交付額 26,132,000円

【令和4年度内容】 10市町へ交付予定

GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォームについて

海洋プラスチックごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化など、世界的な問題となっています。本県では、令和3年6月に「海洋プラスチックごみゼロ宣言」を行い、官民連携の推進組織として、「GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム」(略称GSHIP)^{ジーシップ}を設立し、2050年までに新たに瀬戸内海に流出するプラスチックごみをゼロにする取組を進めています。

□ GSHIP の参画団体と取組の方向性

当初 20 団体で設立した GSHIP の活動の輪は、1年を経過した現在、80を超える団体数にまで拡大。製造、流通、消費、リサイクル、行政など、活動の趣旨に賛同する幅広い業種の企業・団体が参画しています。

GSHIP では、①プラスチックの使用量削減 ②プラスチックごみの流出防止 ③清掃・回収 ④情報発信 の4つを対策の柱として、ワーキング会議を設置し、効果的な削減につながる具体的な取組を推進しています。



<ロゴマーク>

□ GSHIP での具体的な取組内容

令和3年度の主な取組内容として、県内 120 箇所でのペットボトル自動回収機の設置、16 箇所での新型容器回収 BOX の実証などの流出防止対策や、参画企業等による海岸清掃などに取り組んだところです。

今後は、ワンウェイプラスチックの削減に向けたモデル事業を実施するほか、瀬戸内4県(広島、岡山、愛媛、香川)及び日本財団と設立した「瀬戸内オーシャンズ X^{エクス} 推進協議会」とも連携・協働しながら、閉鎖性水域である瀬戸内海全域での海洋プラスチック対策を進めていきます。

①プラスチック使用量削減及び②流出防止の取組



<ペットボトル回収機>



<新型容器回収 BOX の実証>

③清掃・回収及び④情報発信の取組



<GSHIP 会員等による海岸清掃活動>



<啓発資材(ポスター・パネル)の作成>

第5節 地域環境の維持・向上

1 総合的な環境保全対策の推進

【現状と課題】

(1) 公害防止計画の策定状況

環境基本法第17条に基づく公害防止計画について、備後地域及び広島地域において策定しており、公害の発生源に対する各種規制、下水道、廃棄物処理施設、バイパス、公園の整備など、総合的な公害防止対策を実施し、令和2年度末をもって計画期間が終了しています。

図表 3-5-1 公害防止計画策定状況

地域名	地域の範囲	策定年月日	計画期間（年度）
備後地域	福山市の区域並びに岡山県笠岡市の区域	H24. 3. 16	H23～R2
広島地域	広島市の区域	H24. 3. 16	H23～R2

資料：県環境政策課

(2) 環境保全協定の締結状況

環境保全関係法令による規制等を補完し、地域の実情に即した生活環境保全対策を実行する上で有効な手段として、県や市町と企業、または住民代表と企業が環境保全協定の締結を行っています。このうち、県は県内主要企業14社と環境保全協定等を締結しています。

(3) 公害苦情件数の状況

県及び市町における公害苦情事案の取扱件数は、横ばい傾向にあります。全国的な状況等を踏まえ、今後、必要に応じて対策等を検討していく必要があります。

図表 3-5-2 公害苦情事案の取扱件数

区分 年度	取扱件数 (A+B)	取扱件数内訳					発当 年 度 件 数 (A)	繰 越 件 数 (B)	前 年 度 増 加 件 数	対 前 年 度 比
		大 気 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音 振 動	悪 臭	そ の 他				
H24	1,650	441	290	343	180	396	1,606	44	200	1.14
H25	1,428	375	242	288	145	378	1,392	36	△222	0.87
H26	1,425	352	252	305	167	349	1,393	32	△3	1.00
H27	1,403	356	290	316	151	290	1,360	43	△22	0.98
H28	1,249	346	232	253	134	284	1,209	40	△154	0.89
H29	1,349	371	239	287	148	304	1,205	144	100	1.08
H30	1,111	277	262	246	137	189	1,065	46	△238	0.82
R1	1,158	300	227	313	141	177	1,100	58	47	1.04
R2	1,332	302	211	391	170	258	1,265	67	174	1.15
R3	1,284	302	225	344	166	247	1,191	93	△48	0.96
R3年度構成比(%)	100.0	23.5	17.5	26.8	12.9	19.2	-	-	-	-

(注) 取扱件数内訳の欄中「その他」とは、土壌汚染、地盤沈下及び廃棄物に関するもの等をいう。

資料：県環境保全課

(4) 環境汚染事案への対応

環境の状態を把握し、汚染が認められた場合には速やかに対策を講じるため、常時監視測定局等における監視・測定を着実に実施するとともに、未規制化学物質など新たに発生する問題にも対応できるよう、監視体制を充実していく必要があります。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R3)	目標値 (目標年度)	目安 ※1	指標の 達成率	進捗 状況
環境保全課	水質事故発生件数	件	147	124	現状より 減少させる (R7)	147	115.6%	目標ど おり達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

(1) 公害防止計画の推進

ア 公害防止計画の策定及び推進 [環境政策課]

公害防止計画の推進を図るため、計画に基づく公害防止対策を推進しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】令和2年度末で広島地域及び備後地域の公害防止計画期間が終了。令和3年度以降については、両地域ともに公害が著しい状況ではないことから次期計画は策定しない。

(2) 環境保全協定の締結及び監視

ア 環境保全協定の締結及び監視 [環境保全課]

県は県内主要企業14社と環境保全協定等を締結しており、その遵守状況の確認等を行っています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】協定内容の確認調査、設備の新增設・変更時の事前指導、排出状況の常時監視、緊急時の対応要請などを行い、協定工場における協定の遵守状況の確認等を実施。

(3) 公害紛争処理の推進

ア 公害苦情相談 [環境保全課]

県及び市町に、公害紛争処理法に基づく公害苦情処理事務担当職員を配置し、公害苦情事案について、連携して調査・指導を行い、迅速かつ適正な解決を図っています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】市町と連携を図りながら、県内の公害苦情事案処理を行い、公害苦情事案の迅速かつ適切な処理を促進。《詳細は、「広島県環境データ集」参照》

イ 広島県公害審査会の設置 [環境政策課]

公害に係る紛争について、広島県公害審査会において、あっせん、調停及び仲裁を行っています。

【令和3年度実績】新規事件受付件数1件、継続事件件数3件（調停）

【令和4年度内容】継続事件件数4件（調停）

(4) 市町に対する支援**ア 権限移譲市町に対する支援 [環境保全課]**

環境法令に関する権限移譲を行った市町に対して、研修等による技術的支援を行っています。

【令和3年度実績】 新任及び分野別研修を4回実施。

【令和4年度内容】 新任及び分野別研修を4回実施予定。

(5) 環境汚染事故時における適切な対応**ア 水質汚染事故の対応 [環境保全課]**

水質汚染事故が発生した場合、人の健康又は生活環境への被害等を防止するため、「広島県危機対策運営要領（水質汚染事故）」に基づき、河川管理者、市町、消防等と連携して速やかに対応しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】 水質汚染事故に対し、河川管理者、市町、消防等との連携により、現地調査、水質検査、原因物質の回収作業等により被害の拡大防止を図るとともに、原因者に対して、再発防止を指導。令和3年度は、県に通報のあった水質汚染事故発生件数は、小規模なものを含めて124件。このうち、公共用水域へ影響のあったものは、100件。

また、県環境情報サイト「エコひろしま」等により事故防止の注意喚起を行うとともに、県地方機関及び市町の担当者等を対象に迅速・円滑な初動対応や資質向上を目的とした研修・訓練を実施。

イ 大気監視テレメータシステムの運用 [環境保全課]

大気監視テレメータシステムにより県内の大気環境の状況を把握しています。また、光化学オキシダント注意報等発令状況などの最新情報を県民、市町に迅速に提供しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】 大気監視テレメータシステムにより、大気環境データの収集、処理及び加工等を行い、県内の大気環境の状況を把握。また、県ホームページから環境情報を県民等に分かりやすく提供するとともに、大気測定データの速報値や光化学オキシダント注意報等発令状況を迅速に情報提供。

(6) 生活環境中の放射能の測定**ア 生活環境中の放射能濃度等の測定 [環境保全課]**

福島第一原子力発電所で発生した原子力災害による影響を把握するため、生活環境中の放射能濃度等の測定を実施しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】 県内5か所のモニタリングポストで、大気中の放射線量率を24時間連続して監視。

2 身近な緑地環境等と優れた景観の保全・創造

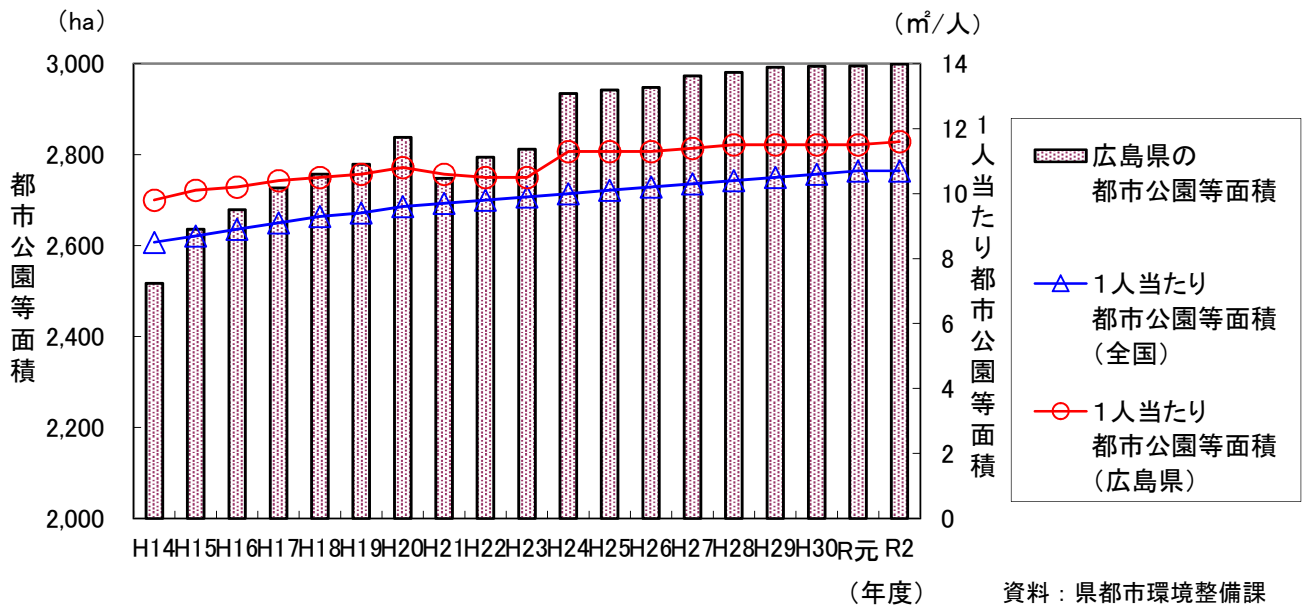
【現状と課題】

(1) 緑地環境等の保全

農山村地域等は、里山²⁶、水田・畑などの農用地や集落などで構成される多様な環境が存在し、その中で多くの生物が生息していますが、過疎化・高齢化の進行により、里山・農用地等の有する環境保全機能の維持が困難な地域も発生しています。

一方、都市域及び都市近郊では、地域住民の良好な生活環境の維持に資する自然環境の保全を図るとともに、公園や緑地、街路樹等の整備・保全等により、安らぎのある快適な生活空間を創造していく必要があります。

図表 3-5-3 都市公園²⁷等面積及び1人当たり都市公園等面積



資料：県都市環境整備課

図表 3-5-4 緑地環境保全地域数及び面積（令和4年4月1日現在）

区分	地域数	総面積 (ha)
緑地環境保全地域	22	818

資料：県自然環境課

(2) 優れた景観の保全と創造

本県は中国山地の自然美、瀬戸内の多島美、水とみどり豊かな田園景観、歴史と伝統に彩られた活力ある都市景観などを有しており、こうした優れた景観を県民共有の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことが求められています。

県では、平成3年に「ふるさと広島景観の保全と創造に関する条例（県景観条例）」を制定し、景観指定地域や大規模行為届出対象地域の指定など、良好な景観形成に努めてきました。平成16年には「景観法」が制定されたことから、市町が景観行政団体となり、主体的に景観行政を推進するよう取り組んでいます。

²⁶ 里山：市街地等で従来から林産物の栽培、肥料、炭の生産等に利用されてきた森林。近年身近な自然として評価されているが、所有者による維持管理が困難な状況となっている場合も多い。

²⁷ 都市公園：都市公園法第2条で定義されたもので、国が設置する国営公園と、地方公共団体が設置する街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等の都市公園がある。

また、県内の数々の文化遺産のうち、国・県・市町の文化財に指定・選定・登録された数は約3,000件、周知の埋蔵文化財包蔵地が約18,000件あり、いずれも全国的に件数の多い県になっています。この貴重な文化遺産を、県民共有の財産として保存し次世代に継承するとともに、県民の文化の向上に資するため、整備・活用を進めることが求められています。

図表 3-5-5 「県景観条例」に基づく景観指定地域（7市町）

名称	区域	種類	指定年月日
宮島・大野 景観指定地域	廿日市市（旧宮島町，旧大野町の区域） ※H28.4.1 県景観条例の届出事務を適用除外	旧宮島町：景観モデル地域 旧大野町：景観形成地域	H3.12.25
新広島空港周辺 景観指定地域	三原市（旧本郷町，旧大和町の区域）及び東広島市（旧河内町の区域）	全域：景観形成地域	H4.4.1
西中国山地国定公園 周辺景観指定地域	廿日市市（旧吉和村の区域），安芸太田町（旧筒賀村，旧戸河内町の区域）及び北広島町（旧芸北町の区域） ※廿日市市域については，H28.4.1 県景観条例の届出事務を適用除外	全域：景観形成地域	H5.2.10
西瀬戸自動車道 景観指定地域	尾道市（旧御調町を除く区域） ※H22.4.1 県景観条例の届出事務を適用除外	全域：景観形成地域	H5.4.1
安芸灘架橋 景観指定地域	呉市（旧蒲刈町，旧下蒲刈町，旧川尻町，旧豊浜町，旧豊町の区域） ※H28.4.1 県景観条例の届出事務を適用除外	全域：景観形成地域	H6.4.1

資料：県環境保全課

図表 3-5-6 「県景観条例」に基づく大規模行為届出対象地域

三原市（旧本郷町，旧大和町を除く区域），府中市（旧上下町を除く区域），庄原市（旧口和町，旧比和町，旧総領町を除く区域），大竹市，東広島市（旧福富町，旧河内町を除く区域），安芸高田市（旧八千代町の区域），江田島市，府中町，海田町，熊野町，坂町，大崎上島町，神石高原町（旧豊松村，旧三和町の区域） ※H19.10.1（三次市），H20.3.1（呉市），R4.8.1（竹原市）に，それぞれの市景観計画区域となったことに伴い，県景観条例の届出事務を適用除外

資料：県環境保全課

図表 3-5-7 「景観法」に基づく景観行政団体（ ）は，景観行政団体となった日

広島県（H16.12.17），広島市（H16.12.17），福山市（H16.12.17），三次市（H17.4.1），尾道市（H17.8.1），呉市（H17.10.1），廿日市市（H21.7.15），竹原市（R2.10.15）
--

資料：県環境保全課

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値（R1）	現状値（R3）	目標値（目標年度）	目安※1	指標の達成率	進捗状況
自然環境課	緑地環境保全地域面積	ha	818	818	現状を維持（R7）	818	100%	目標どおり達成

※1 目安は，目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

(1) 身近な緑地の保全

ア 緑地環境保全地域の指定等 [自然環境課]

「自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域を指定し、市街地やその周辺地域の緑地等の保全を図っています。《緑地環境保全地域指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

【令和3年度実績・令和4年度内容】 県内22か所の緑地環境保全地域の保全を推進。

(2) 身近な緑地の整備

ア 植樹帯などによる道路緑化 [道路企画課, 道路整備課]

【令和3年度実績・令和4年度内容】 緑に恵まれた快適な環境が身近な空間に創出されるよう、道路改良の際、植樹帯や法面緑化などを必要に応じて行い、良好な道路環境の整備を推進。

イ 都市公園事業 [都市環境整備課]

都市公園の整備や都市における緑化の推進により、都市環境を改善するとともに、自然的環境を創出し、快適で潤いのある生活環境の形成を図っています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】 令和3年度は海田総合公園（海田町）等、5箇所で開催を実施。

ウ 街路事業 [都市環境整備課]

【令和3年度実績・令和4年度内容】 市街地やその周辺地域において身近な緑地を確保できるよう、植樹帯や法面緑化などを必要に応じて行い、良好な道路環境の整備を推進。

(3) 身近な農地・農業用施設の保全

ア 中山間地域等直接支払事業 [農業基盤課]

農用地の持つ水源涵養などの公益的機能の維持を図るため、農業生産条件の不利な中山間地域等を対象として、集落等を単位とする農業生産活動を推進し、耕作放棄の原因となる農地生産条件の不利性を補正する直接支払を実施しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】 令和2年度から5年間の第5期対策を実施しており、持続的な農業生産活動を推進。令和3年度は協定面積20,295haに対し、2,237,747千円を交付。

イ 農業・農村多面的機能支払事業 [農業基盤課]

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のための地域活動や、道水路及び農村環境の適切な保全活動を支援することにより、持続的な農業生産活動を通じた農地の公益的機能を維持しています。

【令和3年度実績】 農地維持785組織(18,821ha), 554,561千円, 資源向上(共同活動)552組織(15,702ha), 277,165千円及び資源向上(長寿命化)108組織(5,620ha), 227,087千円を交付。

【令和4年度内容】 協定面積を拡大して実施予定。

ウ 農薬適正使用推進対策事業 [農業技術課]

農産物の安全性向上や農薬による危害を防止するため、農薬販売者及び農薬使用者等に対する講習会の開催や農薬取締法に基づく立入検査権限を持つ市町とともに検査等を実施しています。また、農薬使用者等に対し、農薬に関する正しい知識の普及を行っています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】令和3年度は、講習会を県内5会場（参加者数376名）で開催するとともに、立入検査を98件（うち指導件数39）実施。（注）立入検査件数は、権限移譲市町分を含む。令和4年度についても、県内5会場での講習会の開催と120件程度の立入検査を実施予定。

エ 農業生産資材総合対策事業 [農業技術課]

肥料生産・販売の指導を行うとともに、土壌機能促進に係る地力増進制度の普及啓発による地力の維持・増進に取り組んでいます。

【令和3年度実績・令和4年度内容】「肥料の品質の確保等に関する法律」に係る指導等を実施。令和3年度は、肥料登録申請・届出（275件）を受付。（注）受付件数は、令和3年1月から令和3年12月までの実績であり、肥料販売業務に係る権限移譲市町分を含む。令和4年度については10件程度の立入検査を実施予定。

（4）市町主体の景観行政の促進

ア 市町主体の景観施策の促進 [環境保全課]

地域の特性を活かしたまちの景観整備が進められるよう、まちづくりの主体である、市町による景観行政の一層の促進を図っています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】市町担当者の事例研修の実施や、広島県景観会議の運営を支援。また、「市町景観計画策定の手引き」を活用し、景観法に基づき、市町が自然的、社会的特性に応じて景観計画を策定するよう働きかけるなど、市町主体の景観施策を促進。

（5）自然景観の保全

ア 県景観条例に基づく届出制度の運用 [環境保全課]

「県景観条例」に基づき、景観指定地域や大規模行為届出対象地域を指定して、市町が大規模建築物の建設や造成行為等の届出指導を行っています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】良好な景観の保全等のために届出制度による指導を実施。令和3年度の市町への大規模行為等の届出実績は347件。

イ 道路環境整備事業 [都市環境整備課]

良好な街並み景観の創造を図るため、市街地やその周辺地域において身近な緑地を確保できるよう、植樹帯や法面緑化などを必要に応じて行うことにより、優れた景観の形成を図っています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】街路事業15路線の整備を推進。

ウ 広島港色彩計画に基づく協議 [港湾漁港整備課]

広島港において、統一感のある良好な景観を創出することで、誰もが行ってみたい、愛着の持てる港空間創りを図るため、広島港色彩計画に基づき、建物の新設や外観の変更等を行う者と協議を行っています。

【令和3年度実績・令和4年内容】良好な景観の創出のために協議制度を活用。

(6) 文化的景観の保全

ア 指定文化財の管理及び保存・修理 [文化財課]

所有者等が実施する保存修理事業等に要する経費の一部を助成するとともに、国指定文化財の防災設備保守点検、雪降ろし等に要する経費の一部を助成し、指定文化財の適切な保存と管理を推進しています。

(ア) 国指定文化財保存事業

国指定文化財の保存修理・防災施設設置事業に対し助成しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】令和3年度は重要文化財吉備津神社本殿（福山市）など11件の保存修理事業に対し助成。令和4年度は14件の助成を予定。

(イ) 県指定文化財保存事業

県指定文化財の保存修理事業等に対し助成しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】令和3年度は県天然記念物新庄の宮の社殿（広島市）など11件の保存修理事業に助成。令和4年度は4件の助成を予定。

(ウ) 指定文化財管理事業

国指定文化財の防災設備保守点検、雪降ろし等に対し助成しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】令和3年度は国宝不動院金堂（広島市）など32件の防災設備保守点検事業等に対し助成。令和4年度は33件の助成を予定。

イ 歴史的文化遺産の継承と活用 [文化芸術課・文化財課]

県内の国・県指定文化財等の保存と活用を図るため、インターネット等を通じて文化財情報の公開や県所有の文化財を公開しています。

(ア) 文化財ホームページ [広島県の文化財] の公開活用

国・県指定文化財の所在地や内容、写真等の情報を紹介し、指定文化財の公開活用を推進しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】新指定文化財情報など文化財に係る情報を適宜追加。

(イ) 縮景園・みよし風土記の丘（浄楽寺・七ツ塚古墳群）の公開活用

広島を代表する名勝縮景園や県北の古墳文化を象徴する史跡浄楽寺・七ツ塚古墳群を公開し、広島県の歴史と文化に関する学習機会を提供しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】利用促進と学習支援の充実を図るために縮景園、浄楽寺・七ツ塚古墳群の環境整備や茶会等の行事を実施。令和3年度の見学者数は、縮景園が約12万7千人、浄楽寺・七ツ塚古墳群が約2万7千人。

ウ 埋蔵文化財の保護 [文化財課]

埋蔵文化財の保護（保存と活用）を図るため、「広島県遺跡地図」を活用して埋蔵文化財包蔵地を周知するとともに、開発事業との調整により、埋蔵文化財の現状保存あるいは記録による保存を図っています。

(ア) 県内遺跡詳細分布調査事業

開発事業地内等の埋蔵文化財の有無について確認する踏査，試掘調査を実施するとともに，埋蔵文化財保護と開発事業との調整を行っています。

【令和3年度実績】都市計画道路吉行飯田線整備事業など2事業計画地の試掘調査，県内各地の開発事業計画地現地踏査及び市町への支援を実施。

【令和4年度内容】都市計画道路吉行飯田線整備事業など2事業計画地の試掘調査，県内各地の開発事業計画地現地踏査及び市町への支援を実施予定。

(イ) 遺跡地図の公開・活用

「広島県遺跡地図」を公開・活用し，埋蔵文化財の一層の保護を図っています。

第4章 自然環境と生物多様性¹の保全

第1節 自然資源の持続可能な利用

【現状と課題】

(1) 自然公園²等の指定

我が国を代表する優れた自然の風景地である国立公園やそれに準ずる地域である国定公園は「自然公園法」に基づき国より指定されています。また、都道府県を代表する優れた自然の風景地である県立自然公園は条例に基づき県知事が指定しています。これらの自然公園においては、生物多様性の確保など自然環境の保護を図るとともに、自然とのふれあいの場として適正な利用を推進しています。自然公園の保護と利用を適正に行うため、それぞれの公園ごとに公園計画が定められています。

県内には、瀬戸内海国立公園、比婆道後帝釈国定公園、西中国山地国定公園及び6箇所の県立自然公園があり、それらの面積は県土の約4%を占めています。

また、このほかに、県内の優れた自然環境の保全を図るため、「自然環境保全条例」に基づき「自然環境保全地域³」等の指定を行っています。《自然公園等指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 4-1-1 自然公園の面積（令和4年4月1日現在）

区 分	箇所数	総面積 (ha)	特別地域		普通地域
				うち特別保護地区	
国立公園	1	10,685	7,569	203	3,116
国定公園	2	20,731	20,731	692	—
県立自然公園	6	6,441	6,441	—	—
計	9	37,857	34,741	895	3,116

資料：県自然環境課

図表 4-1-2 県自然環境保全地域等の地域数及び面積（令和4年4月1日現在）

区 分	地域（区）数	総面積 (ha)
県自然環境保全地域	27	2,054（特別地区1,248、普通地区806）
緑地環境保全地域	22	818
自然海浜保全地区	19	17（陸域面積）
計	68	2,889

資料：県自然環境課

(2) 自然とのふれあいの増進

自然公園及び野外レクリエーション内の施設利用者は、新型コロナウイルスの感染拡大による旅行や外出の自粛、緊急事態宣言の発令などにより、施設利用者が減少しました。

《自然公園等位置図は、「広島県環境データ集」参照》

1 生物多様性：自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。

2 自然公園：自然公園法に基づき、優れた自然の風景地を保護し利用することを目的として地域を指定する公園制度。国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類がある。

3 自然環境保全地域：自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、「自然環境保全法」や都道府県条例により定められた地域。高山性植物の自生地、すぐれた天然林、湿原等の特異な地質・地形などを主たる保全対象とし、これと一体をなす自然環境で保全の必要性の高い地域。

図表 4-1-3 自然公園等の利用者数 (単位：千人)

区 分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
国 立 公 園	7,186	7,732	8,032	7,089	7,367	3,524	3,062
国 定 公 園	1,118	1,039	995	918	870	595	619
県 立 自 然 公 園	513	503	521	357	423	426	408
県 民 の 森	128	113	122	111	112	14※2	115
もみのき森林公園	177	174	179	163	167	127	114
県 民 の 浜	64	64	65	41	51	29	32
中 央 森 林 公 園	315	307	295	285	288	246	232
中 国 自 然 歩 道	372	340	365	319	328	228	323
県 自 然 歩 道	37	34	36	33	34	33	31
合 計	9,909	10,305	10,610	9,316	9,641	5,222	4,936

※1 端数処理の関係で、合計は一致しないことがある

資料：県自然環境課

※2 県民の森のR2利用者数については、R2.7月末までの数値

図表 4-1-4 野外レクリエーション施設等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	規 模
県 民 の 森	1,164 ha
もみのき森林公園	400 ha
県 民 の 浜	23 ha
中 央 森 林 公 園	266 ha
中 国 自 然 歩 道	455 km
県 自 然 歩 道	125 km

資料：県自然環境課

(3) 水辺の保全・再生

河川整備においては、災害防止の観点とともに、生物の生育・育成、水の浄化等の機能を保全・創造することの重要性を認識し、自然環境や生態系の保全に配慮した多自然型工法の導入や、親水性や景観に配慮した護岸整備を進めています。

一方、県内の自然海岸は、高度経済成長期から行われた各種の開発行為等により、約31.5%が残存するのみとなっていることから、優れた環境を有する自然海岸の保全を図るため「自然海浜保全条例」に基づき「自然海浜保全地区」に指定しています。

水質の浄化機能を有し、魚介類の産卵・成育等の場として重要である藻場・干潟についても、沿岸域の環境変化や開発行為等により減少していることから、残された藻場・干潟を保護・保全するとともに、周辺の景観や生態系などの自然環境と調和した人工海浜や離岸堤、緩傾斜護岸の整備等を行う必要があります。

また、ダム貯水池、ため池、農業用水路などの水辺は、魚、昆虫をはじめ野鳥が活動し、水生植物などを含む豊かな生物相が育まれており、地域住民の散策、レクリエーションなどの憩いの場所として、重要な役割を果たしています。《自然海浜保全地区指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 4-1-5 自然海浜保全地区数及び面積（令和4年4月1日現在）

区 分	地区数	陸域面積 (ha)
自然海浜保全地区	19	17

資料：県自然環境課

(4) 瀬戸内海の総合的な環境保全・創造施策の推進

高度経済成長期に、工場排水や生活排水などにより悪化した瀬戸内海の水質環境は、これまでの規制措置により危機的な状況は脱したものの、近年は横ばいの状況にあります。

本県の藻場・干潟についても、沿岸域の環境変化や開発行為等により減少傾向でしたが、藻場等の造成や海底の堆積物除去などにより、近年は横ばいの状況にあります。

自然海岸については、約31.5%が残存するのみで、全国の53.1%に比べ少なくなっています（平成10年時点。環境庁第5回自然環境保全基礎調査より）。

今後の瀬戸内海の環境施策においては、従来の規制を中心とした保全型施策の充実に加え、失われた自然や自然のもつ機能をどのように回復していくかという視点で、地域の特性に応じた新たな環境修復・創造施策を展開していくことが求められています。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R3)	目標値 (目標年度)	目安 ※1	指標の 達成率	進捗状況
自然環境課	自然公園利用者数	千人	9,642	4,936	当初値より 増加(R7)	9,642	51.2%	未達成
自然環境課	県自然環境保全地域面積	ha	2,054	2,054	現状を 維持 (R7)	2,054	100.0%	目標どおり 達成
自然環境課	自然公園面積		37,857	37,857		37,857	100.0%	目標どおり 達成
自然環境課	自然海浜保全地区面積（陸域）	ha	17	17	現状を 維持(R7)	17	100.0%	目標どおり 達成
森林保全課	森林ボランティア参加数	人	78,108	38,454		78,108	49.2%	未達成
水産課	アマモ場、ガラモ場等の造成面積※2	ha	26.2※3	37.4	46.2※4 (R7)	33	113.3%	目標どおり 達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 この造成面積は、県が造成した面積（市町が造成した面積は含んでいない。）

※3 平成23年度～令和元年度の累計

※4 平成23年度～令和7年度の累計

<未達成の項目の要因と今後の対応方針>

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
自然公園利用者数	自然公園利用者数はR1年度まで概ね目標を達成していたが、近年のコロナ禍に伴う外出制限の影響により4,936千人（R3実績）にとどまり、最終年度の目標数値（9,642千人）に対して51%程度となっている。	自然公園等施設において快適な施設利用ができるよう、計画的な更新、機能強化を図るとともに、自然公園等施設の魅力向上や民間活力の導入の検討など施設の活性化に取り組む。
森林ボランティア参加数	森林ボランティア参加数については、R1年度までは順調に増加傾向にあったが、R2年度に大幅に減少、R3もR2と同水準となり、目標は未達成となった。未達成の要因としては、R3年度に新型コロナ感染拡大防止対策により、森林・林業体験イベントや研修会など、多くの活動計画が中止又は規模縮小となったことなどによる。	今後の森林ボランティア活動については、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策ガイドラインの周知を図り、対策を講じた活動を推進することで、新計画の参考指標である「森林ボランティア参加者数がR1実績値（78,108人）以上」を目指していく。

【取組状況】

(1) 自然公園等の保全対策の推進

ア 自然公園等の保全と管理 [自然環境課]

自然的・社会的条件の変化に対し、保護と利用の調和を図っています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】令和3年度は自然災害による自然公園内の早期復旧に努めたところです。令和4年度は計画的な更新・機能強化を図り、更なる利用促進に向けた取組みをすすめていきます。

イ 自然公園等施設整備事業 [自然環境課]

自然公園等(国立公園, 国定公園, 県立自然公園, 野外レクリエーション施設及び長距離自然歩道(中国自然歩道, 県自然歩道))においては、新しい生活様式や多様化する利用者ニーズ、施設の老朽化を踏まえた自然公園等施設の魅力向上や民間活力の導入の検討など、施設の活性化に取り組めます。

【令和3年度実績】

公園名	事業箇所	内容
瀬戸内海国立公園	大浜崎	歩道等災害復旧
瀬戸内海国立公園	高見山	公園道法面復旧
西中国山地国定公園	三段峡	歩道安全対策
比婆道後帝釈国定公園	県民の森	若人の家等解体撤去
野外レクリエーション施設	中央森林公園	三景園太鼓橋改修

【令和4年度内容】

公園名	事業箇所	内容
瀬戸内海国立公園	宮島	もみぢ橋架け替え調査
瀬戸内海国立公園	後山	展望台改修
西中国山地国定公園	三段峡	歩道安全対策
比婆道後帝釈国定公園	県民の森	スキーリフト整備等
比婆道後帝釈国定公園	帝釈公園	ケビン給水管改修

※1箇所当たりの事業費が1,000万円以上のものを掲載

(2) 水辺の保全・再生

ア 自然海浜保全地区の指定等 [自然環境課]

優れた環境を有する自然海岸を自然海浜保全地区に指定し、自然海浜の保全及び適正な利用を図っています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】自然海浜保全地区(19か所)の保全と適正な利用を推進。

イ 水産基盤整備事業 [水産課]

藻場⁴や干潟⁵などの魚介類の産卵、幼稚魚の育成のための場づくりや、優良な漁場を構成するとともに、海底に堆積したゴミを除去して漁場環境を保全することにより、漁場生産力の向上を図っています。

4 藻場：沿岸浅海域で、大型の海藻や海草が濃密に繁茂し群落を形成している場所。魚の産卵や生育の場として重要な役割を果たしている。

5 干潟：干潮時に現れる砂泥質の平坦な場所。プランクトンなどの微生物や多種多様な生物の生息の場となり、海水を浄化する機能がある。水鳥の飛来場所にもなっている。

【令和3年度実績】藻場の造成（広島県 5.2 ha）、海底の清掃（広島市、呉市 7.64km²）を実施。

【令和4年度内容】藻場の造成（広島県 2.8ha）、海底の清掃（呉市 4.55km²）を実施。

ウ 多自然川づくり [河川課]

水生生物・水生植物の維持・回復に配慮した工法の採用等により、自然環境に配慮した河川の整備を進めています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】椋梨川（東広島市）において、災害関連事業に伴う護岸等設計を実施中。引き続き、生物環境調査結果を踏まえ、地域の状況を考慮した工法により整備を促進。

エ 美しい川づくり [河川課]

猿猴川は、広島駅を利用して広島を訪れた方が最初に目に触れる河川であり、この周辺は「広島らしさ」を発信する絶好のエリアです。そこで、広島駅周辺地区の水辺を、水の都の玄関口にふさわしい広島の象徴的な空間とするため、県と広島市が連携して「美しい川づくり」に取り組んでいます。

【令和3年度実績・令和4年度内容】民間主体の恒常的かつ自立的な賑わい創出に向けた検討。

オ 放置艇の解消 [港湾振興課]

秩序ある公有水面の利用を図っていくため、令和7年度末までに県内の放置艇を解消することを目標に、プレジャーボート等の係留保管の適正化に取り組んでいます。

【令和3年度実績】関係条例改正の上、地区別実施計画に基づき、現場における新たな放置等禁止区域の指定、係留許可等の事務を実施。また、係留保管場所届出制度を一部開始。

【令和4年度内容】引き続き、新たな放置等禁止区域の指定、係留許可等の事務を継続。

カ 港湾環境整備事業 [港湾漁港整備課]

港湾のアメニティを高め、人々が集い、賑わい、やすらぐ場とするため、緑地などの環境整備を行っています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】広島港で整備した干潟のモニタリングを実施。

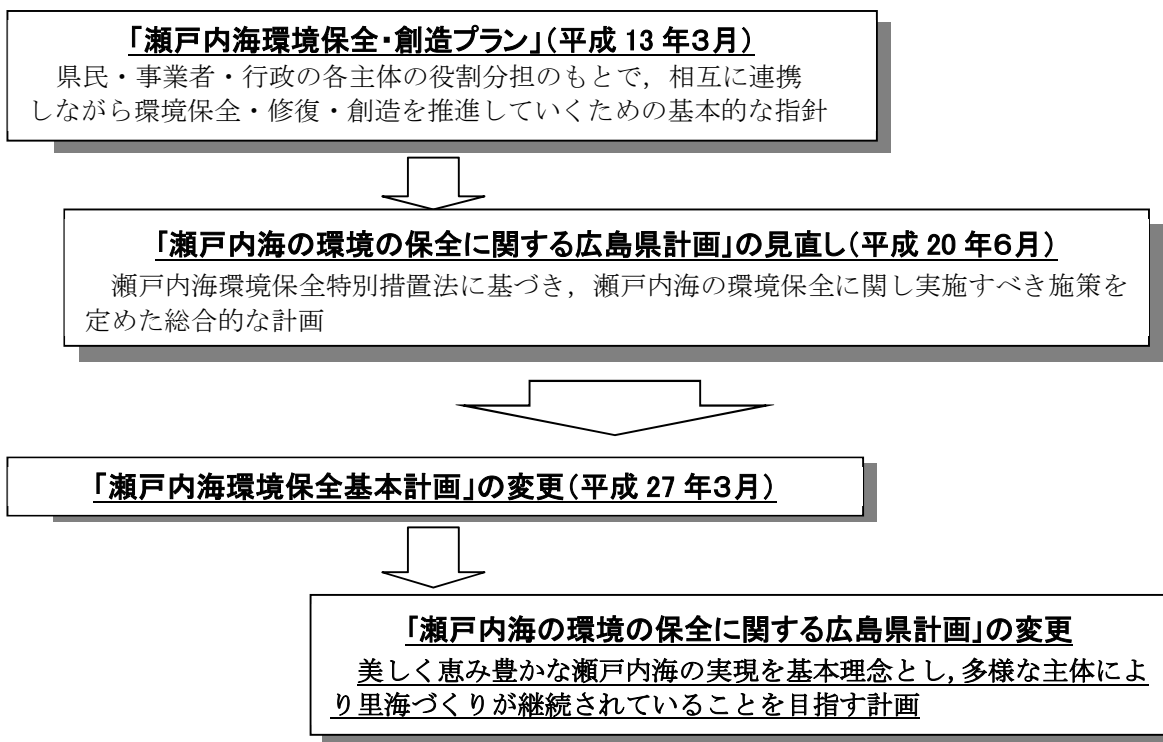
(3) 瀬戸内海の環境保全の推進

ア 環境保全・創造施策の推進 [環境保全課]

「瀬戸内海環境保全・創造プラン」及び「瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画」に掲げる各種施策を総合的に推進しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画を推進するため、引続き施策の進行状況の把握及び取りまとめを実施。平成27年3月に国基本計画が変更されたため、これを受け、平成28年10月、県計画を変更。

図表 4-1-6 【瀬戸内海環境保全・創造施策の展開】



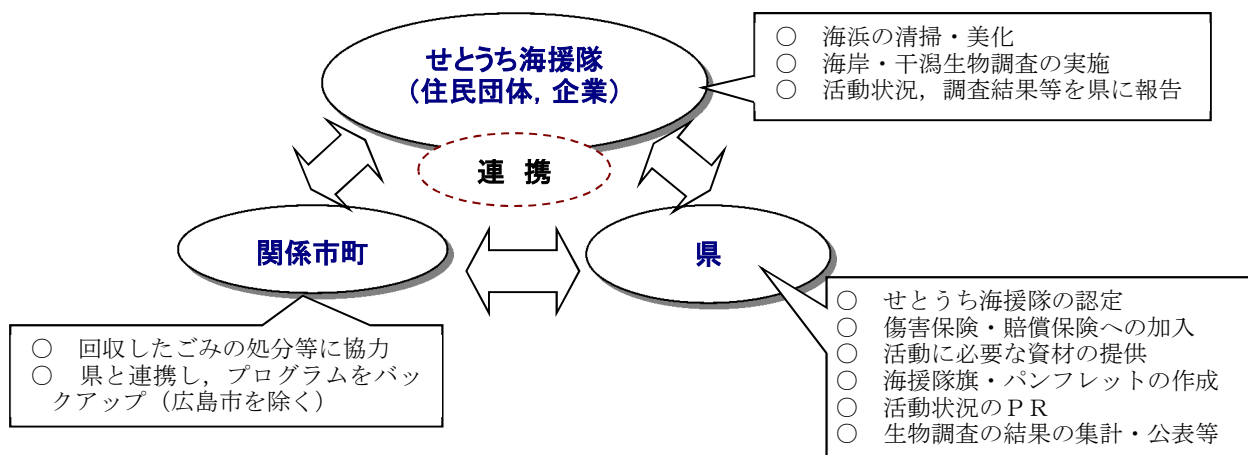
資料：県環境保全課

イ セとうち海援隊支援事業 [環境保全課]

海浜における環境保全活動（海浜清掃・美化及び海岸・干潟生物調査）を実施する団体等を「せとうち海援隊」として認定し、活動に対し、①傷害保険，賠償保険への加入，②活動に必要な資材の提供，③活動状況のPR等 により支援しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】市町と連携しながら，傷害保険への加入，活動状況のPR等によりせとうち海援隊の活動を支援。（令和3年度末の認定団体：33 団体）

図表 4-1-7 セとうち海援隊制度における各団体の役割



ウ 「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」，「(公社)瀬戸内海環境保全協会」への参画 [環境保全課]

関係府県・市・漁協・環境保全団体と連携して瀬戸内海の総合的な環境保全対策，瀬戸内海再生のための取組等を行っています。

【令和3年度実績】瀬戸内海の共通課題等に係る協議検討，瀬戸内海的环境保全・再生に関する国への要望や，「里海づくり」支援事業・調査研究などを実施。

【令和4年度内容】引き続き，関係府県等と連携して広域的な取組を推進。

※ 関連事業：下水道の整備促進（P64），農業・漁業集落排水処理施設の整備促進（P65），浄化槽の整備促進等（P65），排水規制等の実施（P66），水産基盤整備事業（P95），放置艇の解消（P96），港湾環境整備事業（P96）

（4）プラスチックごみの海洋流出防止対策：再掲（P78）

第2節 生態系の健全な維持管理

【現状と課題】

本県は、中国山地を形成する1,000m級の山々の北部積雪地帯とそれに続く内陸の台地、気候温暖な瀬戸内沿岸部や島しょ部からなり、その複雑な地形と多様な気候によって、豊富な生物相を有しています。一方で、県内に生息する1万6千種を超える野生生物のうち、絶滅のおそれのある野生生物として1,161種（うち41種は既に絶滅）が選定され、そのうち緊急に保護対策を要する野生生物としてミヤジマトンボなど動物7種、ヤチシャジンなど植物4種が「野生生物の種の保護に関する条例」により、指定野生生物種等に指定されています。

こうした希少な野生生物について、生息・生育状況等の現状を把握するとともに、野生生物に関する情報の提供を行い、野生生物保護思想の普及啓発を行う必要があります。

また、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」や「野生生物の種の保護に関する条例」に基づき、野生生物の保護を進めるとともに、鳥獣保護区や野生生物保護区の指定などにより、生息・生育域の保全を図る必要があります。

一方、ニホンジカやイノシシなどの一部の野生鳥獣については、農林業への深刻な被害が生じており、また、ツキノワグマによる人身被害が発生するなど、適切な個体数管理が求められています。

また、海外から持ち込まれた外来生物が、人間の生活や生態系に大きな影響を及ぼしており、本県においてもアライグマやアルゼンチンアリ、セアカゴケグモなどの特定外来生物の生息が確認されており、生息域の拡大を防止する必要があります。さらに、平成29年6月に国内で初めてヒアリが確認されており、ヒアリの侵入初期段階での徹底的な防除及び拡散を防止する必要があります。

これらの課題について、総合的かつ計画的に対策を実施するため、平成25年3月に策定した「未来へつなげ命の環！広島プラン～生物多様性広島戦略～」に基づき、生物多様性の保全及びその持続可能な利用を図ることとしています。

図表 4-2-1 絶滅のおそれのある野生生物の種の選定状況（令和3年度）

分類群	県内 種数	カテゴリー別種数					選定 種数
		絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	情報不足等	
種子植物・シダ植物	2,928	4	111	153	151	38	457
コケ植物	719		37	9	5	3	54
藻類	1,258		1	2	13	16	32
地衣植物	382	1	3	5	7		16
菌類	700		7	9	26	0	42
海藻類	約200	10		3	1	1	5
哺乳類	43	2	7	5	8	1	23
鳥類	302	1	6	9	17	14	47
爬虫類	16			1	1	4	5
両生類	19		1	8	4	1	14
魚類	548	2	9	9	21	16	57
昆虫類	8,318	15	43	48	89	36	231
貝類	708	16	40	25	22	27	130
その他無脊椎動物	412		4	4	21	14	43
合計	16,553	41	272	288	389	171	1,161

資料：県自然環境課

図表 4-2-2 指定野生生物種等の指定状況

種名	分類	種名	分類
ツキノワグマ	哺乳類	ヒメシロチョウ	昆虫類
アビ類 (シロエリオオハム, オオハム, アビ)	鳥類	ミズニラ (シナミズニラを含む。)	シダ類
ダルマガエル	両生類	オグラセンノウ	種子植物
スイゲンゼニタナゴ	淡水魚類	ツルマンリョウ	〃
カワシンジュガイ	陸淡水産貝類	ヤチシャジン	〃
ミヤジマトンボ※	昆虫類	計11種類 (※は特定野生生物種。)	

資料：県自然環境課

図表 4-2-3 野生鳥獣による農作物被害額 (単位：百万円)

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
イノシシ	307	298	289	302	286	354	358	305
シカ	50	42	35	33	42	44	53	48
サル	12	8	11	8	7	5	10	10
その他獣類	11	9	9	12	9	12	16	14
鳥類	93	56	53	52	45	61	76	83
計	473	413	397	408	389	476	513	461

*端数処理により合計が一致しない場合がある

資料：県農業技術課

【成果指標】

担当課	指標項目(内容)	単位	基準年度(R1)	現状値(R3)	目標値(目標年度)	目安※1	指標の達成率	進捗状況
自然環境課	レッドデータブックひろしま掲載数	種	—	1,161	設定なし	—	—	—
自然環境課	自然観察会への参加者数	人/年	—	5,362	設定なし	—	—	—
自然環境課	イノシシ年間捕獲頭数	頭/年	29,531	29,905※3	30,000(R3)	30,000	99.7%	概ね達成
自然環境課	ツキノワグマ年間除去頭数	頭/年	189	257※2	135以内※2(R3)	135	9.6%	未達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 広島県、島根県、山口県の合計

※3 速報値

＜未達成の項目の要因と今後の対応方針＞

指標項目(内容)	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
ツキノワグマ年間除去頭数	ツキノワグマ年間除去頭数は、H28年度以降目標値を超過した状態で推移しており、R3目標は未達成となった。 未達成の要因としては、餌となる堅果類等植物の凶作や生息域の拡大などにより、H28年度以降集落への出没が多く、人身被害防止のため捕獲する頭数が増えたことなどによる。	生息数の推定など生息状況調査を実施し、特定鳥獣管理計画に基づき、人身被害の防止及び個体群の安定的維持並びに分布域の拡大防止を目標として、集落への出没個体の捕獲を実施しつつ、出没抑制や錯誤捕獲防止などにより、人と野生鳥獣の調和的共存を推進していく。

【取組状況】

(1) 生物多様性の保全活動の推進

ア 広島県生物多様性保全推進事業 [自然環境課]

生物多様性の保全を図るためには様々な主体が連携した継続的な取り組みが求められます。このため、県内の野生生物の現況調査や希少種保護団体への活動支援を実施しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】県内の野生生物の現況を把握するため、県野生生物保護推進員による調査を支援。ヒョウモンモドキ保全地域協議会及び芦田川水系スイゲンゼニタナゴ保全地域協議会への参画。

イ 八幡湿原自然再生事業 [自然環境課]

西中国山地国定公園の八幡湿原地域は、乾燥化が進みつつあるため、損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、自然再生事業を行っています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】八幡湿原自然再生協議会等との連携により、再生整備後の再生状況の経過観察や環境学習への活用を促進。ニュースレターの発行。年間を通じて自然再生地での地下水位を観測しデータを分析。

ウ 愛鳥週間ポスター募集 [自然環境課]

鳥獣保護の意識啓発のため、小学生、中学生、高校生を対象に愛鳥週間のポスターの原画を募集し表彰しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】ポスターの原画を募集し、鳥獣保護の意識啓発を実施。

令和4年度愛鳥週間ポスター特選（令和3年度募集分）



三次市立作木小学校
3年 山本 風莉



広島大学附属三原中学校
2年 高原 詩桜里



広島県立尾道東高等学校
1年 砂田 絵美

エ 道路改良により生じる法面の自然植生の回復 [道路企画課, 道路整備課]

【令和3年度実績・令和4年度内容】道路法面の緑化については、生態系への影響などを考慮して、周辺の植物を用いた植栽や在来種による植生を実施。

(2) 野生生物の現状の把握及び対策の推進

ア ミヤジマトンボの生息環境の整備 [自然環境課]

緊急に保護を要する種として「野生生物の種の保護に関する条例」において唯一「特定野生生物種」に指定されているミヤジマトンボの絶滅を回避するため、生息環境を整備するとともに、幼虫の人工孵化・飼育を行っています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】専門家、関係機関で構成するミヤジマトンボ保護管理連絡協議会において、生息地の環境整備等について検討し、生息環境の整備（獣害防止柵の設置、潮汐湿地への水路確保等）及び絶滅リスク分散のための生息域外保全（人工孵化・幼虫飼育）を実施。また、新生息地創出に取り組む。

イ 外来生物の生息域の拡大防止 [自然環境課]

外来生物による生態系のかく乱及び農業被害・生活被害の防止に努めています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】「アルゼンチンアリ対策広域行政協議会」（令和4年度からは情報共有等のための連絡会議）において情報交換を行うことにより市町の自主的な防除の取組を促進。また、セアカゴケグモ及びヒアリの防除等に係る指導を実施。

ウ 道路事業における野生生物に対する配慮 [道路企画課, 道路整備課]

【令和3年度実績・令和4年度内容】規模の大きな道路事業等を進める際、環境アセスメントを行い、猛禽類等、レッドデータブックに記載されている希少種等を調査し、存在が確認された場合には、生育環境等を勘案してルート等を決定。

(3) 人と野生鳥獣の調和的共存の推進

ア 特定鳥獣保護管理計画の推進 [自然環境課]

イノシシとニホンジカについては、農林作物の被害が依然として高い水準にあるなど、人の生活や経済活動と野生動物との軋轢の解消を図るため、適切な管理（個体数調整を含む。）が求められています。

ツキノワグマについては、人身被害の防止を図りつつ、西中国山地に生息する地域個体群の保護管理を山口県・島根県とともに3県共同で実施しています。

【令和3年度実績】ニホンジカの生息状況調査（糞塊密度調査）、出没の予測や住民等への注意喚起を行うためのツキノワグマの餌食物である堅果類の豊凶調査、ツキノワグマの生態等に関する正しい知識と人身被害を回避するための知識の習得に係る学習会を実施。

【令和4年度内容】大型獣への対応に関し住民への普及啓発に必要な知識・技術を習得する職員研修を実施。人と野生動物の調和的共存を図るため、科学的なデータに基づいた総合的な野生動物の保護管理を推進。

イ クマレンジャー事業 [自然環境課]

クマ出沒地域周辺のパトロール等を実施することにより、ツキノワグマの里山への定着化を防止し、人身被害発生の危険性を軽減します。

【令和3年度実績・令和4年度内容】クマ出沒地域周辺のパトロール等を実施。

ウ ツキノワグマの対策協議会の運営 [自然環境課]

保護管理対策を円滑に実施するため、県と関係市町で構成する「県ツキノワグマ対策協議会」で、保護管理対策を検討・実施するとともに、ツキノワグマによる人身事故被害者への見舞金制度を実施しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】構成11市町とともに、保護管理対策について検討・実施。

エ 鳥獣保護区等の設定 [自然環境課]

狩猟による鳥獣の捕獲を禁止し、その安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全・管理及び整備するため、第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区等を設定しています。

【令和3年度実績】鳥獣保護区（97か所 57,349ha）。

【令和4年度内容】鳥獣保護区（97か所 57,349ha）。

レッドデータブックひろしま

令和4年3月に、「広島県の絶滅のおそれのある野生生物（第4版） レッドデータブックひろしま2021」を県ホームページで公表しました。

■ レッドデータブックとは

絶滅のおそれのある野生生物種を、絶滅のおそれの程度に応じて設定したカテゴリー（絶滅のおそれの高い順に、絶滅・絶滅危惧Ⅰ類・絶滅危惧Ⅱ類・準絶滅危惧、等）に分類評価したリストをレッドリストといいます。レッドリストに選定した種について、生息・生育状況や生存を脅かす要因などの解説を加え、書籍として取りまとめたものがレッドデータブックです。

版	改訂年	選定種数
初版	平成7年（1995年）	300
第2版	平成15年（2003年）	751
第3版	平成23年（2011年）	1,000
第4版	令和3年（2021年）【今回改訂】	1,161

県内の野生生物の生息・生育を脅かしている要因を明らかにし、種の保存と生物多様性保全の重要性について広く県民の皆様にご存知いただくこと、また、各種施策や環境アセスメントにおける基礎的資料とすることを目的として、平成7年の初版発行以降、継続的に調査、改訂を行っています。

■ 種の選定状況について

「レッドデータブックひろしま2021」（第4版）での、絶滅のおそれのある野生生物種の選定状況は、本文99ページ図表4-2-1のとおりです。また、第3版及び第4版の選定種数は右表のとおりで、第3版と比べて、絶滅をはじめ各カテゴリーで種数が増加しています。生息状況の悪化により、昆虫類でヒメシロチョウなど7種が新たに絶滅に選定され、また、これまで選定されていなかったニホンスッポンやドジョウなどが準絶滅危惧に選定されました。

	選定種数	絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	情報不足等
第3版	1,000	19	229	242	351	159
第4版	1,161	41	272	288	389	171
(海洋生物)	133	15	36	20	21	41

なお、種数が増加した理由として、第4版から調査対象区域を海洋域に拡大したことに伴い、新たに133種の海洋生物（魚類、貝類など）が選定されたことも影響しています。

一方、絶滅のおそれが低下したとされる種もあり、巣箱かけなどの保護活動が行われているブッポウソウは、絶滅危惧Ⅱ類から準絶滅危惧に変更されました。また、初版以来、県内では絶滅したと考えられていたニホンリスの再分布が確認されました。



ニホンリス 絶滅危惧Ⅰ類

撮影：畑瀬淳

第5章 環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」

第1節 環境学習・自主的な環境活動等の推進

【現状と課題】

環境保全行動に対する県民の意識は年々高まっているものの、実際の行動にはまだ十分に結びついていない状況にあることから、社会のあらゆる場において、総合的で実践を伴う環境学習が適切かつ活発になされるよう、学校教育や社会教育での環境学習に関する取組を充実させるとともに、そのための指導者の育成などを行う必要があります。

平成29年の学習指導要領の改訂でも、「環境に関する教育」を「現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容」の一つに掲げています。また、幼児教育の段階から、発達の段階に応じて自然体験活動など体験活動の推進を図り、環境の保全やより良い環境の創造のために主体的に行動する実践的な態度や資質、能力の育成を目指しています。平成27年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査によると、社会や理科などでの学習に加え、総合的な学習の時間での環境をテーマとした学習が、約88%の公立小学校と約29%の公立中学校で実施されています。

また、県では、教職員を対象にした環境教育研修の実施や教材・プログラムの作成支援・提供を行うなど、学校における環境学習の支援を行うとともに、県民の自主的な環境保全活動を促進し参加機会の拡大を図るため、各地で行われている取組に関する情報提供や、地域で緑化活動や美化活動などを行っている団体等の活動支援、環境学習講師の派遣など、環境保全活動の拡大に向けた支援を行っています。

さらには、県民一人ひとりが、環境への負荷の少ないライフスタイルのあり方や自然の大切さに対する理解と認識を深めるため、「環境の日」ひろしま大会等を通じた環境保全思想の普及啓発に取り組んでおり、引き続き、様々な機会を通じた普及啓発を推進するとともに、県民が自主的に環境に配慮した生活・行動を選択・実行できるよう、環境保全行動等に関するさまざまな情報を各種媒体によって総合的に提供していく必要があります。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R3)	目標値 (目標年度)	目安 ^{※1}	指標の 達成率	進捗 状況
環境政策課	環境保全活動に取り組んでいる県民の割合	%	59.9 (R2)	-	65 (R5)	-	-	-
環境政策課	環境学習講師派遣学習会の受講者数	人	113 (R2)	1,295	700 (R3)	-	185.0%	目標以上 達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

(1) 環境学習の推進

ア 環境学習講師派遣（環境保全活動支援事業） [環境政策課]

学校、自治会等が実施する環境学習会に、県が登録した専門的知識を有する講師を派遣しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】 令和3年度は31人を派遣。

<環境学習講師の派遣者数>

指標項目	H28	H29	H30	R1	R2	R3
派遣者数（人）	17	22	23	21	7	31

イ 県立広島大学での教育 [高等教育担当]

庄原キャンパス（生物資源科学部・生命環境学部）において、環境や生命科学に係る基礎的な内容から専門的・実践的な内容まで段階的に学修できるよう、体系的なカリキュラムによる教育を行い、環境保全や資源の循環利用などの分野で活躍できる人材を育成します。

【令和3年度実績・令和4年度内容】

令和3年度には、専門知識の修得に加えて、地方公共団体（県、庄原市）や県内企業から講師を招聘して、身近で起きている環境問題への理解を深める教育を実施したところです。令和4年度には、現地視察や調査を採り入れるなど、更なる教育内容の充実に取り組むこととしています。

ウ 少年少女水産教室の開催支援 [水産課]

小学校高学年を中心に、稚魚の放流など栽培漁業の体験学習を実施し、漁業への理解を深めるとともに、資源の大切さを啓発しています。

【令和3年度実績】 尾道市立浦崎小学校、福山市立高島小学校で、漁協等が開催した水産教室を計2回支援。

【令和4年度内容】 計6回の支援を予定しているが、新型コロナウイルスの影響により未定。

エ グリーン・ツーリズムの推進 [販売・連携推進課]

農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動であるグリーン・ツーリズムは、自然環境や資源の大切さを考える機会となるため、広島県内で農林漁業体験活動が可能な施設などを紹介しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】 体験施設や宿泊施設の情報をホームページにより提供。

オ 緑化研修及び緑化指導相談 [森林保全課]

県民をはじめボランティア団体や企業の緑化担当者を対象に緑化に必要な知識、技術の研修を行うとともに、県内の小学校を対象に「緑の学校」を開校し、学校に出向いて緑化研修や自然体験学習を行うことで緑化意識の普及啓発を進めています。さらに、みどりについての健康診断や病害虫防除等の緑化相談等を実施し、緑化技術の向上を図っています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】 令和3年度は緑化研修53回、緑の学校6回、緑化相談801件を実施。

※ 関連事業：せとうち海援隊支援事業（P97）、環境月間行事の実施（P108）

(2) 啓発活動の推進

ア 環境講演会の開催 [環境政策課]

ひろしま地球環境フォーラム等との共催により、地球環境等に関する講演会を開催しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】 令和3年度は海洋プラスチックゴミ問題及びエネルギー・環境問題をテーマとする講演会を開催。

イ ひろしま環境賞 [環境政策課]

環境保全活動への意欲を高めるため、地域において先覚的・独創的な環境保全活動等に積極的に取り組み、環境にやさしい地域づくりに顕著な功績のあった個人・団体に対し、その功績を称えて表彰しています。

【令和3年度実績】

〈受賞者及び活動内容〉

- アサヒグループホールディングス株式会社 アサヒの森環境保全事務所（庄原市）

アサヒの森は、昭和16年に、前身となる会社がコルクの戦時代用品としてアベマキの樹皮を確保するため広島県内に山林を購入したことに始まり、その後持続可能な森林経営に取り組んできた。

平成13年にはFSC[®]森林認証を取得し、維維持管理業務を中心に置きながら、生物多様性を始めとするこの山林の様々な価値を専門家の知見のもとと把握するとともに、地元小学校等を対象とした森林環境教育の場としての活用など、その価値の活用を様々な主体と広く共有する取組みを進めている。とりわけ中国山地の保全と活用について、地域づくりに大きな役割を果たしている。

- 神之瀬峡森林環境インストラクター協会（三次市）

神之瀬峡森林環境インストラクター協会は、旧君田村が神之瀬峡の保護と活用を目的に実施したインストラクター養成講座修了者有志により設立され、15年に渡り、自然観察会や自然体験会の開催、地元小学校での環境学習講師としての活動、希少種の点検・見回り活動、地域の歴史に係る現地調査など、専門的知識を活かした多様な活動に取り組んできた。

地域住民が専門的知識を学び、その学んだ知識を活かして、中山間地域の自然環境を保全しながら、自治会や観光協会などと連携して、その活用を進めている。

- 三原市立宮浦中学校（三原市）

三原市立宮浦中学校は、20年に渡り学区内の清掃活動（年1回）を生徒が主体となって、保護者や地域との連携により実施してきた。

教育計画に明確に位置付けた上で、地域の課題解決型学習（課題発見・設定・実行・振り返り）として取り組むなどの工夫が行われており、また、活動を通じて、地域との信頼関係を構築し定着化させている。

【令和4年度内容】

環境保全活動等に功績のあった個人・団体を表彰する。

1 ひろしま地球環境フォーラム：広島県の県民、団体、事業者、行政が相互に連携・協働しながら、環境にやさしい地域づくりを進める環境保全推進組織。

ウ こどもエコクラブの支援 [環境政策課]

幼児から高校生までのこどもが自主的に環境保全活動を行う「こどもエコクラブ」について、地域環境に関する具体的な取組・活動が展開できるよう、市町の協力を得て、支援情報を提供しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】 令和3年度は、45団体のこどもエコクラブのメンバー753人が活動。

エ 環境月間行事の実施 [環境政策課]

県民の環境保全についての理解・関心や積極的な環境保全活動への意欲を高めるため、6月5日の「環境の日」²及び6月の「環境月間」²を通じて、国、市町、団体等の協力のもと、各種事業を実施しています。

≪「環境の日」ひろしま大会≫

【令和3年度実績・令和4年度内容】 令和3年度は6月～7月にかけてオンライン形式で開催。令和4年度も引き続きオンライン形式で開催。県内の団体等の環境活動の紹介の他、SDGsオンラインゲームを開催。

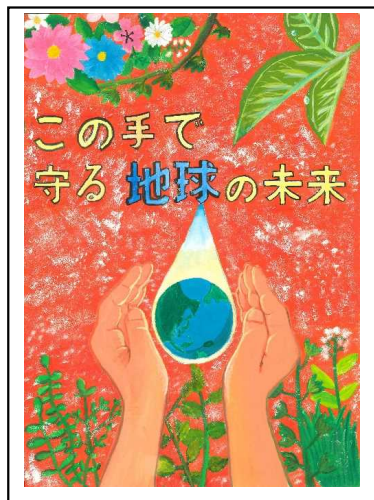
2 環境の日、環境月間：1972年6月、国連人間環境会議がスウェーデンのストックホルムで開催され、「人間環境宣言」が採択された。国連では、この会議を記念して毎年6月5日を「世界環境デー」としている。我が国では、環境基本法において6月5日を「環境の日」と定め、また6月を「環境月間」として、事業者及び国民の環境保全についての関心と理解を深めるとともに、環境保全に関する活動を積極的に行う意欲を高めるための各種事業を実施している。

オ 環境と健康のポスター・標語コンクール（環境部門）の実施 [環境政策課]

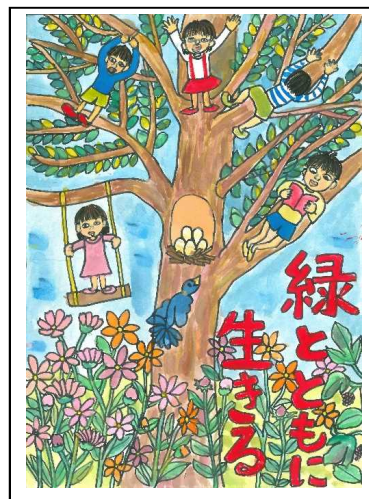
子供たちに、ポスターや標語の作成を通して環境への関心と環境保全についての理解・認識を深めてもらうため、関係団体と連携しコンクールを開催しています。

【令和3年度実績】応募数：○ポスターの部 小学校 9,480点, 中学校 1,758点

○標語の部 小学校 12,304点, 中学校 3,654点



広島県知事賞
庄原市 口和中学校
2年 岩竹 美羽



広島県教育委員会賞
廿日市市 佐方小学校
4年 岡田 紗奈

どうぶつも
さかなもわたしも
ちきゅうがおうち

広島県知事賞
大竹市 大竹小学校
1年 野中 仁心

続けよう
自然とよりそう
暮らしかた

広島県教育委員会賞
府中町 府中小学校6年
山本 あかり

カ 「エコひろしま」の運営 [環境保全課]

県民・事業者等による環境配慮への自主的な取組を促進するため、県環境情報サイト「エコひろしま」を通じた環境情報の発信を行っています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】「エコひろしま」(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/>)を運営し、迅速で分かりやすい環境情報を発信。

(3) リーダー人材の育成

ア 環境学習講師専門研修 [環境政策課]

児童・生徒等を対象とした環境学習会をより効果的に実施するため、環境教育の実践者や、その支援者等を受講対象とする研修会を実施しています。フィールドでのワークショップを行うなど参加者がお互いの経験から学び合い、指導技術を高め合う学びに取り組んでいます。

【令和3年度実績・令和4年度内容】学校や地域において環境教育を実践している者等を対象とし、令和3年度は全3回の研修を実施し、延べ56人が受講した。(全3回修了者は16人)

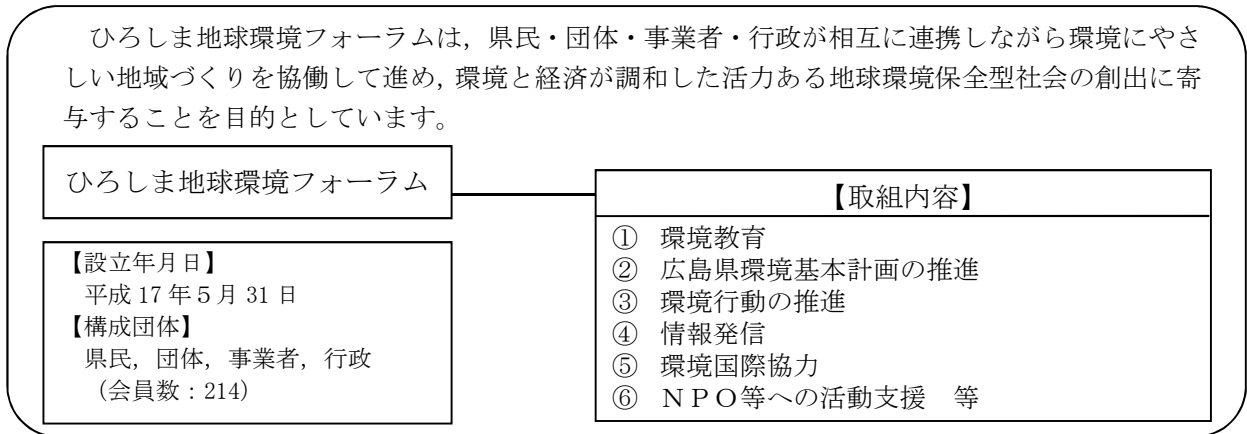
(4) 自主的な環境活動を行う仕組みづくり

ア ひろしま地球環境フォーラムの支援 [環境政策課]

県民、団体、事業者、行政の214会員（令和3年5月末）で組織する「ひろしま地球環境フォーラム」が実施する環境講演会等の環境保全事業に対して、県は事務局として支援しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】事務局として、各種事業の共同実施、情報提供等の活動を支援。

図表 5-1-1 ひろしま地球環境フォーラムの概要



イ 大学間ネットワークの活用 [環境政策課]

大学生と教員が専門的な知識及び行動力を結集し、大学の枠を越えて設立した「大学環境ネットワーク協議会（U E - n e t : ゆいねっと）」による地域における環境保全活動及び環境学習の取組を推進しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】「大学環境ネットワーク協議会（U E - n e t : ゆいねっと）」による環境イベント等の企画運営や環境学習教材を利用した活動を支援。

ウ ひろしまアダプト活動支援事業（マイロードシステム・ラブリバー制度） [道路河川管理課]

県の管理する道路・河川において、道路や河川敷の清掃、緑化、除草などを行う団体をアダプト活動認定団体（マイロード認定団体・ラブリバー認定団体）として認定し、表示板の設置や保険への加入のほか、活動費の一部を奨励金として交付するなど、その活動を支援しています。

【令和3年度実績】マイロード認定団体は、新たに43（総計717）の団体を認定し、22,161人の参加を得て延長606.74kmの道路清掃等を実施。

ラブリバー認定団体は、新たに30（総計451）団体を認定し、16,240人の参加を得て280.28kmの河川清掃等を実施。

【令和4年度内容】アダプト活動の拡大・充実を図るため、奨励金交付事業を継続し、団体への積極的な支援を実施。

3 アダプト活動：アダプトが「養子縁組をする」という趣旨から、住民等が主体となって清掃・草刈等を中心に、公共空間をわが子のように面倒をみていく活動。

エ 道路河川清掃等業務委託事業 [道路河川管理課]

県が管理する道路河川において、県民の河川愛護意識の普及・向上を図るとともに、良好な道路河川環境を保持するため、清掃業務等を市町を通じて住民団体に委託し、清掃活動等を行う住民団体を支援しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】清掃活動等を実施。令和3年度は315団体で実施。

オ 河川清掃「クリーン太田川」 [道路河川管理課]

太田川流域の河川において、「クリーン太田川実行委員会」の主催により清掃を実施しており、県も河川管理者として積極的に参加し、清掃活動を行う住民団体等を支援しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】7月の河川愛護月間にあわせて一斉清掃活動を実施。

令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、基町環境護岸周辺にて実施していた中央セレモニー及び一斉清掃は取りやめ、7月の河川愛護月間内又はそれ以外の月において、流域市町の参加団体による自主的な河川清掃を実施しました。

※ 関連事業：県民運動の支援（P12）、せとうち海援隊支援事業（P97）

第2節 環境関連産業の振興

【現状と課題】

環境省の調査によれば、我が国の環境産業の市場規模は、平成12（2000）年の58兆円から令和2（2020）年には104兆円に達しています。

本県には、臨海部を中心に鉄鋼、化学などの基礎素材型産業や、自動車を中心とする裾野の広い加工組立型産業の集積があり、これらが有する技術を生かしたエコビジネス育成のポテンシャルは高いと考えられます。

特に市場の拡大が見込まれる省エネルギー、再生可能エネルギーなどの分野における研究開発の促進が必要であり、それらを支える人材の育成が重要になっています。

また、リサイクル関連産業の育成は、事業者による廃棄物抑制の取組につながるため、リサイクル関連の研究開発やリサイクル製品の品質向上・販路拡大を推進する必要があります。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R3）	目標値 （目標年度）	目安 ※1	指標の 達成率	進捗 状況
イノベーション推進チーム	環境・エネルギー分野の付加価値額	億円	684	896	892 （R7）	731	122.5%	目標以上 達成
イノベーション推進チーム	環境・エネルギー分野の取組企業数	社	127	140	170 （R7）	130	107.6%	目標どお り達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

1 環境・エネルギー関連産業の育成

【取組状況】

（1）環境・エネルギー産業の集積

ア 環境・エネルギー産業集積促進事業 [イノベーション推進チーム]

SDGsをビジネスチャンスと捉え、これまでの環境汚染防止、廃棄物処理など環境浄化分野のみならず、新たにネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の分野を加え、産学官連携による先進的な環境ビジネス創出や人材育成などに取り組むことで環境・エネルギー産業の集積を図っています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】

産学官連携研究会を令和3年に設置し、当該研究会を起点として新たなビジネスモデル開発を支援。

（2）地域資源・特性に応じた支援

ア 環境・エネルギー産業集積促進事業 [イノベーション推進チーム]

これまでに構築した海外の政府機関や環境団体とのネットワークを生かし、環境問題が深刻化するアジア地域や環境意識の高い欧州を中心とした海外市場への販路開拓やプロジェクト形成に加え、商社等への業務委託による県内企業の海外展開支援等を通じて企業の海外進出を促すなど、環境・エネルギー産業における海外展開を加速しています。

【令和3年度実績】 商社等を活用した販路開拓支援，海外サポート拠点による商談支援を実施。

【令和4年度内容】 商社等を活用した販路開拓支援，海外におけるプロジェクト創出支援を実施。

(3) 環境・エネルギー産業の研究開発の推進

ア 環境・エネルギー産業集積促進事業 [イノベーション推進チーム]

市場の成長が見込まれる環境・エネルギー分野での，研究開発，環境関連製品の開発等を支援するため，開発・実証の経費を助成しています。また，カーボンリサイクル分野においては，国が大崎上島を実証研究の拠点として整備することとしていることから，こうした国の新たな取組と一体となって，本県を舞台にした研究活動を誘発するため，協議会組織を立ち上げ，新たに研究実証・支援制度を創設するなど，カーボンリサイクルの研究拠点化を図っています。

【令和3年度実績】 環境・エネルギー産業集積促進補助金による支援（4件），カーボンリサイクル技術を推進するための協議会の設立（R3.5）。

【令和4年度内容】 新たに，海外展開の促進を目的とした海外スタートアップ企業等連携事業及びカーボンリサイクル関連技術の研究・実証支援制度を開始。

イ 中国四川省との環境保護合作事業 [環境政策課] [イノベーション推進チーム]

県が友好提携を結んでいる四川省と平成3年度に交わした「環境保護合作事業」に関する覚書に基づき，商談会や研修等を実施しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】 令和2年度は，新型コロナウイルス感染症の感染拡大により，研修員の受け入れや現地での技術交流は中止。令和3年度はオンラインでの情報交換などを実施。

※ 関連事業：廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等助成事業（P31），びんごエコタウン推進事業（P113），循環型社会形成推進機能強化事業（P114），リサイクル製品使用促進事業（P114）

(4) 産業分野の人材の育成

ア 研究開発などに携わる人材の育成 [研究開発課]

【令和3年度実績】 広島県畜産協会が主催する堆肥共励会の審査員として，堆肥に関する評価及び指導を実施。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により，講師を受諾した研修会（堆肥共励会）は中止。

【令和4年度内容】 堆肥共励会の審査員として，堆肥に関する評価及び指導を実施。

(5) リサイクル産業の集積

ア びんごエコタウン⁴推進事業 [循環型社会課]

福山市箕沖地区に整備した県内初のリサイクル企業向け「びんごエコ団地」の分譲を行い，循環型社会の拠点形成及びリサイクル産業の振興を図っています。

分譲を促進するため，土地代金の一部助成等の企業立地支援措置を講じており（びんごエコ団地企業立地支援事業），令和2年度に全6区画の分譲を完了した。

【令和3年度実績・令和4年度内容】 分譲事業者に対して，立地を支援。

※ 関連事業：福山リサイクル発電事業の推進（P33）

4 びんごエコタウン（構想）：平成12年3月に備後22市町村を対象地域として，モデル的に循環型社会システムを形成するためのマスタープランとして策定。同年12月に当時の通商産業省と厚生省から中国地域では初めてのエコタウンプランとして承認された。

(6) リサイクル産業の育成

ア 循環型社会形成推進機能強化事業 [循環型社会課]

廃棄物処理分野での循環型社会形成への取組を強化・加速させるため、産業廃棄物処理業界と大学による体系的な研究開発等に取り組む産学連携の推進母体に対し、研究開発活動経費及び人材育成事業費を助成しています。

【令和3年度実績】 研究事業 17 テーマに 65,086 千円、人材育成事業 1 テーマに 900 千円を支援。

【令和4年度内容】 研究事業 19 テーマ、人材育成事業 1 テーマに支援。

イ リサイクル製品使用促進事業 [循環型社会課]

県内産リサイクル製品の使用促進を図るため、「生活環境保全条例」に基づき、要件・基準に適合した県内産リサイクル製品の登録を行っています。登録製品は県の事務・事業で率先使用するとともに、県ホームページ等で製品情報を積極的に提供しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】 令和3年度末時点で 450 の登録を実施。

図表 5-2-1 令和3年度 県の事業・事務における登録リサイクル製品の使用実績

種 別	品 目 名	使 用 量	単 位
第一種	改良土	5,952	m ³
	工事立て看板枠	1	基
	再生アスファルト安定処理混合物	2,688	t
	再生アスファルト混合物	1,541	t
	再生砕石	544	m ³
	再生土	1,134	m ³
	鉄鋼スラグ	1,719	m ³
第二種	再生アスファルト混合物	42,981	t
	再生砂	3,647	m ³
	再生砕石	106,721	m ³
	再生粒度調整砕石	6,580	m ³
	鉄鋼スラグ	385	m ³
	土木製品 (m)	42	m
	土木製品 (基)	25	基
	法面緑化用吹付材	283,207	kℓ
	有機肥料	600	kg

資料：県循環型社会課

第3節 環境配慮の仕組みづくり

1 事業者等による環境に配慮した取組の推進

【現状と課題】

(1) 環境に配慮した事業活動等の普及促進

環境保全行動への県民の関心度は増加傾向にある一方で、実際の行動に十分つながっておらず、環境と共生した活動への理解や実践が求められています。

事業者等が自主的に環境負荷の低減を目指す環境マネジメントシステム⁵について、県では、導入を促進するためのセミナーの開催等を行ってきましたが、エコアクション 21⁶などの認証資格を取得する事業者の数は停滞しています。

環境経営やSDGsに取り組むメリット・方法を多くの事業者に十分理解・把握してもらう必要があります。

(2) アセスメント手続等を通じた環境に配慮した事業の推進

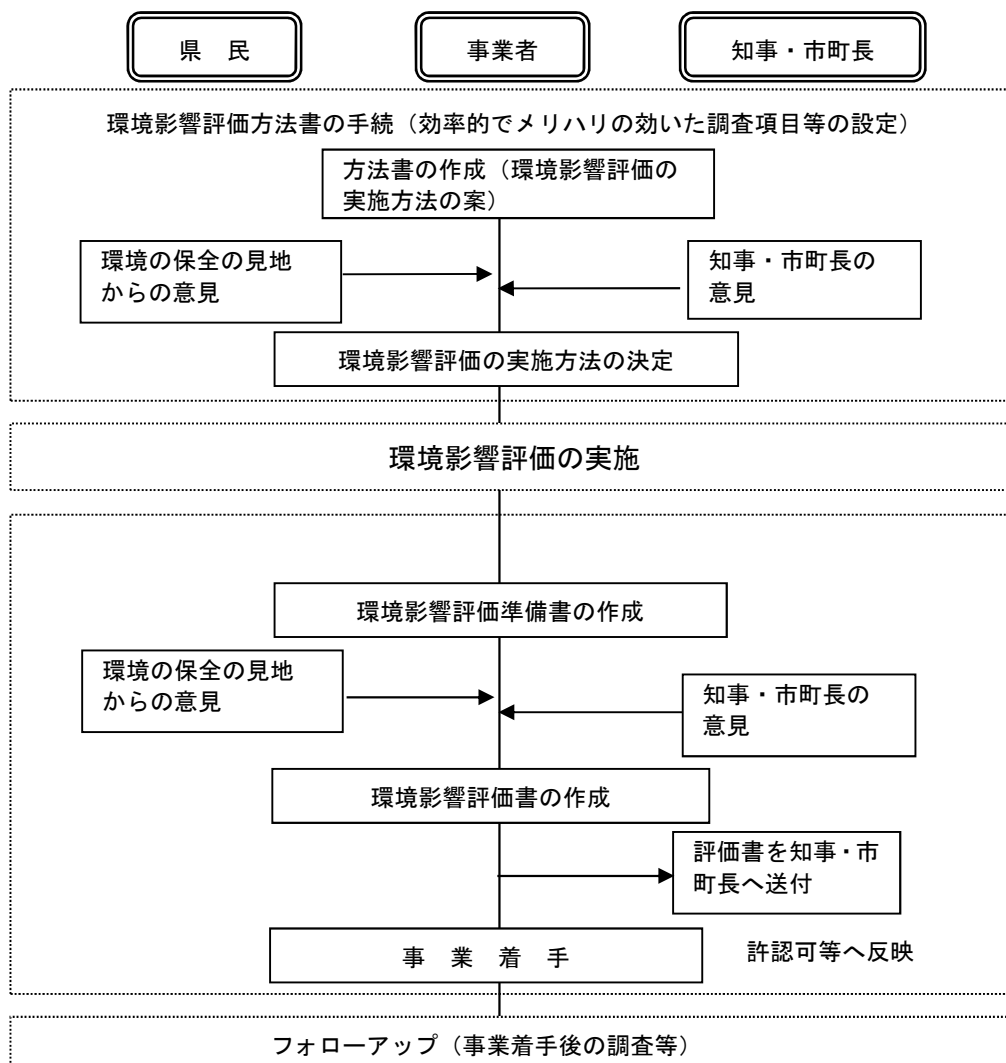
環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業については、事業実施前に、その環境影響について予測及び評価を行い、結果を公表し、住民の意見を聴くなどして十分な環境保全対策を講じる必要があります。「環境影響評価⁷法」や「環境影響評価に関する条例」では、一定規模以上の事業について、環境影響評価書等の作成・公告縦覧や住民等の意見聴取等の手続について規定しています。

5 環境マネジメントシステム：企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価するためのシステム。①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め(Plan)、②これを実行、記録し(Do)、③その実行状況を点検して(Check)、④方針等を見直す(Act)一連の手続き。

6 エコアクション 21：ISO規格をベースに環境省が策定した、システム構築や維持費用が安価な、中小企業にも取り組み易い環境マネジメントシステム。

7 環境影響評価：大規模な開発等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいて事業の内容を直したり、環境保全対策を立案したりする手続のこと。

図表 5-3-1 環境影響評価に関する条例の手続の流れ



資料：県環境保全課

なお、「環境影響評価法」（平成 11 年完全施行）については、法施行後 10 年を経て浮かび上がってきた課題への対応力、環境アセスメントが果たすべき役割の変化等を踏まえ、事業の計画段階における配慮事項の検討（配慮書）や、方法書段階での説明会の義務化などが追加されました。（平成 25 年 4 月 1 日施行）

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R3)	目標値 (目標年度)	目安※1	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	ひろしま地球環境フォーラム会員のうち、SDGsと関連付けて事業活動を行っている事業者の割合	%	29.7 (R1)	53.8	75 (R7)	44.8	120.0%	目標以上達成
環境政策課	環境経営やSDGsに関するセミナー等受講事業者数	者	65 (R2)	107	80 (R7)	70	152.9%	目標以上達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

(1) 環境に配慮した事業活動等の普及促進

ア ひろしま地球環境フォーラム等との連携

環境問題に関心の深い企業や団体、行政などが連携して環境にやさしい地域づくりを協働して進めることなどを目的として設立されたひろしま地球環境フォーラム等と連携して、講演会やセミナー等を行っています。事業を通じ、事業者等に対して、環境経営やSDGsに取り組むメリットなどを紹介することにより、事業者等の環境に配慮した取組を促進します。

イ 環境マネジメントシステムの導入促進

環境負荷の低減に向け、企業等の自主的な取組が求められていることから、セミナー等を実施し、中小企業向け環境マネジメントシステムであるエコアクション 21 等や、ISO14001 の取得促進を図っています。

ウ 融資制度等による支援

(ア) 中小企業高度化資金貸付制度 [経営革新課]

中小企業が協同組合等を組織して、共同で公害防止施設を設置する場合、貸付条件を優遇しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】貸付条件は次のとおり（令和3年度は実績なし。）。

図表 5-3-2 貸付条件（令和4年4月1日）

区分	一般の高度化事業	共同公害防止等施設を整備する場合
貸付限度額	貸付対象施設の設置資金の80%以内	
貸付利率	年0.4%	無利子
償還期間	20年以内（うち据置期間3年以内）	

資料：県経営革新課

(イ) 農業近代化資金制度 [就農支援課]

農業生産等に伴う環境負荷の低減を図るため、家畜ふん尿処理施設や堆肥舎等を設置する場合、資金の融資を行っています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】融資条件は次のとおり（令和3年度は実績なし。）。

図表 5-3-3 融資条件（令和4年6月20日）

貸付限度額	個人：1,800万円，法人2億円，農協等15億円 [認定農業者の特例の場合] 個人：1,800万円，法人3,600万円
貸付利率	年0.50% [認定農業者の特例の場合] 年0.16%～0.45%
償還期間	個人・法人：15年以内（うち据置期間3年以内） 農協等：20年以内（うち据置期間3年以内） [認定農業者の特例の場合] 15年以内（うち据置期間7年以内）

資料：県就農支援課

（2）環境に配慮した物品等の購入

ア 県産材消費拡大支援事業 [林業課]

県産材の消費拡大を図るため、県産材を使用した木造建築物を建築する場合、その金額の一部を助成しています。

【令和3年度実績】2,657棟の建築物に対し、総額85,587千円（平均3.2万円/棟）を助成。

【令和4年度内容】①県産材を使用した木造建築物の建築に対し、県産材利用量に応じて1m³あたり3.3千円を助成。

②木造建築物を年間10棟未満建築する者に対し、県産材を供給した場合、その提案に要する経費として1社あたり34千円を助成。

（3）法や条例に基づく適切なアセスメント手続の実施

ア 環境影響評価法・条例に基づく手続 [環境保全課]

「環境影響評価法」及び「環境影響評価に関する条例」に基づき、一定規模以上の事業について、適切な環境影響評価が実施されるよう審査、指導しています。

また、手続終了事業については、「環境影響評価に関する条例」及び「環境影響評価に係る事後指導実施要領」に基づき、事後調査の実施状況を調査しています。

【令和3年度実績】広島市、廿日市市及び安芸太田町が関係地域として計画されている風力発電所の設置について法に基づく方法書手続を実施。廿日市市において計画されている開発土地の区画整理について条例に基づく準備書手続を実施。手続終了後の事業に対する事後調査については、5件について報告を求め、実施状況の確認等を実施。

環境影響評価制度の対象とならない都市計画区域での開発行為、公有水面の埋立等に対して、知事の許認可に際し、環境の保全状況について審査。

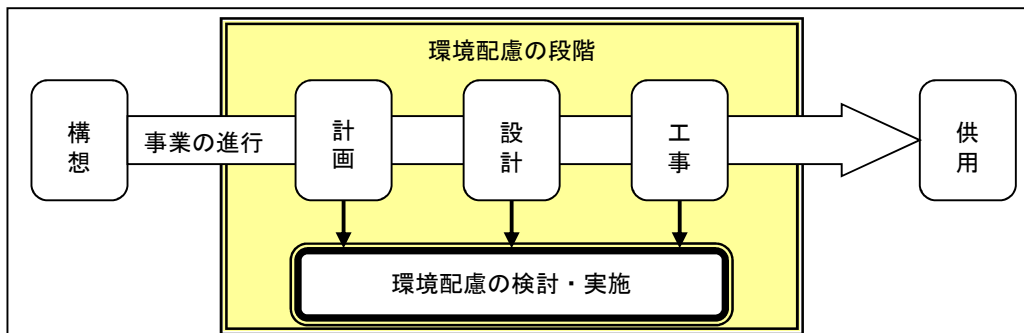
【令和4年度内容】引き続き、環境影響評価対象事業に対して、適切な環境影響評価が実施されるよう審査・指導するとともに、手続終了後の事後調査や環境への影響に関する審査を実施。

(4) 公共事業における環境配慮の推進

ア 公共事業における環境配慮の推進 [環境保全課]

県の公共事業における環境配慮を推進するため、「県環境配慮推進要綱」に基づき、事業の計画段階から工事段階に至る、環境配慮の推進に努めています。《県公共事業における環境配慮の状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 5-3-4 県公共事業における環境配慮の流れ



資料：県環境保全課

【令和3年度実績・令和4年度内容】計画・設計工事段階で環境配慮チェック表を作成（令和3年度実績：大・中規模事業 35 件）。

2 県自らの率先行動

【現状と課題】

県は、環境の保全に関する各種施策を推進する行政主体であると同時に、県内の社会経済活動における一事業者、一消費者としても大きな位置を占めています。

こうした立場から、「広島県地球温暖化対策実行計画」(R3～R7)、「自動車使用合理化計画」及び「広島県グリーン購入方針⁸」により、省エネルギー・省資源行動へ取り組み、環境への負荷の軽減を図るよう努めています。

令和3年5月に新たに策定した第5期広島県地球温暖化対策実行計画により、省資源・省エネルギー対策の推進や職員の環境保全意識の向上等に取り組めます。また、令和3年度のグリーン購入の調達実績は、4分野で95%以上の調達割合となっています。環境物品の購入が更なる環境物品の普及を促進していく好循環を作るために、グリーン購入の着実な取組を更に進めていく必要があります。

調査・研究分野では、総合技術研究所や県立広島大学において、産業技術や保健・環境に関する総合的な試験研究に取り組み、多様な環境問題の解決に貢献しています。

今後も、複雑化・多様化する環境問題に適切に対応した調査・研究を推進する必要があります。

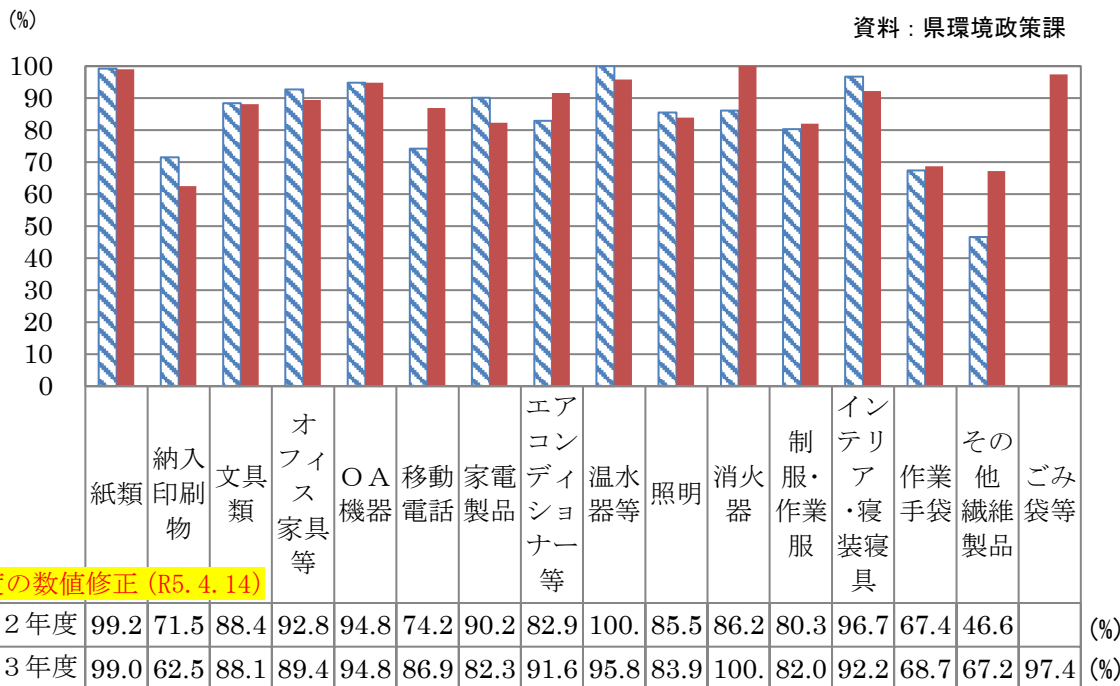
図表 5-3-5 県地球温暖化対策実行計画

資料：県環境政策課

項目	単位	基準年度 (H25)	現状値 (R3)		達成率	【参考】 目標 (R7)
			基準年度比			
温室効果ガス排出量	t-CO ₂	55,301	52,588	95.1%	94.1%	46,548 (H25 から 15.8%削減)

図表 5-3-6 グリーン購入調達率実績

資料：県環境政策課



※ 令和2年度の数値修正 (R5.4.14)

※ ゴミ袋等は、令和3年度から新たに追加

8 広島県グリーン購入方針：環境への負荷の少ない物品等（環境物品等）の購入に向けた本県の方針。国や地方公共団体が率先して環境物品等の購入を進めることにより、環境物品等の需要が増え、企業は環境物品等の開発・生産を積極的に行い、より多様な環境物品等をより低価格で入手することが可能となるなど需要面からの取組を促進し、環境への負荷の少ない社会を構築していくため、策定している。

(参考：県ホームページ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/b-b5-green-index-h23.html>)

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R3)	目標値 (目標年度)	目安※1	指標の 達成率	進捗 状況
環境政策課	県の事務事業で排出される温室効果ガスの排出量	t-CO2	49,797	52,588	46,431 (R7)	48,675	92.0%	概ね達成
環境政策課	県のグリーン購入調達率	%	88.3	90.6	100 (R7)	92.2	98.3%	概ね達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

(1) 温室効果ガス削減行動

ア 県地球温暖化対策実行計画の推進 [環境政策課]

地球温暖化対策推進法第21条の規定に基づき策定した実行計画の趣旨を踏まえ、県の事務及び事業から排出される温室効果ガスの抑制や省資源・省エネルギーなどの環境に配慮した取組を推進しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】 庁舎の電気使用量、公用車の燃費等を重点取組とした省エネ対策の推進による温室効果ガスの削減行動を推進。国が2050年カーボンニュートラル実現に向けて、温室効果ガスの削減目標を大幅に引き上げたこと等を踏まえ、令和4年度は広島県地球環境対策推進会議において県の実行計画を改定予定。

※ 関連事業：広島県地球環境対策推進会議（P7）

イ 工業用水道事業・水道用水供給事業 [水道課]

二酸化炭素排出削減のために、太陽光発電設備及びマイクロ水力発電設備を設置しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】 沼田川工業用水道事業惣定配水池に設置（平成14年度）した太陽光発電設備により、1,655kWhを発電し、約0.9トンの二酸化炭素排出量を削減。沼田川水道用水供給事業宮浦浄水場に設置（平成20年度）したマイクロ水力発電設備により、295,876kWhを発電し、約157.1トンの二酸化炭素排出量を削減。沼田川工業用水道事業本郷浄水場に設置（令和元年度）したマイクロ水力発電設備により、471kWhを発電し、約0.25トンの二酸化炭素排出量を削減。引き続き、太陽光発電設備及びマイクロ水力発電設備を運転し、二酸化炭素排出量を削減。

ウ 太田川流域下水道事業 [流域下水道課]

下水道の未利用エネルギーの有効活用を促進するため、東部浄化センターにおいて下水の処理工程で発生する消化ガスを利用した発電設備を設置しています。

令和元年度より、民設民営による消化ガス発電事業へ移行しました。（平成30年度をもって事業終了）

エ 芦田川流域下水道事業 [流域下水道課]

下水道の未利用エネルギーの有効活用を促進するため、芦田川浄化センターにおいて、下水の処理工程で発生する汚泥を石炭等代替燃料として利用可能とする汚泥固形燃料化施設を設置しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】平成29年1月供用開始。汚泥固形燃料化施設により、令和3年度は24,820トンの固形燃料化物を製造し、約6,990トンの二酸化炭素排出量を削減。引き続き、汚泥固形燃料化施設を運転し、二酸化炭素排出量を削減。

(2) 環境配慮率先行動

ア グリーン購入の推進 [環境政策課]

「県グリーン購入方針」に基づき、物品等の購入に当たって、価格や品質、利便性といった従来の基準だけでなく、環境負荷の低減を判断基準とすることとし、県が率先してグリーン購入を進めることにより、県民・事業者等に対するグリーン購入の普及促進や環境物品等への需要の転換を促進しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】紙類、文具類など22分野290品目について調達具体的な判断基準を定めるとともに、16分野に調達目標を設定し、環境物品の優先的な購入を推進。

※ 関連事業：リサイクル製品使用促進事業 (P114)

イ 農業農村整備事業 [農業基盤課]

市町毎に田園環境整備マスタープランを作成し、これを踏まえた事業計画の策定や、「県農村環境情報協議会」での意見交換・情報収集を行い、環境との調和に配慮した農村空間整備を行っています。

【令和3年度実績】農業農村整備事業計画地区において「県農村環境情報協議会」での意見交換を踏まえ、環境配慮工法等を検討。

【令和4年度内容】引き続き、県農村環境情報協議会での意見交換を踏まえながら、県環境配慮推進要綱に基づき環境との調和を図った整備を推進。

(3) 県による調査・研究の推進

ア 県立広島大学における研究 [高等教育担当]

庄原キャンパス（生物資源科学部）において、行政、企業及び公設の試験研究機関など様々な機関と連携して、環境に関する研究に取り組みます。

【令和3年度実績・令和4年度内容】地域や企業のニーズに対応した環境に関する研究等を実施。

(令和3年度の主な研究実績)

項目	研究内容等
県内河川の環境評価	環境DNA [※] による河川の環境評価に関する研究 ～魚類等のDNAや化学物質を解析し、生活を豊かにするための様々な化学物質が環境に与える影響を調査し、生活レベルを落とさず環境負荷を下げる社会の在り方を模索
汚染土壌の無害化	ヒ素等が含まれる汚染土壌の迅速な不溶化処理についての研究 ～建設残土等にヒ素等の汚染物質が確認された場合に、現地において、汚染土壌に不溶化剤を添加することにより、汚染物質の溶出を抑制

※海・川・湖・池等の水・土壌・空気などの環境に存在する生物由来のDNA

イ 総合技術研究所における研究 [研究開発課]

県内事業者等や事業局から要請された技術課題に対応し、既存製品の改良・新商品開発・生産性向上を支援し、県経済の持続的発展と県民の健康と快適な生活環境の確保に貢献します。

【令和3年度実績・令和4年度内容】保健環境・工業・農林水産業分野を有する総合力やこれまでの技術蓄積等の強みを発揮し、ニーズを起点とした課題解決・研究開発を推進。生分解性プラスチックや回収装置を活用した海洋プラスチックごみの低減検討、産学両者の連携・共同による循環型社会への転換に向けた研究開発事業などの支援を実施。

(4) 研究成果の利用促進

ア 調査・研究等の成果の公表 [研究開発課]

【令和3年度実績・令和4年度内容】企業との共同研究や技術支援等により、総合技術研究所の保有する特許技術を実装した製品の商品化や販売開始の発表。令和4年度以降においても、企業等の製品化の発表に合わせて広報等を実施。

	項 目	内 容	担当センター
飛散防止 アスベスト	アスベストの検出技術に係る研究	建築材料等に含まれるアスベストの簡易測定技術を活用した中小企業等の製品の開発を支援し、製品化に至った。 上記技術を応用し、飛散したアスベスト簡易測定技術を開発する。	保健環境センター

付1 第5次環境基本計画における指標及びその進捗状況

(総合計)

目標以上	目標どおり	概ね達成	未達成
8	41	14	7

第1章 ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進

(第1章の計)

目標以上	目標どおり	概ね達成	未達成
2	10	3	2

第1節 省エネルギー対策の推進

指標区分	指標項目	単位	R2	現状値 (R3)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	温室効果ガス排出量(県全体)	万t-CO ₂	-	5,436 (H30)	5,039	R7	5,903 (H25)	5,543	101.9%	目標どおり 達成
成果	二酸化炭素排出量 (産業)		-	3,864 (H30)	3,531		4,094 (H25)	3,859	99.9%	概ね達成
成果	二酸化炭素排出量 (民生(業務))		-	288 (H30)	309		405 (H25)	365	121.1%	目標以上 達成
成果	二酸化炭素排出量 (運輸)		-	584 (H30)	547		613 (H25)	586	100.3%	目標どおり 達成
成果	二酸化炭素排出量 (民生(家庭))		-	453 (H30)	449		579 (H25)	525	113.7%	目標どおり 達成
成果	二酸化炭素排出量 (廃棄物)		-	41 (H30)	48		45 (H25)	46	111.7%	目標どおり 達成
参考	電力使用量(民生(業務))	TJ	-	12,910 (H30)	13,611		17,076 (H25)	15,632	117.4%	目標どおり 達成
参考	電力使用量(家庭)	TJ	-	21,666 (H30)	19,491		23,711 (H25)	21,953	101.3%	目標どおり 達成
参考	次世代自動車導入割合	%	20.8	20.8 (R2)	31		17.8 (H30)	22	94.7%	概ね達成
成果	その他ガス排出量	万t-CO ₂	-	206 (H30)	157		167 (H25)	163	73.6%	未達成

第2節 再生可能エネルギーの導入促進

指標の区分	指標項目(内容)	単位	R2	現状値(R3)	目標値	目標年度	基準年度値(R1)	目安	指標の達成率	進捗状況
成果	太陽光発電設備導入量	千 Kw	1,567	1,567(R2)	1,669	R7	1,359(R1)	1,411	111.1%	目標どおり達成
成果	バイオマス発電設備導入量		190	190(R2)	現状値より増加		128(H30)	128	148.4%	目標以上達成
成果	廃棄物発電設備導入量		68	68(R2)	現状値より増加		68(H30)	68	100.0%	目標どおり達成

第3節 カーボンサイクルの推進

指標の区分	指標項目(内容)	単位	R2	現状値(R3)	目標値	目標年度	基準年度値(R1)	目安	指標の達成率	進捗状況
成果	二酸化炭素の回収・再利用に係る研究開発事業の数	件	5	5	現状値より増加	R7	5※1(R2)	—	—	—
成果	二酸化炭素の回収・再利用に係る実用化件数の数	件	1	1	現状値より増加		1(R2)	—	—	—
成果	手入れ不足人工林の間伐面積	ha	822	828	1,050		617(R1)	761	108.8%	目標どおり達成

※1 国のカーボンサイクル関連予算を活用した技術開発のうち、大崎上島町の実証研究拠点化に係るもの

第4節 気候変動を見据えた適応策の推進

指標の区分	指標項目(内容)	単位	R2	現状値(R3)	目標値	目標年度	基準年度値(R1)	目安	指標の達成率	進捗状況
参考	気候変動適応策の認知度	%	—	18.2	現状値より増加	R7	—	—	—	—
参考	避難の準備行動ができている人の割合	%	—	4.0※2	50		13.6※1(R1)	26	15.4%	未達成
参考	河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数※3	戸	約 18,000	約 18,000	約 16,700		約 18,000(R2)	—	—	—
参考	土砂災害から保全される家屋数	戸	約 116,000	約 119,000	約 129,000		約 116,000(R2)	—	—	—

※1 「令和元年度防災・減災に関する県民意識調査」において、「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動行動計画」で掲げる5つの行動目標を全て実践していると回答した人の割合

※2 ※1に、「マイ・タイムラインの作成」も要件に追加

※3 河川毎に計画規模(年超過確率 1/10~1/100)の洪水を想定

※4 事業効果が発揮されるまでに一定の期間を要すること等から、指標の達成率については目標年度で評価する。なお、各年度の進捗状況については、「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン アクションプラン」に掲げる KPI により管理している。

(第2章の計)

目標以上	目標どおり	概ね達成	未達成
0	5	5	1

第2章 循環型社会の実現

第1節 資源循環サイクルを拡大させた社会づくり

指標の区分	指標項目(内容)	単位	R1	現状値 (R2)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	一般廃棄物排出量	万 t	93.1	90.2	89.1	R7	92.9 (H30)	91.8	101.7%	目標どおり 達成
成果	一般廃棄物再生利用率	%	30.7	31.2	32.5		31.8 (H30)	32.0	97.5%	概ね達成
成果	一般廃棄物最終処分量		13.0	11.1	12.2		12.7 (H30)	12.6	111.9%	目標どおり 達成
成果	産業廃棄物排出量	万 t	1,478	1,349	1,453		1,465 (H30)	1,462	107.7%	目標どおり 達成
成果	産業廃棄物再生利用率	%	73.0	73.2	75.5		74.9 (H30)	75.1	97.5%	概ね達成
成果	産業廃棄物最終処分量		2.4	2.2	1.9		2.3 (H30)	2.2	100.0%	目標どおり 達成
成果	がれき類再生利用率		90.3	90.9	94.2		90.2 (H30)	91.3	99.6%	概ね達成
成果	廃プラスチック類の再生利用率		65.5	67.4	76.4		64.3 (H30)	67.8	99.4%	概ね達成

第2節 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり

指標の区分	指標項目(内容)	単位	R2	現状値 (R3)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	市町における災害廃棄物初動マニュアルの策定	自治体数	16	21	23	R3	12 (R1)	23	91.3%	概ね達成
成果	電子マニフェスト普及率	%	55.6	58.5	80	R7	51.5 (H30)	58.5	113.6%	目標どおり 達成
成果	産業廃棄物の不法投棄件数 (10t以上)	件	2	3	2		2.6※1	2.4	75.0%	未達成

※1 R4以降も、全市町が参加する研修・訓練等を通じて、マニュアルの継続的な見直しを実施

第3章 地域環境の保全

(第3章の計)

目標以上	目標どおり	概ね達成	未達成
2	21	3	1

第1節 良好な大気環境の確保

指標の区分	指標項目(内容)	単位	R2	現状値 (R3)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	環境基準達成率: 二酸化硫黄	%	100	100	100	R7	100 (R1)	100	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率: 一酸化炭素		100	100	100		100 (R1)	100	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率: 二酸化窒素		100	100	100		100 (R1)	100	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率: 浮遊粒子状物質		100	100	100		100 (R1)	100	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率: ベンゼン		100	100	100		100 (R1)	100	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率: ジクロロメタン		100	100	100		100 (R1)	100	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率: 一般地域における騒音		88.3	88.9	環境基準の 達成率の向 上を図る		91.9 (R1)	91.9	96.7%	概ね達成
成果	環境基準達成率: 道路に面する地域における騒音		84.1	90.2			84.6 (R1)	84.6	106.6%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率: 航空機騒音		100	100	100		100 (R1)	100	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率: 新幹線鉄道騒音		60	63.6	環境基準の達成 率の向上を図る		50 (R1)	50	127.2%	目標以上 達成

第2節 健全な水環境の保全・管理

指標の区分	指標項目(内容)	単位	R2	現状値 (R3)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	環境基準達成率: 重金属等有害物質	%	100	100	100	R7	100	100	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率:河川BOD		95.1	93.9	環境基準の 達成率の向 上を図る		92.7	92.7	101.3%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率:海域COD		28.6	21.4			42.9	42.9	49.9%	未達成
成果	環境基準達成率:海域全窒素		88.9	88.9			88.9	88.9	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率:海域全りん		100	100	100	R7	100	100	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率:地下水		79.6	87.8	現状値より増加		81.6	81.6	107.6%	目標どおり 達成
参考	COD汚濁負荷量(瀬戸内海水域): 生活系COD	t/日	16(H30)	15(R2)	具体的な数値 は「第9次水質 総量削減計 画」に定める (R4 策定予 定)	R6(予定)	16 (H30)	—	—	—
参考	COD汚濁負荷量(瀬戸内海水域): 産業系COD		19(H30)	18(R2)			19 (H30)	—	—	—
参考	COD汚濁負荷量(瀬戸内海水域): その他COD		6(H30)	7(R2)			6 (H30)	—	—	—
参考	汚水処理人口普及率	%	89.4	89.8	92.8	R8	88.8	91.3	98.4%	概ね達成

第3節 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全

指標の区分	指標項目(内容)	単位	R2	現状値 (R3)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	ダイオキシン類環境基準達成率: 大気	%	100	100	100	R7	100	100	100%	目標どおり 達成
成果	ダイオキシン類環境基準達成率: 公共用水域		100	100	100		100	100	100%	目標どおり 達成
成果	ダイオキシン類環境基準達成率: 土壌		100	100	100		100	100	100%	目標どおり 達成
参考	事業者によるダイオキシン自主 測定の実施割合		100	100	100		100	100	100%	目標どおり 達成
参考	化管法に基づく指定化学物質の 環境への届出排出量:大気	t/年	5,924 (R1)	4,929 (R2)	排出量の削 減を図る	R7	6,102 (H30)	6,102	119.2%	目標どおり 達成
参考	化管法に基づく指定化学物質の 環境への届出排出量:公共用水域		205 (R1)	218 (R2)			217 (H30)	217	99.5%	概ね達成
参考	化管法に基づく指定化学物質の 環境への届出排出量:埋立処分		1,954 (R1)	1,899 (R2)			2,324 (H30)	2,324	118.3%	目標どおり 達成

第4節 プラスチックごみの海洋流出防止対策

指標の区分	指標項目(内容)	単位	R2	現状値(R3)	目標値	目標年度	基準年度値(R1)	目安	指標の達成率	進捗状況
成果	3品目(ペットボトル, プラスチックボトル, レジ袋)の海岸漂着物量	t	6.1	5.1	7.9	R7	8.4	8.0	136.3%	目標以上達成

第5節 地域環境の維持・向上

指標の区分	指標項目(内容)	単位	R2	現状値(R3)	目標値	目標年度	基準年度値(R1)	目安	指標の達成率	進捗状況
成果	水質事故発生件数	件	147	124	現状より減少	R7	147	147	115.6%	目標どおり達成
成果	緑地環境保全地域面積	ha	818	818	現状より増加		818	818	100%	目標どおり達成

第4章 自然環境と生物多様性の保全

(第4章の計)

目標以上	目標どおり	概ね達成	未達成
0	4	1	3

第1節 自然資源の持続可能な利用

指標の区分	指標項目(内容)	単位	R2	現状値(R3)	目標値	目標年度	基準年度値(R1)	目安	指標の達成率	進捗状況
成果	自然公園利用者数	千人	5,222	4,936	増加を図る	R7	9,642	9,642	51.2%	未達成
参考	県自然環境保全地域面積	ha	2,054	2,054	2,054		2,054	2,054	100%	目標どおり達成
参考	自然公園面積		37,857	37,857	37,857		37,857	37,857	100%	目標どおり達成
参考	自然海浜保全地区面積(陸域)		17	17	17		17	17	100%	目標どおり達成
参考	森林ボランティア参加数		人	38,118	38,454		78,108	78,108	78,108	49.2%
参考	アマモ場, ガラモ場等の造成面積	ha	32.2	37.4	46.2		26.2	33	113.3%	目標どおり達成

第2節 生態系の健全な維持管理

指標の区分	指標項目(内容)	単位	R2	現状値(R3)	目標値	目標年度	基準年度値(R1)	目安	指標の達成率	進捗状況
成果	レッドデータブックひろしま掲載数	種	1,000	1,161	設定なし	—	—	—	—	—
参考	自然観察会等への参加者数	人/年	5,335	5,362	設定なし	—	—	—	—	—
参考	特定鳥獣保護管理計画に基づく特定鳥獣の個体群管理:イノシシの捕獲数	頭/年	33,638	29,905※1	30,000 以上	R3	29,531	30,000	99.7%	概ね達成
参考	特定鳥獣保護管理計画に基づく特定鳥獣の個体群管理:ツキノワグマの除去数		423※2	257※2	135 以内	R3	189	135	9.6%	未達成

※1 速報値

※2 広島県, 島根県, 山口県の合計

(第5章の計)

第5章 環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」

目標以上	目標どおり	概ね達成	未達成
4	1	2	0

第1節 環境学習・環境活動の推進

指標の区分	指標項目(内容)	単位	R2	現状値(R3)	目標値	目標年度	基準年度値(R1)	目安	指標の達成率	進捗状況
成果	環境保全活動に取り組んでいる県民の割合	%	59.9	—	65	R5	59.9(R2)	—	—	—
参考	環境学習講師派遣学習会の受講者数	人	113	1,295	700	R3	113(R2)	—	185.0%	目標以上達成

第2節 環境関連産業の振興

指標の区分	指標項目(内容)	単位	R2	現状値(R3)	目標値	目標年度	基準年度値(R1)	目安	指標の達成率	進捗状況
成果	環境・エネルギー分野の付加価値額	億円	684	896	892	R7	684	731	122.5%	目標以上達成
成果	環境・エネルギー分野の取組企業数	社	127	140	170		127	130	107.6%	目標どおり達成

第3節 環境配慮の仕組みづくり

指標の区分	指標項目(内容)	単位	R2	現状値(R3)	目標値	目標年度	基準年度値(R1)	目安	指標の達成率	進捗状況
成果	ひろしま地球環境フォーラム会員のうち、SDGsと関連付けて事業活動を行っている事業者の割合	%	29.7 (R1)	53.8	75	R7	29.7	44.8	120.0%	目標以上達成
参考	環境経営やSDGsに関するセミナー等受講者数	人	65	107	80		65 (R2)	70	152.9%	目標以上達成
成果	県の事務事業で排出される温室効果ガス排出量	t-CO ₂	38,574	52,588	46,431		49,797	48,675	92.0%	概ね達成
参考	県のグリーン購入調達率	%	88.1	90.6	100		88.3	92.2	98.3%	概ね達成

付2 環境関連事業費

第2部に掲載している県の環境施策について、項目ごとに合計予算をまとめています。

(単位:千円)

項 目	R3当初予算	R4当初予算
第1章 ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進		
第1節 省エネルギー対策等の推進		
1 二酸化炭素排出量の削減対策の推進	※ 39,234,873	※ 42,378,124
2 その他温室効果ガス削減対策の推進	※ 4,557	※ 4,555
第2節 再生可能エネルギーの導入促進		
	405,455	636,877
第3節 カーボンサイクルの推進		
1 広島型カーボンサイクル構築に向けた取組の推進	40,000	65,188
2 森林吸収源対策の推進	1,813,925	2,007,986
第4節 気候変動を見据えた適応策の推進		
	3,033	4,298
第2章 循環型社会の実現		
第1節 資源循環サイクルを拡大させた社会づくり		
1 一般廃棄物の徹底的な資源循環	5,594	5,471
2 産業廃棄物の徹底的な資源循環	1,814,727	1,977,393
第2節 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり		
1 一般廃棄物の適正かつ効率的な処理	12,630	12,676
2 産業廃棄物の適正処理	400,695	276,946
3 廃棄物不法投棄防止対策	154,558	144,335
第3章 地域環境の保全		
第1節 良好な大気環境の確保		
1 大気質の保全	71,478	64,662
2 騒音・振動・悪臭の防止	43,335	43,348
第2節 健全な水環境の保全・管理		
	※ 17,463,747	※ 14,151,228
第3節 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全		
	29,660	63,197
第4節 プラスチックごみの海洋流出防止対策		
	61,875	112,883
第5節 地域環境の維持・向上		
1 総合的な環境保全対策の推進	95,577	125,570
2 身近な緑地環境と優れた景観の保全・創造	※ 40,833,343	※ 43,896,240
第4章 自然環境と生物多様性の保全		
第1節 自然資源の持続可能な利用		
	※ 14,604,636	※ 12,898,252
第2節 生態系の健全な維持管理		
	※ 67,902,142	※ 72,917,072
第5章 環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」		
第1節 環境学習・自主的な環境活動の推進		
	※ 4,092,482	※ 4,133,533
第2節 環境関連産業の振興		
	198,692	244,258
第3節 環境配慮の仕組みづくり		
1 事業者等による環境に配慮した取組の推進	※ 304,094	※ 315,827
2 県自らの率先行動	※ 4,017,132	※ 4,038,623

(注1) 予算が複数の項目に跨る場合は、主たる項目の欄に合計予算をまとめています。

(注2) 予算が環境関連事業とそれ以外の事業に跨る場合は、※印を付しています。

付3 県・市町の環境行政組織(令和4年4月1日現在)

(1) 県

部 課 名		所 在 地	TEL
環 境 県 民 局	環 境 政 策 課	〒730-8511 広島市中区基町 10-52	082-513-2911
	環 境 保 全 課		082-513-2917
	自 然 環 境 課		082-513-2932
	循 環 型 社 会 課		082-513-2951
	産 業 廃 棄 物 対 策 課		082-513-2963
事 務 所 名		所 在 地	TEL
生 活 環 境 ・ 廃 棄 物	西部厚生環境事務所 環境管理課	〒738-0004 廿日市市桜尾 2-2-68	0829-32-1181
	西部厚生環境事務所広島支所 衛生環境課	〒730-0011 広島市中区基町 10-52	082-513-5537
	西部厚生環境事務所呉支所 衛生環境課	〒737-0811 呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400
	西部東厚生環境事務所 環境管理課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
	東部厚生環境事務所 環境管理課	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12	0848-25-4634
	東部厚生環境事務所福山支所 衛生環境課	〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311
	北部厚生環境事務所 環境管理課	〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5181
自 然 環 境	西部農林水産事務所 林務第一課	〒730-0011 広島市中区基町 10-52	082-228-2111
	西部農林水産事務所呉農林事業所 林務課	〒737-0811 呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400
	西部農林水産事務所東広島農林事業所 林務課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
	東部農林水産事務所 林務課	〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311
	東部農林水産事務所尾道農林事業所 林務課	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12	0848-25-2011
	北部農林水産事務所 林務第一課	〒727-0011 庄原市東本町 1-4-1	0824-72-2015
総合技術研究所 保健環境センター		〒734-0007 広島市南区皆実町 1-6-29	082-255-7131

(2) 市町

市町	課(室)名			所在地	TEL	FAX
	環境保全関係	廃棄物関係	自然環境関係			
広島市	温暖化対策課 環境保全課	環境政策課 業務第一課 (一般廃棄物) 業務第二課 (浄化槽) 産業廃棄物指導課	—	広島市中区国泰寺町 1-6-34	環境政策課 082-504-2505 業務第一課 082-504-2219 業務第二課 082-504-2223 産業廃棄物指導課 082-504-2225 温暖化対策課 082-504-2185 環境保全課 082-504-2097	082-504-2229
呉市	環境政策課 環境試験センター	環境政策課 環境業務課 環境施設課 (廃棄物) 環境試験センター (浄化槽)	環境政策課 土木総務課 農林水産課	環境政策課・土木総務課 ・農林水産課 呉市中央 4-1-6 環境業務課 呉市広多賀谷 3-8-7 環境施設課 呉市広多賀谷 3-9-2 環境試験センター 呉市青山町 5-3	環境政策課 0823-25-3301 環境業務課 0823-74-9100 環境施設課 0823-74-9107 環境試験センター 0823-25-3551 土木総務課 0823-25-3668 農林水産課 0823-25-3317	環境政策課 0823-32-1621 環境業務課 0823-71-7497 環境施設課 0823-74-3312 環境試験センター 0823-25-9752 土木総務課 0823-25-0347 農林水産課 0823-25-7592
竹原市	市民課	市民課	市民課 産業振興課	竹原市中央 5-1-35	市民課 0846-22-2279 産業振興課 0846-22-7745	0846-22-8579

市町	課(室)名			所在地	TEL	FAX
	環境保全関係	廃棄物関係	自然環境関係			
三原市	環境施設課 生活環境課	環境施設課 (廃棄物) 生活環境課 (浄化槽)	生活環境課 都市開発課	環境施設課 三原市八坂町 10227 生活環境課, 都市開発課 三原市港町 3-5-1	環境施設課 0848-63-4197 生活環境課 0848-67-6194 都市開発課 0848-67-6113	環境施設課 0848-67-6069 生活環境課 0848-67-6164 都市開発課 0848-64-6057
尾道市	環境政策課	環境政策課 下水道課 (浄化槽) 清掃事務所 (一般廃棄物)	農林水産課 環境政策課	環境政策課, 農林水産課, 尾道市久保 1-15-1 下水道課 尾道市長江 3-6-52 清掃事務所 尾道市長者原 1-220-75	環境政策課 0848-38-9434 下水道課 0848-29-6250 清掃事務所 0848-48-2900 農林水産課 0848-38-9473	環境政策課 0848-38-9293 下水道課 0848-37-5376 清掃事務所 0848-48-2820 農林水産課 0848-37-2377
福山市	環境総務課 環境保全課	廃棄物対策課 (廃棄物) 環境保全課 (浄化槽)	環境保全課	福山市東桜町 3-5	環境総務課 084-928-1071 環境保全課 084-928-1072 廃棄物対策課 (一般廃棄物) 084-928-1073 (産業廃棄物) 084-928-1168	084-927-7021
府中市	環境整備課	環境整備課	—	府中市鶉飼町 74-2	(環境保全) 0847-43-7237 (廃棄物) 0847-43-9222	0847-43-9223
三次市	環境政策課	環境政策課	環境政策課	三次市十日市中 2-8-1	(環境保全) (自然環境) 0824-62-6136 (廃棄物) 0824-66-3449	(環境保全) (自然環境) 0824-62-6397 (廃棄物) 0824-66-3168
庄原市	環境政策課	環境政策課 (廃棄物) 下水道課 (浄化槽)	環境政策課	環境政策課 庄原市是松町 20-25 下水道課 庄原市中本町 1-10-1	環境政策課 0824-72-1398 下水道課 0824-73-1175	環境政策課 0824-72-5517 下水道課 0824-72-3322
大竹市	環境整備課	環境整備課 リサイクルセンター (廃棄物) 環境整備課 (浄化槽)	産業振興課 都市計画課 環境整備課	環境整備課, 産業振興課, 都市計画課 大竹市小方 1-11-1 環境整備課リサイクルセンター 大竹市東栄 3-4	環境整備課 0827-59-2154 環境整備課 リサイクルセンター 0827-52-5101 産業振興課 0827-59-2130 都市計画課 0827-59-2167	環境整備課 0827-57-0880 環境整備課 リサイクルセンター 0827-52-5180 産業振興課, 都市計画課 0827-57-7130
東広島市	環境先進都市 推進課	廃棄物対策課 (廃棄物) 環境先進都市 推進課 (浄化槽)	都市計画課 (緑の基本計画) 都市整備課 (自然公園管理)	東広島市西条栄町 8-29	環境先進都市 推進課 082-420-0928 廃棄物対策課 082-420-0926 都市計画課 082-420-0954 都市整備課 082-420-0955	環境先進都市 推進課 082-421-5601 廃棄物対策課 082-426-3115 都市計画課 082-421-3233 都市整備課 082-421-5280

市町	課(室)名			所在地	TEL	FAX
	環境保全関係	廃棄物関係	自然環境関係			
廿日市市	生活環境課 (環境保全) 都市計画課 (景観)	循環型社会推進課 (一般廃棄物) 下水道経営課 (浄化槽)	農林水産課 環境政策課	農林水産課, 生活環境課, 循環型社会推進課 廿日市市下平良 1-11-1 下水道経営課 廿日市市串戸 5-10-15	農林水産課 0829-30-9148 生活環境課 0829-30-9132 循環型社会推進課 0829-30-9133 下水道経営課 0829-32-5490 都市計画課 0829-30-9190	農林水産課 生活環境課 循環型社会推進課 都市計画課 0829-31-0999 下水道経営課 0829-31-2575
安芸高田市	社会環境課 管理課	社会環境課 (廃棄物) 上下水道課 (浄化槽)	農林水産課	安芸高田市吉田町吉田 791	社会環境課 0826-42-1126 管理課 0826-47-1201 上下水道課 0826-47-1204 農林水産課 0826-47-4022	社会環境課 管理課 上下水道課 0826-47-1206 農林水産課 0826-42-1003
江田島市	地域支援課	地域支援課	農林水産課 都市整備課 地域支援課	江田島市大柿町大原 505	農林水産課 0823-43-1642 都市整備課 0823-43-1647 地域支援課 0823-43-1637	農林水産課 0823-57-4433 都市整備課 0823-57-4434 地域支援課 0823-57-4432
府中町	環境課	環境課	環境課	安芸郡府中町大通 3-5-1	082-286-3244	082-284-7111
海田町	町民生活課	町民生活課	町民生活課	安芸郡海田町上市 14-18	082-823-9219	082-823-7927
熊野町	生活環境課	生活環境課	—	安芸郡熊野町中溝 1-1-1	082-820-5606	082-854-8009
坂町	環境防災課	環境防災課	—	安芸郡坂町平成ヶ浜 1-1-1	082-820-1506	082-820-1522
安芸太田町	住民課	衛生対策室 (廃棄物) 住民課 建設課 (浄化槽)	住民課	衛生対策室 山県郡安芸太田町大字穴 1456 -1 住民課・建設課 山県郡安芸太田町大字戸河内 784-1	衛生対策室 0826-23-1120 住民課 0826-28-2116 建設課 0826-28-1963	衛生対策室 0826-23-1170 住民課 建設課 0826-28-1622
北広島町	町民課	町民課 (廃棄物) 上下水道課 (浄化槽)	農林課	山県郡北広島町有田 1234	町民課 050-5812-1854 上下水道課 050-5812-1861 農林課 050-5812-1857	0826-72-5242
大崎上島町	保健衛生課	保健衛生課	保健衛生課	豊田郡大崎上島町木江 4968	0846-62-0303	0846-62-0304
世羅町	町民課	町民課	産業振興課	世羅郡世羅町大字西上原 123-1	町民課 0847-22-4513 産業振興課 0847-22-5304	町民課 0847-22-2768 産業振興課 0847-22-4566
神石高原町	環境衛生課	環境衛生課	環境衛生課	神石郡神石高原町小島 1701	0847-89-3336	0847-85-3394

(環境用語索引)

— あ行 —

R D F	16, 33
赤潮	60
アスベスト	72
アダプト活動	110
安定型最終処分場	40
エコアクション 21	116
エコドライブ	10, 54
L E D	9
オゾン層	14
汚濁負荷量	60
温室効果ガス	5

— か行 —

カーボンオフセット	23
カーボンリサイクル	19
外来生物法	2, 28
環境影響評価	116
環境基準	50
環境の日, 環境月間	108
環境マネジメントシステム	116
環境リスク	73
管理型最終処分場	40
クールシェア	13
光化学オキシダント	50
公共用水域	60
交通需要マネジメント	9

— さ行 —

サーマルリサイクル	14, 33
里山	17, 86
C O D	60
次世代自動車	8
自然環境保全地域	23, 92
自然公園	92
自動車使用合理化	8, 54
臭気指数	57
3 R	31
生物多様性	92

— た行 —

ダイオキシン類	72
第1種エネルギー管理指定工場	7
第2種エネルギー管理指定工場	7
地球温暖化対策地域協議会	12
長期優良住宅	13
低周波音(空気振動)	55
電力固定価格買取制度(FIT)	16
都市公園	86

— な行 —

内部生産	60
二次生成粒子	53

— は行 —

パーク&ライド	9
P R T R	71
p H	51
B O D	60
P C B	43, 74
干潟	95
光ビーコン	10
微小粒子状物質(P M 2. 5)	50
広島型カーボンサイクル	20
広島県グリーン購入方針	121
広島県地球温暖化防止活動推進センター	12
ひろしま地球環境フォーラム	13, 107
びんごエコタウン(構想)	113
V O C	54
富栄養化	60
不法投棄 110 番	45
フロン類	15
保安林	23

— ま行 —

マイクロプラスチック	2, 78
マニフェスト	44
水の華	63
藻場	95

— ら行 —

リサイクル関係各法	1
リスクコミュニケーション	73
林業経営適地	21

令和4（2022）年版 環境白書

令和4（2022）年9月

編集 広島県環境県民局

発行

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

TEL 082-228-2111